

令和 5 年 第 1 回

# 大崎町議会 3 月定例会会議録

開会 令和 5 年 3 月 1 日

閉会 令和 5 年 3 月 16 日

大 崎 町 議 会

令和5年第1回大崎町議会定例会

会 期

令和5年 3月 1日 (水) から

16日間

令和5年 3月16日 (木) まで

月 日	曜 日	時刻	本会議	委員会	摘 要
3月 1日	水	10	第1日		会 期 の 決 定 議 案 等 上 程
2日	木	9		委員会	付 託 案 件 の 審 査
3日	金	9		委員会	特別委員会 (一般当初)
4日	土				休 会
5日	日				休 会
6日	月	9		委員会	特別委員会 (一般当初)
7日	火	9		委員会	委員会 (特会当初)
8日	水	13		委員会	特別委員会 (一般当初)
9日	木	10	第2日		一 般 質 問
10日	金	9		委員会	特別委員会 (一般当初) 特別委員会 (国保税条例)
11日	土				休 会
12日	日				休 会
13日	月				予 備
14日	火				予 備
15日	水				予 備
16日	木	10	第3日		付 託 案 件 の 審 査 報 告

## 令和5年第1回大崎町議会定例会会議録目次

### 第1号（3月1日）（水）

1. 開 会	5
2. 開 議	5
3. 日程第1 会議録署名議員の指名	5
4. 日程第2 会期の決定	5
5. 日程第3 諸般の報告	5
6. 日程第4 行政報告	6
東町長報告	6
7. 日程第5 議案第1号 令和4年度大崎町一般会計補正予算（第8号）	8
東町長提案理由説明	8
上橋総務課長	8
中山美幸君	10
東町長	11
中野企画調整課長	11
8. 日程第6 議案第2号 令和4年度大崎町国民健康保険事業特別会計補正 予算（第2号）	11
東町長提案理由説明	11
谷迫保健福祉課長	11
9. 日程第7 議案第3号 令和4年度大崎町後期高齢者医療特別会計補正予 算（第1号）	14
東町長提案理由説明	14
谷迫保健福祉課長	14
10. 日程第8 議案第4号 令和4年度大崎町介護保険事業特別会計補正予算 （第3号）	15
東町長提案理由説明	15
谷迫保健福祉課長	15
11. 日程第9 議案第5号 令和4年度大崎町公共下水道事業特別会計補正予算 （第3号）	16
東町長提案理由説明	16
本松水道課長	16
12. 日程第10 議案第6号 令和5年度大崎町一般会計予算	17
13. 日程第11 議案第7号 令和5年度大崎町国民健康保険事業特別会計予	

	算	17
14.	日程第12 議案第8号 令和5年度大崎町後期高齢者医療特別会計予算	17
15.	日程第13 議案第9号 令和5年度大崎町介護保険事業特別会計予算	17
16.	日程第14 議案第10号 令和5年度大崎町水道事業会計予算	17
17.	日程第15 議案第11号 令和5年度大崎町公共下水道事業特別会計予算	17
	東町長提案理由説明	17
	川越税務課長	29
	松元住民環境課長	30
	谷迫保健福祉課長	30
	本松水道課長	32
	相星農委事務局長	32
	上野農林振興課長	33
	竹本耕地課長	34
	時見建設課長	35
	岡留教委管理課長	35
	鎌田社会教育課長	36
18.	休 憩	37
	中野企画調整課長	38
	上橋総務課長	39
	谷迫保健福祉課長	40
	谷迫保健福祉課長	42
	谷迫保健福祉課長	43
	本松水道課長	45
	本松水道課長	47
	中山美幸君	49
19.	休 憩	51
	東町長	51
	中山美幸君	51
	東町長	51
	中野企画調整課長	51
	上橋総務課長	52
	中山美幸君	52
	千歳副町長	52
	中山美幸君	52

中野企画調整課長	53
上橋総務課長	53
20. 休 憩	53
中山美幸君	54
谷迫保健福祉課長	54
21. 休 憩	56
22. 日程第16 議案第12号 農業機械等購入等積立基金の設置, 管理及び 処分に関する条例を廃止する条例の制定に ついて	56
東町長提案理由説明	56
上野農林振興課長	56
中山美幸君	57
上野農林振興課長	57
中山美幸君	57
上野農林振興課長	57
23. 日程第17 議案第13号 大崎町研修センターの設置及び管理に関する 条例を廃止する条例の制定について	58
東町長提案理由説明	58
24. 日程第18 議案第14号 大崎町国民健康保険条例の一部を改正する 条例の制定について	59
東町長提案理由説明	59
谷迫保健福祉課長	59
25. 日程第19 議案第15号 大崎町国民健康保険税条例の一部を改正する 条例の制定について	60
東町長提案理由説明	60
川越税務課長	61
26. 休 憩	68
27. 日程第20 議案第16号 大崎町個人情報保護に関する法律施行条例 の制定について	68
28. 日程第21 議案第17号 大崎町情報公開・個人情報保護審査会条例の 制定について	68
29. 日程第22 議案第18号 大崎町情報公開条例の一部を改正する条例の 制定について	68
東町長提案理由説明	68

上橋総務課長	69
30. 日程第23 議案第19号 2災836号飯隈橋橋梁災害復旧工事（上部工）	
請負契約の締結について	73
東町長提案理由説明	73
上橋総務課長	74
31. 日程第24 議案第20号 地域活性化施設野方あらさのの指定管理者の	
指定について	75
東町長提案理由説明	75
中野企画調整課長	75
平田慎一君	76
中野企画調整課長	76
平田慎一君	77
東町長	77
平田慎一君	78
中山美幸君	78
東町長	78
中山美幸君	79
32. 散    会	80
第2号（3月9日）（木）	
1. 開    議	87
2. 日程第1 会議録署名議員の指名	87
3. 日程第2 一般質問	87
児玉孝徳君	87
東町長	87
児玉孝徳君	88
東町長	88
児玉孝徳君	88
上橋総務課長	88
児玉孝徳君	88
東町長	88
児玉孝徳君	88
上橋総務課長	89
児玉孝徳君	89

東町長	89
児玉孝徳君	89
上橋総務課長	89
児玉孝徳君	89
東町長	90
児玉孝徳君	90
東町長	90
時見建設課長	91
児玉孝徳君	91
時見建設課長	91
児玉孝徳君	92
東町長	92
児玉孝徳君	92
東町長	93
児玉孝徳君	93
東町長	94
児玉孝徳君	95
東町長	95
児玉孝徳君	96
東町長	97
児玉孝徳君	97
4. 休 憩	97
稲留光晴君	97
東町長	98
稲留光晴君	98
東町長	98
谷迫保健福祉課長	98
稲留光晴君	98
東町長	98
稲留光晴君	98
東町長	99
谷迫保健福祉課長	99
稲留光晴君	99
谷迫保健福祉課長	99

稻留光晴君 .....	99
谷迫保健福祉課長 .....	99
稻留光晴君 .....	99
谷迫保健福祉課長 .....	99
稻留光晴君 .....	99
東町長 .....	100
稻留光晴君 .....	100
東町長 .....	100
稻留光晴君 .....	101
東町長 .....	101
稻留光晴君 .....	101
東町長 .....	102
稻留光晴君 .....	102
東町長 .....	103
稻留光晴君 .....	104
東町長 .....	104
稻留光晴君 .....	104
時見建設課長 .....	105
稻留光晴君 .....	105
時見建設課長 .....	105
稻留光晴君 .....	105
東町長 .....	105
稻留光晴君 .....	105
東町長 .....	105
5. 休    憩 .....	106
稻留光晴君 .....	106
東町長 .....	106
稻留光晴君 .....	107
東町長 .....	107
稻留光晴君 .....	107
東町長 .....	107
稻留光晴君 .....	107
東町長 .....	108
稻留光晴君 .....	108

東町長	108
稲留光晴君	108
東町長	108
稲留光晴君	109
6. 休 憩	109
中山美幸君	109
東町長	110
中山美幸君	111
東町長	111
中山美幸君	112
東町長	112
中山美幸君	113
東町長	113
中山美幸君	114
東町長	114
中山美幸君	114
東町長	114
中山美幸君	115
東町長	115
中山美幸君	116
7. 休 憩	116
東町長	116
中山美幸君	116
東町長	116
中山美幸君	116
東町長	116
中山美幸君	117
東町長	117
中山美幸君	118
東町長	118
中山美幸君	118
東町長	118
中山美幸君	118
東町長	119

中山美幸君	119
東町長	119
中山美幸君	120
東町長	120
中山美幸君	120
東町長	120
中山美幸君	120
東町長	120
中山美幸君	121
東町長	121
中山美幸君	121
東町長	121
中山美幸君	122
東町長	122
中山美幸君	122
東町長	123
中山美幸君	123
東町長	123
中山美幸君	123
東町長	125
中山美幸君	125
東町長	125
中山美幸君	125
東町長	126
中山美幸君	126
東町長	126
中山美幸君	126
東町長	126
中山美幸君	126
東町長	126
中山美幸君	127

東町長	127
中山美幸君	127
10. 休 憩	128
平田慎一君	128
東町長	129
穂園教育長	129
平田慎一君	130
東町長	130
谷迫保健福祉課長	130
平田慎一君	130
穂園教育長	130
平田慎一君	130
穂園教育長	131
平田慎一君	132
東町長	132
穂園教育長	133
平田慎一君	133
東町長	133
上橋総務課長	133
平田慎一君	134
上橋総務課長	134
平田慎一君	134
東町長	134
穂園教育長	135
平田慎一君	135
穂園教育長	135
平田慎一君	137
穂園教育長	137
平田慎一君	137
穂園教育長	137
平田慎一君	138
穂園教育長	138
平田慎一君	138
東町長	139

平田慎一君	139
東町長	140
平田慎一君	140
東町長	140
上橋総務課長	141
平田慎一君	141
東町長	141
平田慎一君	142
東町長	142
平田慎一君	143
東町長	143
平田慎一君	144
東町長	144
平田慎一君	145
東町長	145
平田慎一君	145
東町長	145
松元住民環境課長	145
平田慎一君	146
松元住民環境課長	146
平田慎一君	146
11. 休 憩	146
松元住民環境課長	146
平田慎一君	146
松元住民環境課長	146
平田慎一君	147
松元住民環境課長	147
平田慎一君	147
東町長	147
平田慎一君	147
東町長	147
平田慎一君	148
松元住民環境課長	148
平田慎一君	149

12. 休 憩	149
東町長	149
平田慎一君	149
松元住民環境課長	149
平田慎一君	150
松元住民環境課長	150
平田慎一君	150
13. 休 憩	150
上原正一君	150
東町長	151
上原正一君	152
東町長	152
上原正一君	152
東町長	153
上原正一君	153
東町長	153
上原正一君	153
東町長	154
上原正一君	154
東町長	154
上原正一君	155
東町長	155
上原正一君	156
東町長	156
上原正一君	157
東町長	157
上原正一君	157
穂園教育長	158
東町長	158
上原正一君	158
東町長	158
上原正一君	158
穂園教育長	158
上原正一君	158

東町長	158
上原正一君	159
穂園教育長	159
上原正一君	159
穂園教育長	159
上原正一君	159
穂園教育長	160
上原正一君	160
穂園教育長	160
上原正一君	160
穂園教育長	160
上原正一君	161
東町長	161
上原正一君	161
穂園教育長	161
上原正一君	161
穂園教育長	161
上原正一君	162
東町長	162
上原正一君	162
14. 日程第3 議案第1号 令和4年度大崎町一般会計補正予算(第8号)	163
吉原総務厚生常任委員長報告	163
15. 日程第4 議案第2号 令和4年度大崎町国民健康保険事業特別会計補正 予算(第2号)	166
吉原総務厚生常任委員長報告	166
16. 日程第5 議案第3号 令和4年度大崎町後期高齢者医療特別会計補正 予算(第1号)	167
吉原総務厚生常任委員長報告	167
17. 日程第6 議案第4号 令和4年度大崎町介護保険事業特別会計補正予 算(第3号)	168
吉原総務厚生常任委員長報告	168
18. 日程第7 議案第5号 令和4年度大崎町公共下水道事業特別会計補正予 算(第3号)	169
稲留文教経済常任委員長報告	170

19. 散 会	171
---------	-----

第3号（3月16日）（木）

1. 開 議	177
2. 日程第1 会議録署名議員の指名	177
3. 日程第2 議案第6号 令和5年度大崎町一般会計予算	177
児玉予算審査特別委員長報告	177
4. 日程第3 議案第7号 令和5年度大崎町国民健康保険事業特別会計予算	179
吉原総務厚生常任委員長報告	179
5. 日程第4 議案第8号 令和5年度大崎町後期高齢者医療特別会計予算	180
吉原総務厚生常任委員長報告	180
6. 日程第5 議案第9号 令和5年度大崎町介護保険事業特別会計予算	182
吉原総務厚生常任委員長報告	182
7. 日程第6 議案第10号 令和5年度大崎町水道事業会計予算	183
稲留文教経済常任委員長報告	183
8. 日程第7 議案第11号 令和5年度大崎町公共下水道事業特別会計予算	185
稲留文教経済常任委員長報告	185
9. 日程第8 議案第15号 大崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例 の制定について	187
児玉審査特別委員長報告	187
10. 日程第9 議案第21号 令和5年度大崎町一般会計補正予算（第1号）	189
東町長提案理由説明	189
上橋総務課長	189
平田慎一君	190
谷迫保健福祉課長	190
平田慎一君	190
谷迫保健福祉課長	190
平田慎一君	190
谷迫保健福祉課長	190
平田慎一君	190
11. 休 憩	190
谷迫保健福祉課長	190
平田慎一君	190
12. 日程第10 同意第1号 教育委員会委員の任命について	191

東町長提案理由説明	191
13. 日程第1 1 発委第1号 大崎町議会委員会条例の一部を改正する条例の 制定について	193
宮本昭一君提案理由説明	194
14. 日程第1 2 発委第2号 大崎町議会の個人情報の保護に関する条例の制 定について	194
宮本昭一君提案理由説明	195
15. 日程第1 3 発議第1号 大崎町個別外部監査契約に基づく監査に関する 条例の制定について	196
平田慎一君提案理由説明	196
16. 休 憩	197
17. 休 憩	197
18. 日程第1 4 議員派遣の件	198
19. 日程第1 5 閉会中継続審査・調査申出書	198
20. 閉 会	199

第 1 号

3月1日 (水)

# 令和5年第1回大崎町議会定例会会議録（第1号）

令和5年3月1日  
午前10時00分開会  
於 会 議 議 場

## 1. 議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名（9番，10番）
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 行政報告
- (総) 日程第 5 議案第 1号 令和4年度大崎町一般会計補正予算（第8号）
- (総) 日程第 6 議案第 2号 令和4年度大崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- (総) 日程第 7 議案第 3号 令和4年度大崎町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- (総) 日程第 8 議案第 4号 令和4年度大崎町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
- (文) 日程第 9 議案第 5号 令和4年度大崎町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- (特) 日程第10 議案第 6号 令和5年度大崎町一般会計予算
- (総) 日程第11 議案第 7号 令和5年度大崎町国民健康保険事業特別会計予算
- (総) 日程第12 議案第 8号 令和5年度大崎町後期高齢者医療特別会計予算
- (総) 日程第13 議案第 9号 令和5年度大崎町介護保険事業特別会計予算
- (文) 日程第14 議案第10号 令和5年度大崎町水道事業会計予算
- (文) 日程第15 議案第11号 令和5年度大崎町公共下水道事業特別会計予算
- 日程第16 議案第12号 農業機械等購入等積立基金の設置，管理及び処分に関する条例を廃止する条例の制定について
- 日程第17 議案第13号 大崎町研修センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について
- 日程第18 議案第14号 大崎町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- (特) 日程第19 議案第15号 大崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第20 議案第16号 大崎町個人情報保護に関する法律施行条例の制定

について

- 日程第 2 1 議案第 1 7 号 大崎町情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について
- 日程第 2 2 議案第 1 8 号 大崎町情報公開条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 3 議案第 1 9 号 2 災 8 3 6 号飯隈橋橋梁災害復旧工事（上部工）請負変更契約の締結について
- 日程第 2 4 議案第 2 0 号 地域活性化施設野方あらさのの指定管理者の指定について

2. 出席議員は次のとおりである。（12名）

1 番 平 田 慎 一	7 番 吉 原 信 雄
2 番 富 重 幸 博	8 番 中 山 美 幸
3 番 稲 留 光 晴	9 番 上 原 正 一
4 番 諸 木 悦 朗	1 0 番 小 野 光 夫
5 番 宮 本 昭 一	1 1 番 児 玉 孝 徳
6 番 中 倉 広 文	1 2 番 神 崎 文 男

3. 欠席議員は次のとおりである。（0名）

4. 地方自治法第 1 2 1 条の規定により、会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町 長	東 靖 弘	農林振興課長	上 野 明 仁
副 町 長	千 歳 史 郎	耕 地 課 長	竹 本 忠 行
教 育 長	穂 園 正 幸	建 設 課 長	時 見 和 久
会 計 管 理 者	西 高 和 義	農 委 事 務 局 長	相 星 永 悟
総 務 課 長	上 橋 孝 幸	水 道 課 長	本 松 健 一 郎
企 画 調 整 課 長	中 野 伸 一	教 委 管 理 課 長	岡 留 和 幸
住 民 環 境 課 長	松 元 昭 二	社 会 教 育 課 長	鎌 田 洋 一
保 健 福 祉 課 長	谷 迫 利 弘	税 務 課 長	川 越 龍 一

5. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

事 務 局 長	官 本 修 一
議 事 係 長	上 床 就 路
庶 務 係 主 幹	西 ゆかり

開会 午前10時00分

-----○-----

○議長（神崎文男君） これより、令和5年第1回大崎町議会定例会を開会いたします。

-----○-----

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（神崎文男君） これより、本日の会を開きます。

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、9番、上原正一君、及び10番、小野光夫君を指名いたします。

-----○-----

#### 日程第2 会期の決定

○議長（神崎文男君） 日程第2「会期の決定」を議題といたします。

今期定例会の会期は、本日から3月16日までの16日間といたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神崎文男君） 御異議なしと認めます。

よって、会期は本日から3月16日までの16日間と決定いたしました。

-----○-----

#### 日程第3 諸般の報告

○議長（神崎文男君） 日程第3「諸般の報告」を行います。

去る2月17日に開催されました第74回鹿児島県町村議会議長会定期総会について、皆様方に報告を申し上げます。

この第74回定期総会は、町村議会議長会会長の薩摩町議会議長、宮之脇尚美氏の挨拶で始まり、引き続き、来賓として鹿児島県塩田知事、鹿児島県議会、田上議長、鹿児島県町村会、高岡会長から、それぞれ祝辞をいただき、その後、自治功労者表彰として、鹿児島県町村議会議長会表彰と全国町村議会議長会表彰の伝達が行われました。全国町村議会議長会表彰で、本町からは私、神崎と宮本昭一議員、諸木悦朗議員の3名が、町村議会議員15年以上在職として表彰されました。

引き続き議事に入り、会務報告及び監査報告に続き、令和3年度決算の承認、令和5年度事業計画案、同じく予算案の提案説明があり、審議の結果、いずれも原案のとおり可決されました。なお、令和5年度鹿児島県町村議会議長会会計予算総額は5,072万円であります。

最後に、住民の代表機関として町村の最終意思決定を預かる議会の役割と責任を

深く自覚し、総力を結集して新型コロナウイルス感染症対策の充実強化、ほか11項目の実現を期するための一般決議案及び奄美群島振興開発特別措置法の延長拡充に関する特別議案が提案され、それぞれ全会一致で採択されました。

第74回鹿児島県町村議会議長会定期総会については、以上のことでございます。議員派遣の報告につきましては、お手元に配付のとおりでありますのでよろしくお願い申し上げます。

以上で、諸般の報告は終わります。

-----○-----

#### 日程第4 行政報告

○議長（神崎文男君） 日程第4「行政報告」を行います。これを許可します。

町長。

○町長（東 靖弘君） 令和5年第1回議会定例会に当たり、諸般の行政報告をいたします。

初めに、保健福祉課関係でございます。

新型コロナウイルスに対するワクチン接種について、2月20日現在で御報告いたします。

2回目から5回目のそれぞれの状況を申し上げます。

まず、ワクチン接種を2回受けられた方の接種率でございます。全体では約83%の方が2回目の接種を終えている状況でございます。内訳といたしまして、65歳以上の高齢者は約96%の方が、64歳以下の方については約84%の方が2回目の接種を終えております。3回目の接種率は、全体で約71%でございます。内訳といたしまして、65歳以上の高齢者は約52%の方が、64歳以下の方については約65%の方が3回目の接種を終えております。4回目の接種率は、全体で約51%でございます。内訳といたしまして、65歳以上の高齢者は約83%の方が、64歳以下の方については約35%の方が4回目の接種を終えております。5回目の接種率は全体で約31%でございます。内訳といたしまして65歳以上の高齢者は約63%の方が、64歳以下の方については約11%の方が5回目の接種を終えております。

3回目から5回目の接種者の中で、オミクロン株対応ワクチンを打っている方は5,652名で、全体の約45%でございます。また、5歳から11歳の小児でございますが、ワクチンを2回受けられた方は約21%、3回受けられた方は約7%でございます。なお、生後6か月から4歳の乳幼児でございますが、ワクチンを1回受けられた方は約2%、2回受けられた方は約1%でございます。

今後のワクチン接種についてでございますが、国は、感染法上の5類感染症への

変更にかかわらず予防接種法に基づいて実施することとしており、令和6年3月末まで延長する方針ですが、正式には3月上旬に決定される見込みです。引き続き、医療機関をはじめ、関係者の御協力をいただきながら、希望する町民の皆様への接種を進めてまいります。

次に、企画調整課関係でございます。まず、台湾陸上協会との覚書の締結についてでございます。本町が東京オリンピック・パラリンピックのホストタウンとなったことを契機に、関係性をさらに向上させるために本町での合宿に関する覚書を、昨年12月に締結いたしました。今後は、この覚書をもとに、台湾陸上協会の合宿及び本町住民との交流事業を進めてまいりたいと考えております。

続きまして、北海道東川町との公共連携版オフィシャルパートナー協定の締結について御報告いたします。これまで、ふるさと納税返礼品の共同開発やリサイクル留学生プロジェクト等で連携を図ってまいりましたが、今回の協定締結により、公立日本語学校や写真甲子園、企業連携など、町の特性を定住人口増加につなげている東川町の行政運営から得るものは大きいと考えておりますので、研修などを通じて交流を深めてまいりたいと考えております。

続きまして、大崎第一中学校跡地のカラル株式会社の状況について御報告いたします。去る1月27日に、鹿児島県からカラル株式会社に対して、鹿児島県産業廃棄物等の処理に関する指導要綱に基づき、処理施設の設置等に係る事前協議終了についてという通知がなされました。鹿児島県廃棄物リサイクル対策課に確認いたしましたところ、今後、処理施設設置許可申請2ないし3か月、及び処理施設使用事前検査申請1か月、そして操業開始につながる処分業許可申請1、2か月が提出される流れになっているとのことでした。書類等に不備がなければ約半年以内に操業ができる状態となるとのことでした。当初予定されていた操業開始が令和3年3月であり、予定より大幅に遅れておりますので地区住民の方々に大変御心配をおかけしておりますが、一刻も早い操業開始をお願いしております。なお、事前協議の際には本町にも意見照会があり、操業開始の際には野積みとなっている廃ビニールから先に処理していただくよう旨の意見を出しております。

最後に、野方地区の宅地分譲についてでございます。全体で8区画を販売開始いたしました。第1次分譲で4区画をお申し込みいただきました。ただいま、早期完成を目指して第2次分譲を開始しております。令和4年度から開始いたしました、最大310万円の環境配慮型定住住宅取得補助金及び坪1万2,000円以下の安価な分譲価格、そして、目の前が小学校であり、野方インターチェンジまで近いという好条件な場所でもございますので、多くの方々に情報提供していただくと幸いです。

以上で、行政報告を終わります。

○議長（神崎文男君） これで、行政報告は終わりました。

-----○-----

日程第5 議案第1号 令和4年度大崎町一般会計補正予算（第8号）

○議長（神崎文男君） 日程第5、議案第1号「令和4年度大崎町一般会計補正予算（第8号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（東 靖弘君） 御説明いたします。本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ12億1,136万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を121億7,136万5,000円にするものでございます。歳出の主なものは、施設整備事業基金積立金、産地パワーアップ事業及びふるさと納税の謝礼等に係る経費などでございます。歳入は、普通交付税及びふるさと納税寄附金の増、国・県支出金、繰入金、及び町債の増減が主なものでございます。

よろしく御審議賜り、御可決くださいますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては担当課長が説明いたします。

○総務課長（上橋孝幸君） それでは、御説明いたします。

今回の補正予算は、人件費をはじめ、事業費の決定や実績見込みによる補正が主なものでございますので、比較的金額の大きいものについて説明させていただきます。

それでは、歳出から御説明いたしますので、19ページをお願いいたします。

款2総務費、目4財政管理費、節24積立金1億5,000万2,000円は、今後の公共施設整備に備えるための施設整備事業基金積立金でございます。目6財産管理費、20ページをお願いいたしまして、節17備品購入費113万2,000円は、事務用机やキャビネットを購入するための経費でございます。目10企画費、21ページをお願いいたします。節21保障、補填及び賠償金180万円は、野方地区における宅地分譲地造成工事に係る電柱移転補償でございます。目14諸費、節22償還金、利子及び割引料1,638万4,000円は、説明欄にございます各事業の過年度の実績に伴う返還金等でございます。

23ページをお願いいたします。項3戸籍住民基本台帳費、目1戸籍住民基本台帳費、節7報償費631万7,000円は、マイナンバーカードの交付申請率の増加に伴い、マイナンバーカード取得謝礼商品券を増額するものでございます。節11役務費279万9,000円は、商品券の郵送に係る通信運搬費でございます。

26ページをお願いいたします。款3民生費、目7障害者福祉費、節19扶助費167万2,000円は、障害者自立支援給付費に係る障害福祉等サービス費の実

績見込みに伴う増が主なものでございます。

27ページをお願いいたします。項2児童福祉費、目1児童福祉総務費、節19扶助費500万円は、保育所事業に係る施設型給付費を実績見込みにより補正するものでございます。

30ページをお願いいたします。款4衛生費、項2清掃費、目1し尿塵芥処理費、節11役務費720万9,000円は、実績見込みにより生ごみ等の処分手数料を増額するものでございます。款5農林水産業費、目1農業委員会費、節1報酬129万3,000円の主なものは、農地利用の最適化に向けた活動を推進するための農地利用最適化交付金の追加交付に伴う報酬の増でございます。

31ページをお願いいたします。目7園芸振興費、節18負担金、補助及び交付金は、農業用施設を整備する農業法人へ助成を行う産地パワーアップ事業補助金2,865万円が主なものでございます。

33ページをお願いいたします。目14営農推進費、節18負担金、補助及び交付金、説明欄の1行目にございます中心経営体等施設整備事業補助金93万5,000円は、農業用機械の導入を行う営農者に対する補助金でございます。

35ページをお願いいたします。款6商工費、目2商工業振興費は合計で12億9,649万円の増でございますが、主なものはふるさと納税寄附金の実績見込みに伴う補正でございます。なお、本年度は43億円のふるさと納税寄附金を見込んでおります。

38ページをお願いいたします。款7土木費、項5住宅費、目1公営住宅管理費、節10事業費50万円は、公営住宅の営繕修繕料でございます。

45ページをお願いいたします。款10災害復旧費、項1農林水産施設災害復旧費、目1農林水産施設災害復旧費は3,398万7,000円の減でございます。主なものは、節14工事請負費でございますが、台風14号の被害に伴う災害復旧工事を実績見込みにより減額するものでございます。

これで歳出を終わりました、次に歳入の主なものについて御説明いたします。

10ページをお願いいたします。款11地方交付税、目1地方交付税7,390万円の増は、財源の調整でございます。

款13分担金及び負担金から款16県支出金までは、説明欄に記載してございます各事業等の実績見込み及び決定等に伴いまして補正をお願いするものでございます。

15ページをお願いいたします。款18寄附金、目1一般寄附金13億円は、ふるさと納税寄附金を実績見込みにより増額するものでございます。

款19繰入金、目5ふるさと応援基金繰入金2,165万円の減は、今年度実施

事業の実績見込みや確定に伴い、減額するものでございます。目7減債基金繰入金1億円の減は、財源の調整でございます。

16ページをお願いいたします。款21諸収入、目1雑入495万1,000円の増は、事業実績に伴う返還金や精算金が主なものとなっております。

款22町債は、合計で210万円の増でございますが、説明欄にございます各事業の事業実績等に伴い増減するものでございます。

以上で、歳入の説明を終わります。

次に、6ページをお願いいたします。第2表繰越明許費でございます。まず、款2総務費の移住・定住対策事業でございます。これは、野方地区における宅地分譲地造成工事において、年度内に電柱移転作業が完了しないため繰り越すものでございます。

次の、款4衛生費の2つの事業は、新型コロナウイルスワクチンの接種体制確保や接種実施に係る事業でございますが、年度内に事業完了しないため繰り越すものでございます。

款5農林水産業費の産地パワーアップ事業補助金は、農業用施設を整備する農業法人への助成事業でございます。次の、中心経営体等施設整備事業補助金は、農業用機械を導入する営農者に対する助成事業でございますが、いずれも事業完了までに時間を要することから翌年度に繰り越すものでございます。

款10災害復旧費の農林水産施設災害復旧事業及び公共土木施設災害復旧事業でございますが、国の災害査定に期間を要し、年度内に事業が完了しないため繰り越すものでございます。

第3表債務負担行為補正は変更でございます。スクールバス運行業務委託料を、契約金額の確定に基づき、限度額を補正前の額から補正後の額に減額するものでございます。

7ページをお願いいたします。第4表地方債補正は変更でございます。起債の目的欄の過疎対策事業及び災害復旧事業の限度額を、事業費の確定等に基づき、補正前の額から補正後の額に変更するものでございます。

以上で説明を終わりますが、47ページ以降に給与費明細書を添付してございますので御参照いただきたいと思います。

よろしく申し上げます。

○議長（神崎文男君） これより質疑に入ります。何か質疑はありませんか。

○8番（中山美幸君） 款6商工費のところの目2商工業振興費の中の節12委託料3億800万円ほど補正がなされております。節を見ますと、ふるさと納税推進事業業務委託料ということなんですが、今までもこれはずっと委託なされているんです

よね。それで補正がかかっているんですが、こういった事業を現在やっていたらしやるのか。委託先、委託契約書、こういったものについての提出を求めます。なお、委託先、委託事項については現時点で説明を求めておきます。

○町長（東 靖弘君） ただいまの御質問につきましては、担当課長のほうで答弁をいたします。

○企画調整課長（中野伸一君） ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

資料の提出は、後ほどいたします。

ふるさと納税の推進業務の委託料ということで、委託先はコールセンターの業務委託と返礼品の配送費等を含む委託でございますが、株式会社JTBでございますが増額となっております。全体としては3億816万9,000円の増となっておりますけれども、減額になった分もございまして、シティプロモーションの委託の部分が減額となっております。この部分はフェザンレイブという会社だったかと思えます。あとでまた、資料については提出したいと思います。

以上でございます。

○議長（神崎文男君） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神崎文男君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

ただいま議題となっております議案第1号は、会議規則第39条第1項の規定により、総務厚生常任委員会に付託いたします。

-----○-----

#### 日程第6 議案第2号 令和4年度大崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（神崎文男君） 日程第6、議案第2号「令和4年度大崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（東 靖弘君） 御説明いたします。本案は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2億640万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ18億193万2,000円とするものでございます。補正の主なものは、一般被保険者に係る保険給付費の補正減及び県補助金の見込みに伴い補正するものでございます。

よろしく審議賜り、御可決くださいますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては担当課長が説明いたします。

○保健福祉課長（谷迫利弘君） それでは、国民健康保険事業特別会計の主なものにつ

きまして御説明いたします。

予算書によりまして、歳出から御説明いたしますので、9ページをお願いいたします。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費15万円の減額、それから項2徴税費、目1賦課徴収費14万8,000円の減額は、説明欄のとおり、それぞれ実績により減額するものでございます。

款2保険給付費、項1療養諸費は、目1一般被保険者療養給付費の1億5,651万7,000円の減額、目2一般被保険者療養費の446万7,000円の減額、目3審査支払手数料の27万8,000円の減額は、実績見込みによるものでございます。項2高額療養費、目1一般被保険者高額療養費の4,691万5,000円の減額、次の10ページをお願いいたします、項3移送費、目1一般被保険者移送費の5万円の減額、項4出産育児諸費、目1出産育児一時金の253万2,000円の減額、項5葬祭諸費、目1葬祭費16万円の減額、項2傷病手当諸費、目1傷病手当金25万円の減額は、それぞれ実績見込みによるものでございます。

次の11ページをお願いいたします。款3国民健康保険事業費納付金、目1一般被保険者医療給付費分は、県補助金等の確定見込みによる財源変更でございます。

款5保険事業費、項1保険事業費、目1保健衛生普及費の75万円の減額は、節3職員手当から節11役務費まで、実績見込みによるものでございます。目2疾病予防費の43万9,000円の減額は、人間ドック等への助成金で、実績見込みによるものでございます。項2特定健康診査等事業費は、391万4,000円の減額で、節1報酬から、次の12ページをお願いいたします、節12委託料まで、実績見込みにより減額するものでございます。

款6基金積立金、目1国民健康保険基金積立金の1万7,000円の増額は、実績見込みによるものでございます。

款7公債費、目1利子25万円の減額は、一時借入金利子の見込みにより減額するものでございます。

款8諸支出金、目4保険給付費等交付金還付金の945万2,000円の増額、次の13ページをお願いいたします、目5特定健康診査等負担金償還金の94万円の増額、それから目6療養給付費等負担金償還金の8,000円の増額は、それぞれ説明欄にあります、令和3年度分の交付金等の実績による返還金でございます。

以上で歳出を終わりました、次に歳入を御説明いたします。6ページをお願いいたします。

款1国民健康保険税、目1一般被保険者国民健康保険税は、節1医療給付費分現年課税分から節6介護納付金分滞納繰越分まで、収入見込みによりそれぞれ増額す

るものでございます。目2退職被保険者等国民健康保険税は7万8,000円を減額するものでございます。節1療養給付費分滞納繰越分から節3介護納付金分滞納繰越分まで、収入見込みによるものでございます。

款2使用料及び手数料、目1督促手数料は、収入見込みにより減額するものでございます。

次の7ページをお願いいたします。款4県支出金、目1保険給付費等交付金は、2億114万1,000円の減額でございます。節1保険給付費等交付金（普通交付金）2億794万9,000円の減額は、保険給付の実績見込みより減額するものでございます。節2保険給付費等交付金（特別交付金）680万8,000円の増額は、説明欄のとおり、それぞれ交付決定等に基づきまして増減額するものでございます。

次に、款5財産収入、目1利子及び配当金1万7,000円の増額は、実績によるものでございます。

款6繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入206万3,000円の減額は、節3事務費等繰入金と節4出産育児一時金等繰入金、それぞれ実績見込みによるものでございます。項2基金繰入金、目1国民健康保険基金繰入金の2,800万円の減額は、保険税等の増額により歳出の国保事業費納付金等の財源が確保されたため、国保基金からの繰入額を減額するものでございます。

次に、款7繰越金、目1前年度繰越金1,265万円の増額は、実績によるものでございます。

8ページをお願いいたします。款8諸収入、項1延滞金、加算金及び過料、目1延滞金12万5,000円の増額は、節1一般被保険者延滞金と節2退職被保険者等延滞金は、実績見込みにより、及び項3雑入、目1一般被保険者第三者納付金40万円の増額、目2退職被保険者等第三者納付金1,000円の減額は、それぞれ実績見込みにより増減額するものでございます。

なお、14ページ以降に給与費等明細書を添付しておりますので御参照いただきたいと思っております。

以上で説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○議長（神崎文男君） これより質疑に入ります。何か質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神崎文男君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

ただいま議題となっております議案第2号は、会議規則第39条第1項の規定により、総務厚生常任委員会に付託いたします。

日程第7 議案第3号 令和4年度大崎町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

○議長（神崎文男君） 日程第7、議案第3号「令和4年度大崎町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（東 靖弘君） 御説明いたします。本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,727万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億933万2,000円とするものでございます。補正の主なものは、後期高齢者医療保険料及び広域連合納付金等の見込みに伴い補正するものでございます。

よろしく御審議賜り、御可決くださいますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては担当課長が説明いたします。

○保健福祉課長（谷迫利弘君） それでは、後期高齢者医療特別会計の主なものにつきまして御説明いたします。

予算書によりまして、歳出から御説明いたしますので、7ページをお願いいたします。款1後期高齢者医療広域連合納付金、目1後期高齢者医療広域連合納付金1,727万5,000円の増額は、県広域連合へ納付します後期高齢者医療広域連合納付金及び保険基盤安定分担金を実績見込みにより増額するものでございます。

以上で歳出を終わりました。次に、歳入を御説明いたします。6ページをお願いいたします。

款1後期高齢者医療保険料は、実績見込みにより1,566万1,000円増額するものでございます。

次に、款2使用料及び手数料は、実績見込みによる減額するものでございます。

次に、款3繰入金303万8,000円の減額は、目1保険基盤安定繰入金303万円の減額で、低所得者等に係る保険料の軽減分に対する保険基盤安定繰入金を見込みにより減額するものでございます。目2一般会計繰入金1,000円の減額は、実績見込みにより減額するものでございます。

次に、款4繰越金、目1繰越金464万9,000円の増額は、繰越額の確定によるものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御願いたします。

○議長（神崎文男君） これより質疑に入ります。何か質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神崎文男君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

ただいま議題となっております議案第3号は、会議規則第39条第1項の規定に

より、総務厚生常任委員会に付託いたします。

-----○-----

**日程第 8 議案第 4 号 令和 4 年度大崎町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）**

○議長（神崎文男君） 日程第 8、議案第 4 号「令和 4 年度大崎町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（東 靖弘君） 御説明いたします。本案は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 2 4 7 万円を減額し、歳入歳出予算の総額を 1 9 億 2, 9 4 5 万円とするものでございます。補正の主なものは、地域支援事業費の実績見込みに伴います補正減でございます。

よろしく御審議賜り、御可決くださいますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては担当課長が説明いたします。

○保健福祉課長（谷迫利弘君） それでは、介護保険事業特別会計の主なものにつきまして御説明いたします。

予算書によりまして、歳出から御説明いたしますので、9 ページをお願いします。款 2 保険給付費、目 5 施設介護サービス給付費は、財源変更によるものでございます。

款 3 地域支援事業費、目 1 介護予防・生活支援サービス事業費は、財源変更によるものでございます。項 2 一般介護予防事業費、目 1 一般介護予防事業費、節 7 報償費から節 1 2 委託料の減額につきましては、高齢者元気度アップ・ポイント事業やころばん体操の実績の見込みにより、それぞれ減額するものでございます。項 3 包括的支援事業・任意事業費、目 1 包括的支援事業費は、財源変更によるものでございます。

次の 1 0 ページをお願いします。目 2 任意事業費、節 1 2 委託料 3 8 万 8, 0 0 0 円の減額は、緊急通報システムの実績見込みにより減額するものでございます。目 4 在宅医療・介護連携推進事業費、節 1 2 委託料 3 0 万 7, 0 0 0 円の減額は、曾於医師会に委託しております在宅医療・介護連携推進事業の実績見込みにより減額するものでございます。目 6 認知症総合支援事業費、節 7 報償費 1 7 万 5, 0 0 0 円の減額は、各種会議の出席謝礼で、実績見込みによるものでございます。

以上で歳出を終わりました。次に、歳入を御説明いたします。6 ページをお願いします。

款 1 保険料、目 1 第 1 号被保険者保険料 7 7 8 万 8, 0 0 0 円の減額は、節 1 現年度分及び節 3 滞納繰越分の保険料は、実績と見込みによりそれぞれ増減額するものでございます。

款3国庫支出金から、7ページをお願いいたします、款5県支出金まで、国・県支出金等の交付見込みによりそれぞれ増減額するものでございます。

款6繰入金、目1一般会計繰入金139万5,000円の減額は、介護保険給付費等に係る町の法定負担分の繰入れを、実績見込みにより減額するものでございます。

8ページをお願いします。款8諸収入、目2返納金1,000円の減額は、実績見込みによるものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○議長（神崎文男君） これより質疑に入ります。何か質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神崎文男君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

ただいま議題となっております議案第4号は、会議規則第39条第1項の規定により、総務厚生常任委員会に付託いたします。

-----○-----

#### 日程第9 議案第5号 令和4年度大崎町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）

○議長（神崎文男君） 日程第9、議案第5号「令和4年度大崎町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（東 靖弘君） 御説明いたします。本案は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ425万円を減額し、歳入歳出予算の総額を2億49万2,000円にするものでございます。

歳出は、需用費の修繕料の減額が主なものでございます。歳入は、一般会計からの繰入金の減額でございます。

よろしく御審議賜り、御可決くださいますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては担当課長が説明いたします。

○水道課長（本松健一郎君） それでは、大崎町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）につきまして御説明いたします。

事項別明細書の歳出から説明をさせていただきますので、7ページをお願いいたします。款1公共下水道事業費、項1公共下水道事業費、目1下水道総務費、節26公課費については、消費税の納付確定に伴います10万円の減でございます。

目2維持管理費、節10需用費の光熱費等の380万円の減と、目3下水道整備費、節14工事請負費35万円の減は、いずれも実績見込みに伴う減でございます。

続きまして、歳入を説明させていただきますので、6ページをお願いいたします。

款2使用料及び手数料、項1使用料、目1下水道使用料100万円の増は、現年度分下水道使用料の実績見込みによるものでございます。

款3繰入金、項1他会計繰入金、目1他会計繰入金524万7,000円の減は、一般会計からの繰出金の調整によるものでございます。

以上で、説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（神崎文男君） これより質疑に入ります。何か質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神崎文男君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

ただいま議題となっております議案第5号は、会議規則第39条第1項の規定により、文教経済常任委員会に付託いたします。

-----○-----

日程第10 議案第6号 令和5年度大崎町一般会計予算

日程第11 議案第7号 令和5年度大崎町国民健康保険事業特別会計予算

日程第12 議案第8号 令和5年度大崎町後期高齢者医療特別会計予算

日程第13 議案第9号 令和5年度大崎町介護保険事業特別会計予算

日程第14 議案第10号 令和5年度大崎町水道事業会計予算

日程第15 議案第11号 令和5年度大崎町公共下水道事業特別会計予算

○議長（神崎文男君） 日程第10、議案第6号「令和5年度大崎町一般会計予算」、日程第11、議案第7号「令和5年度大崎町国民健康保険事業特別会計予算」、日程第12、議案第8号「令和5年度大崎町後期高齢者医療特別会計予算」、日程第13、議案第9号「令和5年度大崎町介護保険事業特別会計予算」、日程第14、議案第10号「令和5年度大崎町水道事業会計予算」、日程第15、議案第11号「令和5年度大崎町公共下水道事業特別会計予算」、以上6件を一括議題といたします。

ここで、町長から提案理由の説明と合わせて令和5年度施政方針について説明を求めます。町長。

○町長（東 靖弘君） 令和5年第1回大崎町議会定例会において新年度当初予算及び関連諸議案の御審議をお願いするに当たり、私の所信表明と当初予算の概要を御説明申し上げますとともに、議員各位をはじめ町民の皆様に町政への御理解と御協力を賜りたいと存じます。

はじめに、ふるさと納税寄附金につきましては、令和4年度も40億円を超える多額の寄附をいただきましたことに対しまして、寄附者をはじめ、町議会の皆さまや関係する事業者の皆さまに心から感謝申し上げます。

本町の進める各種施策において、貴重な財源として活用させていただいておりますので、今後も関係各位と連携を図りながら、維持できますよう努力してまいります。

さて、政府は、国の新年度予算案のポイントを、「歴史の転換期を前に、我が国が直面する内外の重要課題に対して道筋をつけ、未来を切り拓くための予算」として、安全保障・外交、こども政策、地方・デジタル田園都市国家構想、GXへの対応を掲げており、骨太方針に基づき、歳出改革の取組を継続するとしております。

また、岸田首相が掲げた「従来とは次元の異なる少子化対策」において、こども関連予算の拡充が示されておりますので、今後の動向を注視しているところでもあります。

最近の経済状況においては、長引く新型コロナウイルスの影響に加え、ロシアのウクライナ侵攻や円安等の影響によりエネルギーや食料品等の物価が高騰するなど、国民生活や経済を取り巻く環境は厳しさが増しており、政府においても、この状況の対策が示されたところでございます。

本町におきましても、新型コロナウイルス感染症対策、子育て世帯等への支援策、少子高齢化対策、移住・定住促進対策及び経済対策など、諸課題の達成・解決のため取り組んでまいりました。令和5年度においても、これらの事業をより精査・発展させ、より質の高い施策に取り組んでまいりたいと考えております。

また、政府の進める行政のDX推進において、マイナンバーカードの交付推進は不可欠でございます。本町における令和4年度当初のマイナンバーカード交付率は、30%台と低迷している状況でございましたが、マイナンバーカードの普及啓発や交付申請の推進に取り組み、現在70%を超える交付率まで押し上げることができております。引き続きマイナンバーカードの普及を推進し、住民サービスの向上と事務の効率化を目指してまいります。

さて、輝かしいふるさと大崎を子や孫の世代に引き継ぐために、将来にわたって持続可能な地域社会の構築に向け、力を合わせて新しい時代を切り拓くという理念の下に、新年度における私の所信について述べさせていただきます。

令和5年度予算案については、私が掲げた公約を柱とし、「持続可能なまちづくり」を目指し、社会の根幹となる「ひと」を育む施策に全力で取り組んでまいり所存でございます。

初めに、人口対策についてでございます。

全国で出生率が減少し、少子化がより深刻な課題となっております。少子化は、地域のにぎわいや活力の低下をもたらすとともに、経済の成長力が低下し、社会の根幹を揺るがしかねないものでもあります。

これまでも定住促進施策等の通じて、この少子化問題については取り組んでまいりましたが、従来の事業の実状にとどまらず、若者の就労対策をはじめとして、子育て世帯への経済的負担軽減施策、住環境整備への各種助成事業等、様々な分野においてさらなる人口対策施策に取り組んでまいります。

また、健康長寿社会の実現に向けて、ウォーキング等の健康づくりや生きがいくくり等を推進し、誰もが住みやすい、誰一人取り残さない活力あるまちづくりを推進してまいります。

次に、スポーツ観光振興についてでございます。

これまで「陸上競技の聖地実現プロジェクト」を推進し、ジャパンアスリートトレーニングセンター大隅をはじめとするスポーツ施設等を活用することにより、合宿誘致や大会開催等のスポーツと観光を一体にした振興施策に努めてまいりました。

このたび、スポーツによるさらなる地域振興を図るため、スポーツコミッションを設立することとし、陸上競技に限らず多様なスポーツ合宿を受け入れることにより、観光や経済など、地域の振興に寄与する取組を拡大進展させてまいります。

また、令和5年は、延期となっていた「燃ゆる感動かごしま国体」が開催されることとなっており、大崎町では、ビーチバレーとドッジボールの2競技が開催されます。今大会を契機として交流人口や関係人口が増加することを期待しております。

最後に、教育環境の充実についてでございます。

大崎町の未来を担うのは子どもたちです。その子どもたちの教育環境を整備し、充実させることは重要な施策のひとつと認識しております。

学びの環境の改善については、これまでも学校施設の大規模改修や遊具の設置等を行ってまいりましたが、令和5年度においても、菱田小学校屋内運動場等大規模改造工事や大崎小学校特別教室等空調設備設置工事等のハード整備についても取り組んでまいります。

また、小中学校の入学時に掛かる保護者の経済的負担を軽減するため入学援助金の助成など、ソフト面でも支援を行ってまいります。

3点ほど申し上げさせていただきましたが、公約実現に向け、各般の施策に全力で取り組むだけでなく、各事業等の効果や見直し等をしっかりと検証・検討し、より効果的な行政運営を図りながら、町政に努める所存でございます。

以上、私の所信について申し上げますが、こうした考えのもと編成しました令和5年度当初予算につきまして、一般会計予算額は119億1,901万2,000円で、対前年比18.4%の増となっております。

それでは、各課の施策等について御説明申し上げます。

はじめに、農林振興課関係でございます。農業従事者の減少や高齢化が進み、国

際的な経済連携に象徴されるグローバル化の急速な進展、地球温暖化に伴う気候変動、さらには国際情勢等の影響による資材等の価格高騰等、農業を取り巻く環境も大きく変化しております。このような状況の中、農業者の経済的かつ社会的地位の向上と活力ある地域社会の維持発展に寄与し、持続可能な営農体系を確立する核となる農業公社設立に向けた協議を関係機関との間で進めております。令和5年度においては、農業公社の設立に向けた法的手続や農業公社が行う事業と事業実施に向けた体制の確立、併せて、施設や機械の整備に着手し、令和5年4月の正式稼働に向けた準備を進めてまいります。

水田農業関係については、令和4年度に水田活用の直接支払交付金制度の見直しが行われましたが、制度見直しの影響も生じることから、今後も農業従事者の方が安心して水田営農を行うことができるよう、水田経営者の制度見直しへの対応を支援するための情報提供を行うとともに、基幹作物における戦略作物への転換を推進するなど水田農業経営の安定に向けた事業に取り組んでまいります。

営農推進関係については、担い手農業者の減少に伴う労働力不足を補うため、ICTやロボット等の技術を活用したスマート農機導入への取組を支援し、農業の効率化を図ります。サツマイモ基腐病については、令和4年度は3年度に比べて減少傾向にありましたが、令和5年度においては各種事業を活用した防除体制の確立や土層改良を行うことにより、さらなる被害軽減に努めてまいります。また、農業の成長産業化に向けて、現在分散している圃場の状況を解消し農地の集約化を進めるため、地域計画の策定を進め、営農しやすい環境の整備に努めてまいります。

畜産関係については、担い手や労働力の確保、農家の所得向上につながる生産基盤の強化など、関係機関と一体となって引き続き取り組んでまいります。

家畜防疫については、高病原性鳥インフルエンザが県内でも発生し、国内外で依然として豚熱、口蹄疫等の家畜伝染病が発生している状況に鑑み、飼養衛生管理基準に従い消毒等を徹底し、自衛防疫の認識を高めていくように、関係機関と連携し防疫対策に取り組んでまいります。

林業振興については、木材の安定供給体制の整備確立のため各種補助事業を導入し、健全な森林の育成と間伐や主伐後の新植・下刈り等による林業の成長産業化を推進するとともに、全国的に課題となっている里山の放置竹林等の保全対策も取り組んでまいります。また、観光資源「くのにの松原」の美しい白砂青松の景観保全及び飛砂防備保安林機能の維持・向上を図ることを目的に、松くい虫等の森林害虫から松林を守る防除事業を引き続き実施してまいります。

有害鳥獣対策については、専門家を招き、地域での研修会や現地検討会を開催し、地域ぐるみによる農作物等への被害対策や自己防衛手法の情報共有を図り、被害軽

減の対策に努めてまいります。

水産振興については、ウナギやヒラメ等の放流事業を実施し、継続した資源管理型漁業を支援し、関係する漁業団体と連携を図りながら、漁業経営の安定化対策を進めてまいります。

次に、耕地課関係でございます。

近年の農村地域の過疎化・高齢化の進行により、集落のコミュニティ機能低下が見られ、集落道や農地の維持管理が困難となってきた状況であります。このようなことから、メンテナンスフリーの施工や材料等支給制度の活用により、農道等の公共施設整備や集落の生活環境の保全に努めてまいります。また、農村地域の良好な景観形成や農地保全、水源の涵養等の多面的機能の維持については、多面的機能支払交付金を活用しながら各保全協議会と連携し、水田等の適切な保全管理が図られるよう努めてまいります。

県営事業でございますが、農村地域防災・減災事業につきましては、畑地帯の農地浸食防止を図るため、令和5年度も引き続き、西中沖地区と東中沖地区の排水施設整備事業を、県と連携を取りながら進めてまいります。

畑地かんがい関係でございますが、令和5年度に設立される曾於地域畑地かんがい更新事業推進協議会において、曾於地域関係機関が一体となって土地改良施設の長寿命化対策を推進してまいります。

水田圃場整備事業については、農業者の費用負担を求めない農地中間管理機構関連農地整備事業により、益丸地区、有村下地区及び谷迫地区の整備を実施するとともに、次期整備地区の神領地区をはじめ、その他の地区につきましても、今後、年次的に進めてまいります。

町が実施する土地改良事業につきましては、農地耕作条件改善事業により、神領池尻地区排水路及び中尾地区農道の整備を引き続き実施してまいります。また、牧地区及び永吉地区の農道整備と西迫地区の排水路整備につきましては、町単独事業により実施してまいります。

次に、建設課関係でございます。

道路は、地域の社会・経済活動を支えるとともに、私たちの日常生活を支える社会基盤として大変重要な役割を担っております。この基盤を、より長く、安全に利用していただくために、道路の適切な維持補修、改善を行い、快適な道路環境の保全に努めてまいります。

準用河川については、防災・減災の観点から、出水期に向けた維持補修や寄州除去を行い、適切な維持管理に努めてまいります。

道路改良工事については、過疎対策整備事業による西迫岡別府線と道路局所管補

助金事業により、本年も引き続き町道永吉菱田線仮宿工区、町道三文字西迫線の改良舗装工事を実施し、町道南中組中村線につきましては、用地交渉を進めながら工事にも着手していく予定で、これらにより児童・生徒の通学路や地震・津波時の避難路及び緊急輸送道路確保を図りたいと考えております。

橋りょう整備については、橋りょう長寿命化修繕計画に基づき、橋りょうの修繕工事と修繕設計委託を行います。

公園整備については、ふれあいの里公園遊戯広場横に公衆トイレの改修や案内看板を設置するなど、公園利用者の利便性向上を図りたいと考えております。

住宅整備については、公営住宅等長寿命化計画の改訂を行うなど、住民の安全で快適な住まいを長期的に確保するため、公営住宅等施設の維持改善を適切に努めてまいります。

災害復旧事業については、令和4年9月の台風14号で被災した持留盲歩危線及び加治木堀立小野線の道路復旧工事を引き続き行うなど、早期完成に努めてまいります。

次に、国・県営事業関係でございますが、国営事業につきましては、引き続き国道220号益丸地区と菱田地区の自歩道整備が実施されます。県営事業については、地方特定道路整備事業県道黒石串良線、双子塚工区の工事が継続して実施されます。また、特定交通安全施設整備による県道大崎輝北線仮宿地区の歩道設置工事も、令和5年度も引き続き用地交渉を行い、まとまり次第、工事に着手する予定となっております。今後、これら国・県事業については、早期完成に向けた要望活動を行ってまいります。

次に、保健福祉課関係でございます。

新型コロナウイルス感染症につきましては、令和5年5月8日から、感染法上の位置づけを新型コロナウイルス感染症から外し5類感染症とすることが決定されているところでございますが、ワクチンにつきましては、感染法上の位置づけの変更にかかわらず予防接種法に基づき、継続して実施されるところでございます。今後、国から示されます接種の対象者や間隔、時期などに基づいて接種体制を整えてまいります。

子育て支援については、子どもが健やかに生まれ育つための環境づくりを目指し、妊産婦健康診査、産後ケアなど、妊娠期から子育て期にわたる、切れ目のない支援を担う子育て世代包括支援センターのより一層の充実を図るとともに、子どもの誕生を祝う新生児10万円給付金に加え、出産子育て応援支援金を開始してまいります。また、引き続き、高校生までの住民税非課税世帯に対しての子ども医療費窓口無料制度や、子どもを望む夫婦への不妊治療助成等、安心して希望する治療等が受

けられる体制整備に努めます。また、昨今の子ども及び子育て世帯の様々な実情を踏まえ、社会全体で子どもの成長を後押しするため、現在の業務を所管する係を児童福祉課係からこども家庭係と名称変更をし、係の体制強化を図るとともに、各子育て政策の充実を図ってまいります。その1つとして、3歳以上の園児については、令和元年10月から利用料の無償化が実施されておりますが、3歳未満の園児につきましても、令和5年4月から無償化したいと考えております。併せて、これまで以上に認定こども園・保育園の保育事業や子育て支援センターなど、子ども・子育て支援等の充実に取り組んでまいります。

健康増進対策については、引き続き、コロナ禍でも安心して健診が受けられるよう完全予約制の健診を継続していくとともに、保健師、管理栄養士等による未受診者や糖尿病重症化予防対象者及び重複・頻回受診者への訪問を重ねて、住民の健康意識の向上を図ってまいります。また、65歳以上及び障害者手帳をお持ちの方に交付しております温泉保養利用券の交付枚数を倍増し、温泉による健康増進を推進してまいります。

高齢者福祉については、住み慣れた地域において安心して暮らせる支援策として、配食サービス、介護手当及び介護用品支給事業を引き続き実施いたします。併せて、社会的つながりを持つことによる生きがい・やりがいづくり支援策として、老人クラブ育成に力を入れてまいります。また、認知症や知的障害などにより物事を判断する能力が十分でない方の権利を守るため、成年後見制度の普及や権利擁護の推進に努めます。さらに、歩数管理アプリを使用した健康長寿ウォーキング事業を実施し、年齢を問わず幅広い世代で実施できる身近な健康運動であるウォーキングにより、町民の健康意識の向上を図ってまいります。

障害者福祉については、障害福祉計画に基づき、障害者が住みなれた地域で共に支え合い、誰もが安心していきいきと暮らせる環境づくりを行うため、引き続き障害福祉サービスの充実や地域生活支援事業に取り組んでまいります。また、療育支援事業所の開設費用を補助することにより町内の事業所開設を促し、「育ちにくさをもつ子ども」や、「障がい児」とその家族が安心して暮らせる町を目指してまいります。

次に、住民環境課関係でございます。

窓口業務については、新型コロナウイルス感染症防止に努め、来客される方々や外国人技能実習生等に対して、笑顔と丁寧な挨拶を心掛け、迅速かつ正確な事務処理と適切な窓口サービスの提供に努めてまいります。また、マイナンバーカードの取得をさらに推進し、カード利用による住民サービスの向上と事務効率化を図り、個人情報の適正な管理に基づく業務の遂行に努めてまいります。

戸籍関係については、戸籍にふりがな表記を導入する法改正がなされ、令和6年度中の実現を目指す方針が国から示されておりますので、本町においても遅滞なく準備を進めてまいります。

環境関係については、住民の皆様をはじめとする衛生自治会等関係団体の共生・協働の取組により、高いごみリサイクル率が継続され、最終処分場の延命化が図られております。今後も、住民の皆様にご協力いただいているリサイクルの取組を維持できるよう努めてまいります。また、世界的な問題である地球温暖化に対して、地域脱炭素ロードマップをもとに、脱炭素社会の実現に向けた取組を段階的に進め、大崎町の地域特性を生かした新たな社会づくりを進めてまいります。埋め立て処分場のさらなる延命化と脱炭素にも資する取組として現在実証中の使用済み紙おむつの再資源化の実現に向けて、住民、企業及び行政が一体となって資源の有効活用を図り、循環型社会の実現を目指します。また、外国人や高齢化に伴うゴミ出し困難者の増加に対応するため、介護・社会福祉関係機関とのさらなる連携の強化を図ってまいります。

次に、税務課関係でございます。

町税の税収については、原油価格の高騰による物価の高騰が懸念されるものの、新型コロナウイルス感染症による景気の減速からの回復傾向が見られることなどから、前年度に対し増額を見込んでおります。個人住民税と法人町民税については、新型コロナウイルス感染症の影響により令和2年度に調定額が落ち込んだものの、令和3年度からは回復傾向にあり、固定資産税については、メガソーラー施設設置による償却資産の増加は現状見込めないものの、町内法人による家屋の新増築により増額傾向にあるところでございます。また、市町村たばこ税については、平成30年度税制改正によるたばこ税の段階的な引き上げが令和4年度で終了したことから、令和5年度も現在の税率で見込んでおりますが、増税と健康志向の向上の影響により販売本数の減少が見込まれるため減額を見込んでおります。このようなことから、減収となる税目がある中で、町民税と固定資産税の伸びから、町税全体では前年度を上回る予算を計上したところでございます。町税は、町財政の根幹をなす重要な財源であり、適正な賦課が求められることから、令和4年度から取り組んでおります固定資産家屋全棟調査を引き続き進めながら、公平な納税を念頭に町税徴収率の向上にも努めてまいります。

次に、企画調整課関係でございます。

先日、2月26日に開催されました陸上大会「Japan Athlete Games in Osaki」を、令和5年度も引き続き開催するための関連予算を、「陸上競技の聖地創り実行委員会補助金」として計上しております。また、これまで、陸上競技を中心に多く

の方々がスポーツ合宿で来町されておりますが、令和5年度はさらなる合宿者の増加や大会等の誘致を促進し、宿泊、飲食業をはじめとする地域経済波及効果や、観光を含めた交流人口の増加を図るための新たな仕組みづくりのため、関係者のワークショップや設立に向けた準備委員会を開催してまいりました。今後は、これまでの取組をさらに発展させ、行政だけではない官民連携のスポーツコミッションの組織を核とした取組を推進してまいります。

次に、SDGs（持続可能な開発目標）についてでございます。総合計画に掲げる「まち・ひと・しごと世界の未来をつくる循環のまち」の実現のために、多種多様な企業から企業版ふるさと納税制度を通じた多額の寄附をいただき、研究開発等の連携プロジェクトを進めております。今後も、大崎町SDGs推進協議会与連携しながら、本町の取組に賛同していただける企業等を獲得し、町民の皆様への還元につながるよう努めてまいります。

続きまして、国際交流事業についてでございます。本町は平成29年に台湾のホストタウンに登録されており、台湾の陸上競技代表チームが合宿に訪れ、児童への陸上教室を実施するなど交流が始まっております。この関係性をより一層発展させるために、昨年12月に、台湾陸上協会と本町での合宿及び相互交流に関する事項を含めた覚書を締結いたしました。この覚書をもとに、本年6月には台湾陸上競技代表チームが本町で合宿を行うこととなり、今後、さらなる交流が期待されます。さらに、外国人技能実習生に対しての行政としてのサポート体制の充実を図ってまいります。

次に、移住・定住対策についてでございます。令和4年度に事業の拡充を行いました環境配慮型定住住宅取得補助金に引き続き、空き家リフォーム補助金についても事業見直しを行い、より住民の皆様が快適な居住環境に資するとともに、民間事業者による賃貸住宅の建設に対する補助金の新設など、新たな住宅施策にも取り組んでまいります。また、移住セミナー等を通して、本町の暮らしや子育て支援に関する情報を積極的に発信してまいります。

次に、商工振興事業についてでございます。新規創業や空き店舗での開業を支援しつつ、事業承継の支援等を通じて商工業の振興を進めてまいります。また、地域応援商品券発行等の地域経済の振興策を講じてまいります。

ふるさと納税については、令和4年度も40億円を超える寄附をいただき、地域産業に与える影響もさらに大きくなってきております。「稼ぐ自治体」を目指し、創意工夫を図り、今後も魅力ある返礼品の開発と制度の趣旨に沿った健全な形でふるさと納税寄附の充実を図っていきたくて考えております。なお、「地域を応援したい」という寄附者の意思に応え、かつ共感が得られるような施策に取り組み、町

の活性化につなげてまいります。

次に総務課関係でございます。

消防防災関係については、住民の生命と財産を守るため、令和5年度は中央分団の水槽付消防ポンプ自動車を更新するとともに、消防水利の確保のため、町内2箇所防火水槽を新設し、安心して生活できる環境の構築を進めてまいります。また、異常気象等により全国的に災害が多発していることから、引き続き、津波を想定した津波避難訓練等の実施を含め、災害に対する体制の強化と住民及び関係者の防災意識の高揚を図ってまいります。

防犯対策については、子どもたちに対するつきまといや声かけ事案が発生しており、住民の安全・安心を守ることが喫緊の課題となっております。関係機関・団体の意見や要望などを踏まえながら、下校時等の見回りパトロール活動を継続してまいります。

交通安全対策については、関係機関と連携を図り、交通安全意識の向上や交通安全施策の推進に努め、交通事故が想定される危険箇所にカーブミラーやガードレールなどを整備してまいります。

町有地管理については、遊休化している土地等の財産処分や有効活用を促進し、適切な建物等の維持管理に努めてまいります。

電算関係については、近年の情報通信ネットワークの発展や新型コロナウイルス感染症への対応等により社会全体で急速なデジタル化が進展しております。令和3年度末に策定した「大崎町DX推進計画」に基づき、住民の利便性の向上や業務事務の効率化を図るため、ICTを活用した施策を推進してまいります。また、同時に、自治体情報システムの標準化や行政手続のオンライン化など、国が進める施策と連携を図ってまいります。

次に、教育委員会関係でございます。

管理課においては、本町教育振興基本計画の「人間性豊かでたくましく生きる、輝く人づくり」を基本目標に、各小中学校の特色を生かしながら、お互いの人格を尊重し、豊かな心と健やかな体を育む教育、未来を切り拓くための能力を伸ばし、社会で自立する力を育む教育、信頼され、地域と共にある学校づくりの推進を図ってまいります。また、学校現場における新型コロナウイルスの対策については、今後の動向を注視しつつ、現行衛生管理など感染予防対策の継続と学習機会の保障を確保する取組の充実を図ってまいります。

ソフト面については、ICT活用のための環境整備や支援体制の充実、教育の円滑な連携の取組としての幼稚園・保育園・小中学校との連携推進、また、地域の中の学校づくりとして学校・家庭・地域による教育力を様々な方向から連携・協働す

るなどの教育環境の充実を図ってまいります。また、これまでの中学校入学援助金支給事業に加え、小学校における新入学児童のいる家庭への支援制度を創設し、保護者の経済的負担軽減を図ってまいります。

ハード面については、安全性の確保を図るため、学校施設整備に取り組んでいるところでございますが、令和5年度は菱田小学校の屋内運動場等の大規模改造工事、大崎小学校及び大崎中学校の特別教室等の空調設備設置工事を計画しております。また、令和4年度に、町教育委員会、教員、SDGs推進協議会で組織しました教材開発検討委員会においてSDGsに関する教材を作成しましたので、令和5年度から児童生徒の学習活動の1つとして利用につなげてまいります。さらに、令和5年度からの鹿児島県教育等育成指標や研修計画の改正に基づき、教職員の研修や支援体制を整え、これからの社会に求められる資質・能力を育成する事業改善を図るとともに、中学校の部活動の地域移行に向けて検討委員会を立ち上げ、協議してまいります。

次に、社会教育課でございます。

生涯学習関係については、人としての生き方を学べる機会を提供し、知識やスキルを習得できるほか、思考力を磨き、新たな価値観を形成できるよう生涯学習環境の充実に向けてまいります。また、人が生まれながらに持つ権利、人権が尊重される社会の構築に向けて人権教育の推進及び啓発に努めてまいります。

青少年教育については、青少年活動事業の推進を図るとともに、国際的視野を持った青少年を養成するために海外研修派遣事業や語学研修事業などを実施します。また、開かれた学校づくりとして、学校と地域が連携協働して地域全体で未来を担う子どもたちの成長を支えていくために、「地域学校協働活動」の充実を図ります。

中央公民館については、施設の環境整備を図り、公民館との連携のもと、家庭教育の推進、青少年の健全育成等、地域活動や社会教育活動の活性化に努めてまいります。

文化振興関係については、町内の遺跡や郷土資料展示室を適正に管理するとともに、未指定文化財の再評価を行い、児童・生徒の教材及び観光資源として有効活用を図ってまいります。また、文化財保護審議会や歴史探学会おおさきの支援に努め、令和7年度の町制90周年に向けて、大崎町史の編さんについて体制の整備及び資料収集に取り組んでまいります。

図書館関係については、図書館が住民にとって必要な情報や資料を取得できる拠点として機能するよう努め、利用者の利便性や拡大を図るための施策やバックナンバーの活用、学校図書の実践に取り組んでまいります。また、大隅広域図書館ネットワーク事業の利用促進を図り、住民が多くの本に触れることのできる機会の提供

に努めてまいります。

生涯スポーツ関係については、生涯にわたって身近にスポーツに親しむことができる社会の実現を目指します。スポーツ推進委員会を中心に、各分館や関係団体等と協力して軽スポーツの普及を進め、マイライフ・マイスポーツ運動の定着を図ってまいります。併せて、スポーツを通じて豊かな地域コミュニティを育むために、総合型地域スポーツクラブとの連携や活動を支援し、スポーツにかかわる環境整備に努めてまいります。特別国民体育大会については、デモンストレーションスポーツのドッジボール、正式競技のビーチバレーボールの開催により、全国から多くの選手団、関係者を迎えることとなります。競技会の成功は当然ながら、来町者へ本町の魅力をPRし、町民の皆様の「スポーツをする・見る・支える」機運醸成のきっかけとなるような大会運営に取り組んでまいります。

次に、特別会計についてでございます。

まず、水道事業会計でございますが、企業会計原則に基づく地方公営企業法上の財務規定が適用されるため、独立採算で運営されております。水道は住民生活において重要なライフラインであり、常に安全・安定性を確保しなければなりません。現在、本町の水道事業は、水道施設等の老朽化に伴う更新費用や電気料金高騰等による維持管理費の増大、人口減少等に伴う水道料金収入の減少により、公営企業としての経営環境は厳しい状況ではありますが、老朽施設の更新や耐震化等適切な維持を図るとともに、水道施設の維持管理に必要な技術の継承を行い、安定的な経営に取り組んでまいります。

主な事業としまして、町道仮宿下原線下原地区配水管布設替工事、国道220号益丸地区配水管布設替工事などを継続して実施する予定でございます。

次に、公共下水道事業特別会計でございますが、予算総額は2億3,816万7,000円でございます。

公共下水道は快適で豊かな生活環境を確保するための施設であり、河川等の公共用水域の水質を保全していく上で重要な役割を担っております。近年は、少子高齢化に伴う人口減少や地域社会の構造変化など、下水道事業を取り巻く環境は大きく変化しており、公共性を踏まえながら経済性を考慮した、持続可能な下水道事業経営が求められております。本町においても、人口が減少することが推測されており、下水道使用料の減少による財源不足が懸念されていたため、令和3年1月1日以降の下水道使用料単価を段階的に改定したところでございます。また、令和5年度末までに地方公営企業法を適用することが義務づけられたため、引き続き移行業務を進めながら、本年度から長寿命化対策に係る基本計画、ストックマネジメント計画を令和6年度までの2か年で策定する予定でございます。まずは、国の支援を受け

ながら基本計画及び実施計画等を段階的に策定しつつ、本年度も引き続き、適正な施設運営や維持管理等と併せ、下水道使用料の確保に努め、財政の健全化を図ってまいります。

次に、国民健康保険事業特別会計については、予算総額は19億642万2,000円でございます。国民健康保険制度を取り巻く環境は、少子高齢化、医療の高度化による医療費の増大等、依然として厳しい状況にあります。国保財政については、責任主体である国保運営の中心的役割を担う県や国保連合会と連携を図り、安定的・効率的な事業運営の確保と財政基盤の強化に努めるとともに、保険税の賦課方式を、現行の4方式から3方式へ移行するとともに、引き続き税込確保に向けて取り組みます。また、医療機関からの特定健診情報提供を促進することで、特定健診の受診率を向上させ、早期発見・早期治療の推進や、保健師等による保健指導を強化するとともに、ジェネリック医薬品の普及・啓発や重複頻回受診者への訪問指導による医療費適正化対策を講じ、住民の健康寿命の延伸を図ってまいります。

次に、後期高齢者医療特別会計でございますが、予算総額は2億347万5,000円でございます。後期高齢者医療制度は、県内全市町村が加入する鹿児島県後期高齢者医療広域連合が保険者となり運営しております。被保険者の身近な窓口として各種申請を受け付けるとともに、長寿健診等の保健事業を強化し、住民の健康増進に努めることで安定的な事業の運営に努めてまいります。

次に、介護保険事業特別会計でございますが、予算総額は19億4,475万6,000円でございます。介護保険制度は、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じ自立した生活を営めるよう、医療・介護・予防・生活支援が一体的に確保される地域包括ケアシステムを深化推進していくことが求められております。そのため、地域全体で支える体制として、在宅医療介護連携推進事業、認知症施策の総合的な推進事業、生活支援体制整備事業、地域ケア会議の推進を図ってまいります。また、自立支援・重度化防止のため、ころばん体操などの介護予防に力を注ぎ、介護給付費や保険料を抑制できるよう適正な運営に努めてまいります。

以上、新年度の施政方針と各会計の施策等につきまして御説明いたしました。これらすべての会計で編成いたしました予算総額は164億2,390万5,000円で、対前年度比12.8%の増となっております。

一般会計、特別会計予算の詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、よろしく御審議いただき、御可決賜りますよう重ねてお願い申し上げます。

○議長（神崎文男君） まず、議案第6号について、補足説明を求めます。税務課長。

○税務課長（川越龍一君） それでは、税務課関係の主なものについて御説明いたします。

予算書の39ページをお願いいたします。表の中段頃になります。款2総務費、項1総務管理費、目13諸費のうち税務課関係は、節22償還金、利子及び割引料のうち、町税還付金及び還付加算金として600万円を計上いたしました。前年度比30万1,000円の増額でございます。これは、主に法人町民税等の決算時確定申告等による還付金及び還付加算金に係るものでございます。

続きまして40ページを御覧ください。項2徴税費、目1税務総務費に8,175万3,000円を計上いたしました。前年度対比531万5,000円の増額となっております。これは、主に職員の人件費等であり、増額の要因は人事異動に伴うものでございます。

次に、40ページ中段から41ページにかけての目2賦課徴収費でございますが、町税の賦課徴収に係る経費でございます。前年度比330万円の減額となっておりますが、主な要因につきましては令和4年度に実施しました航空写真撮影事業が終了することによる負担金の減と、固定資産家屋全棟調査業務委託料の増、これらの増減の差によるものでございます。

以上で、税務課関係の説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

**○住民環境課長（松元昭二君）** 続きまして、住民環境課関係の主なものについて御説明いたします。

予算書の35ページをお開きください。お願いいたします。款2総務費、目7支所費は、野方支所の維持管理や事務処理に必要な経費でございます。

次に、41ページをお開きください。目1戸籍住民基本台帳費は、マイナンバーカードの普及及び窓口業務に係る人件費と戸籍情報システム改修委託料及び戸籍システム機器リース料などでございます。

次に、56ページをお願いいたします。款4衛生費、目3環境衛生費は、前年度比で486万6,000円の増となっております。ごみ分別などの環境衛生と海岸環境保全に要する経費等のほか、新規としまして地域脱炭素推進業務委託料、リサイクル留学生プロジェクト業務委託料を計上しております。

次に、60ページをお願いいたします。項2清掃費、目1し尿塵芥処理費は、前年度比で652万円の増となっております。増の主な要因は、資源ごみの一部の品目で回収回数を増やすことに対応したごみ処理委託料の増でございます。

以上で、住民環境課関係の説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

**○保健福祉課長（谷迫利弘君）** 続きまして、保健福祉課関係の主なものにつきまして御説明いたします。

予算書の47ページをお願いいたします。款3民生費、目1社会福祉総務費は、前年度比で950万4,000円の減となっております。減の主な要因は、厚生調

査委員の3年に1回の研修に係る経費の減によるものでございます。

48ページをお願いいたします。ここでは主に、厚生調査委員の報酬や研修会等の費用弁償、職員の人件費、町社会福祉協議会のほか、各種福祉団体等への補助金を計上しております。

49ページをお願いいたします。目2老人福祉費は、高齢者を対象にした施策に係る経費で、主なものは、長寿祝い金、曾於南部厚生事務組合養護老人ホームの負担金、シルバー人材センター事業運営補助金でございます。

50ページをお願いいたします。目3老人福祉センター管理費は、老人福祉センターの管理委託料でございます。目6食の自立支援事業費は、在宅の高齢者に対します配食サービスでございます。目7障害者福祉費は、障害者支援に係る経費で、前年度比で1,690万8,000円の増でございます。要因は、地域おこし協力隊等の委託料や各種サービス費などの扶助費でございます。ここでの主なものは、相談支援事業、日中一時支援事業に係る委託料、施設や居宅等のサービスに係る経費であります障害福祉サービス費などの扶助費でございます。

52ページをお願いします。目8老人措置費は、主に養護老人ホーム入所に関する措置費でございます。

次の項2児童福祉費、目1児童福祉費は、前年度比で9,550万5,000円の増額でございます。主な要因は、施設型給付費の扶助費によるものでございます。

53ページをお願いします。ここでは、主に放課後児童クラブなどの特別保育事業等の委託料や延長保育事業などの補助金、保育園や認定こども園運営に係る施設型給付費の扶助費を計上しております。目2児童措置費は、主に児童手当に関する扶助費でございます。

54ページをお願いします。款4衛生費、目1保健衛生総務費は、職員の人件費のほか、大隅地域や曾於地域におけます医療確保対策事業、救急医療及び温泉保養に係る負担金等を計上しております。

55ページをお願いします。予防費、ここでは主にインフルエンザや各種予防接種に係る業務委託料を計上しております。

57ページをお願いします。目4健康増進費は、主に健康診断に係る経費で、各種健診及びがん検診等の委託料でございます。

目5保健指導費は、前年度比で196万1,000円の増となっております。主な要因は、出産子育て応援支援金の負担金、補助及び交付金によるものでございます。

58ページをお願いします。ここでは、主に母子健診に係る経費で、妊産婦健診診査等の委託料や子ども医療費助成金の扶助費を計上しております。

目6介護保険費は、前年比で1,109万5,000円の増となっております。主な要因は、介護保険事業特別会計への繰出金によるものでございます。ここでは、主に高齢者元気度アップ・ポイント付与の報償費、59ページをお願いします、曾於地区介護保険組合負担金、介護保険事業特別会計に町の法定負担分を繰り出す繰出金を計上しております。

目7国民健康保険事業総務費は、国民健康保険特別会計への繰出金を計上いたしました。目9後期高齢者医療費は、主に、60ページをお願いします、長寿健診としての各種健診委託料、後期高齢者医療広域連合への負担金、後期高齢者医療特別会計への法定負担分の繰出金を計上しております。

以上で、保健福祉課関係の説明を終わります。よろしくをお願いします。

○水道課長（本松健一郎君） 引き続きまして、水道課関係の主なものについて説明をさせていただきます。61ページをお願いいたします。款4衛生費、項3水道費、目1水道費の203万8,000円でございますが、対前年比29万円の減でございます。主に簡易水道に係る企業債返還等の補助金で、減額の要因は企業債返還金等の減によるものでございます。

80ページをお願いいたします。款7土木費、項4都市計画費、目1都市計画総務費のうち、節27繰出金1億6,415万7,000円は、公共下水道事業特別会計への繰出金でありまして、対前年比2,335万1,000円の増となります。増の要因は、先ほど町長の施政方針でもございましたが、下水道事業維持管理に係る下水道施設の老朽化等及び長寿命化対策の施設等更新に伴う国庫補助金等を受けるため、基本計画に当たるストックマネジメント計画策定が必要でありますことから、令和5年から令和6年度までの2か年で、この基本計画を策定する必要が出てきております。今回は、単年度分の基本計画策定委託料3,000万円と、その基本計画策定に関連する工事請負費のうち、耐水化対策事業等1,100万円の増額によるもので、補助率が2分の1ということでありまして、一般会計からの繰り出しが増額するものでございます。

前に戻っていただきまして、59ページでございます。款4衛生費、項1保健衛生費、目8合併処理浄化槽整備費2,918万8,000円を計上しております。御存じのとおり、新年度から環境政策課所管の事業となりますが、過去2か年の実績を踏まえまして、昨年度並みの34基の整備を予定しております。

以上で説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○農委事務局長（相星永悟君） 引き続きまして、農業委員会関係の主なものにつきまして御説明申し上げます。

予算書は60ページをお願いいたします。下のほうになります。款5農林水産業

費、目1 農業委員会費は、前年度比で7 6 8万6, 0 0 0円の増となっております。その主な要因は、職員人件費の増によるものでございます。ここでは、農地法や農業経営基盤強化促進法などに基づく各種申請に対する現地調査や、案件の審議をはじめとする農業委員会としての業務運営管理などに係るものでございます。主なものは、農業委員及び農地利用最適化推進委員の活動に対して支払います報酬、事務局職員の人件費などでございます。

6 2 ページをお願いいたします。目2 農地流動化推進費8 万円は、農地の売買申出による農地あっせん会開催時の報償費でございます。

目3 農業者年金業務委託費は、農業者年金制度への加入促進や経営移譲年金受給資格者の経営移譲を促進するための経費でございます。会計年度任用職員報酬及び当該業務の推進に対します活動謝礼が主なものでございます。

以上で農業委員会関係の説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○農林振興課長（上野明仁君） それでは、農林振興課関係の主なものについて御説明いたします。

予算書の6 3 ページをお願いいたします。款5 農林水産業費、項1 農業費、目4 農業総務費は、職員の給与等の人件費でございます。目5 農業振興費は、前年度比4 5 1万5, 0 0 0円の増となっております。増額の主な要因は、農業公社運営負担金と農業公社設立拠出金でございます。

6 4 ページをお願いします。目6 特産振興費は、環境保全型農業直接支払交付金などの負担金、補助及び交付金でございます。目7 園芸振興費は、前年度比6, 3 5 8万7, 0 0 0円の増となっております。増額の主な要因は、活動火山周辺地域防災営農対策事業補助金でございます。目8 農業機械維持管理費は、前年度比1 4 7万1, 0 0 0円の減となっております。ここでの主なものは、農業機械に係る燃料費、修繕料などの需用費とオペレーター委託料でございます。

6 5 ページをお願いします。目9 畜産業費は、前年度比1 2億6, 1 3 4万1, 0 0 0円の増となっております。増額の主な要因は、畜産クラスター事業補助金であります。そのほか、主なものは、負担金、補助及び交付金の町畜産振興協議会負担金、大崎町畜産施設整備支援事業補助金、大崎町高齢産歴牛更新事業補助金でございます。

6 8 ページをお願いします。目1 2 農業研修施設管理費は、前年度比4 9 1万円の増となっております。増額の主な要因は、農業研修館解体工事設計業務委託料と備品購入費でございます。ここでの主なものは、町内5 箇所の農業研修施設に係る需用費と施設管理委託料でございます。目1 3 水田再編対策費は5 5 3万9, 0 0 0円、水田関係の交付金事務を行うため、大崎町農業再生協議会への補助金でござ

います。

続きまして、69ページをお願いします。目14営農推進費は、前年度比3,661万5,000円の増となっております。増額の主な要因は、サツマイモ基腐病対策の農地耕作条件改善事業補助金によるものでございます。ここでの主なものは、会計年度任用職員の報酬や、大崎町担い手育成農業研修事業委託料、機構集積協力金事業補助金などでございます。

次に、70ページの下の方から72ページにかけてになります。項2林業費、目1林業振興費は、前年度比1,497万円の減となっております。減額の主な要因は、持留改善センター裏の町有林崩壊防止工事が完了したことによるものでございます。ここでの主なものは、松くい虫防除並びに駆除に関する委託料、地域おこし研究員等業務委託料、有害鳥獣対策実践事業補助金などでございます。

73ページをお願いします。項3水産業費、目1水産振興費は、対前年比で71万円の減となっております。減の要因につきましては、種子島周辺漁業対策事業負担金がなかったことによるものでございます。ここでの主なものは、各種団体協議会への負担金、補助金でございます。

以上で、説明を終わります。よろしくをお願いします。

○耕地課長（竹本忠行君） それでは、耕地課関係の主なものについて御説明いたします。

65ページ下段から66ページをお願いいたします。款5農林水産業費、目10農地費は、野方地区活性化センターの維持管理に伴う経費のほか、圃場整備に係る換地概要調書作成や菱田海岸の松植栽及び施設の清掃業務などの委託料と県営事業等の負担金や各種団体への補助金等でございます。

67ページをお願いいたします。目11土地改良事業費は、主に、農道水路等の維持管理補修のための機械借上料のほか、農道のメンテナンスフリー工事や、農道整備及び排水路などの測量設計委託や農業用施設の工事請負費でございます。前年比で3,409万4,000円の増額となっておりますが、主な要因は、新年度事業の見直しと、排水路整備に伴います測量設計委託料や農道及び農業用施設工事に伴います工事請負費の増額によるものでございます。

次に、102ページをお願いいたします。款10災害復旧費、目1農林水産施設災害復旧費は、梅雨前線豪雨や台風災害時の測量及び災害復旧委託料と、農道などの応急工事に対処するための機械借上料や原材料費が主なものでございます。対前年比で2,872万9,000円の減額となっておりますが、主な要因は、過年発生災害復旧事業に伴います登記委託料や工事請負費及び負担金の減額によるものでございます。

以上で、耕地課関係の説明を終わります。よろしく願いいたします。

○建設課長（時見和久君） 建設課関係について御説明いたします。

77ページをお願いいたします。款7土木費、目1土木総務費は、職員の人件費及び県事業に伴う町負担金が主なものでございます。

79ページをお願いいたします。目1道路維持費は、町道等の年間を通して良好な状態に保つための委託料と工事請負費等の維持管理に係るもので、前年度比904万3,000円の増は、工事請負費の増が主なものでございます。

目2道路改良費の主なものは、道路所管補助事業に係る測量設計委託料及び道路橋りょうの工事請負費で、前年度比5,613万1,000円の増は、新規事業の町道南中組中村線、橋梁修繕工事などの事業増によるものでございます。

80ページをお願いいたします。目2公園費は、ふれあいの里公園及び中央公園の清掃業務委託料などの年間を通した維持管理に係る経費で、新たなものとしましてはふれあいの里公園遊戯広場横の公衆トイレ改修と案内板設置工事を予定しております。

81ページをお願いいたします。項5住宅費は、公営住宅180戸と町営住宅14戸、特定優良賃貸住宅シャルム文化通り、定住促進住宅なのはなタウンなどの維持管理費等に係る経費と、住宅借上料が主なものでございます。

102ページをお願いいたします。款10災害復旧費、目1公共土木施設災害復旧費は、台風災害等の応急対策経費と過年度災害に係る経費など778万6,000円を計上いたしました。

以上で、説明を終わります。よろしく願いいたします。

○教委管理課長（岡留和幸君） それでは、管理課関係につきまして御説明いたします。

予算書の85ページをよろしく願いします。下の表からになります。款9教育費、目1教育委員会費は、教育委員4名分の報酬や研修会等の費用弁償でございます。

次の目2事務局費は、前年度比で587万円の増となっております。増額の主な要因は、会計年度任用職員等に係る経費でございます。ここでは、教育長並びに事務局職員7名分の人件費のほか、外国語指導業務委託料、ICT支援業務委託料、各種団体等への負担金、奨学金貸付金、リサイクル未来創生奨学基金積立金などでございます。

88ページをお願いいたします。目3研修費は、陸上記録会や集団宿泊学習など学校行事用送迎バスの借上料や、教職員の資質向上を図るための研修補助金が主なものでございます。

目4学校給食センター管理費は、前年度比で725万5,000円の増となっております。

おります。増額の主な要因は、光熱水費のほか、学校給食費補助金でございます。ここでは、職員の人件費のほか、学校給食の維持管理に必要な経費と調理配達に係る学校給食業務委託料、公用車リース料、学校給食費補助金が主なものでございます。

90ページをお願いします。項2小学校費、目1学校管理費は、前年度比で1億9,694万5,000円の増となっております。増額の主な要因は、菱田小学校屋内運動場等大規模改造工事及び大崎小学校特別教室等空調設備設置工事が主なものでございます。ここでは、職員の人件費、各小学校の維持管理に要する経費のほか、学校ネットワークサーバー更新機器等リース料、小学校ICT校務支援システム設備等リース料のほか、学校設備に係る工事請負費などが主なものでございます。

92ページをお願いいたします。目2教育振興費は、前年度比で153万3,000円の増となっております。増額の主な要因は、小学校入学時における準備品の購入のため、保護者の経済的な負担軽減を目的に大崎町小学校入学援助金の新設によるものでございます。ここでは、小学校6校分の各教材用備品と要保護及び準要保護児童就学援助費などが主なものでございます。

93ページをお願いいたします。項3中学校費、目1学校管理費は、前年度比で3,598万円の増となっております。増額の主な要因は、大崎中学校特別教室等空調設備設置工事が主なものでございます。ここでは、職員の人件費、中学校の維持管理に要する経費のほか、校医委託料や不登校対策支援業務委託料、中学校ICT教育整備等リース料のほか、学校設備に係る工事請負費などが主なものでございます。

94ページをお願いいたします。目2教育振興費は、前年度比で504万8,000円の減となっております。減額の主な要因は、スクールバスのコースの見直しによる運行業務委託料の減によるものでございます。ここでは、スクールバス運行業務委託料や要保護及び準要保護生徒就学援助費、中学校入学援助金などが主なものでございます。

以上で、管理課関係の説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○社会教育課長（鎌田洋一君） それでは、社会教育課関係の主なものにつきまして御説明いたします。

95ページをお願いいたします。96ページにかけてになりますが、款9教育費、目1社会教育総務費でございます。前年度比で1,353万1,000円の増額となっております。増額の主な要因は、人件費の増によるものでございます。そのほか、成人教育、人権教育等を推進するための経費及び町PTA連絡協議会等への活動補助金を計上しております。

次に、96ページから97ページ、そして98ページにかけてになりますが、目2公民館費でございます。前年度比で4,154万3,000円の減額となっております。減額の主な要因は、大崎町研修センター解体の完了によるものでございます。ここでは、主に中央公民館など各社会教育施設の維持管理に係る経費及び公民分館への運営補助金を計上しております。

続きまして、98ページから99ページをお願いいたします。目3図書館費でございます。前年度比で182万7,000円の増額となっております。増額の主な要因は、会計年度任用職員に係る経費の増でございます。主なものは、図書館の維持管理に係る経費や備品購入費、大隅広域図書館ネットワーク運営協議会の負担金を計上しております。

次に、同じく99ページになります。目4文化振興費でございます。前年度比で173万4,000円の増額となっております。増額の主な要因は、町史編さんに係る調査員等の経費の増でございます。そのほか、文化財の保護や維持管理に係る経費、及び町文化協会活動事業補助金を計上しております。

続きまして、同じく99ページから100ページにかけてになります。目5青少年教育費でございます。主に青少年の健全育成に係る経費のほか、町青少年活動事業補助金や青少年育成団体への活動補助金を計上しております。

次に、同じく100ページをお願いいたします。目6生涯学習振興費でございますが、生涯学習講座に係る講師謝礼が主なものでございます。

次に、100ページから101ページになります。目1保健体育総務費でございます。前年度比5,936万6,000円の増となっております。増額の主な要因は、かごしま国体が2023年開催になったことにより経費の増が主なものでございます。そのほか、スポーツ推進委員等の報酬や各種大会を開催するための関連経費のほか、各団体への運営補助金を計上しております。

次に、101ページをお願いいたします。目2体育施設費でございます。653万2,000円の減額でございます。減額の主な要因は、総合体育館の大規模改修工事設計の完了によるものでございます。ここでは主に、町内6箇所の運動公園の夜間照明電気料等に係る光熱水費のほか、運動公園、体育施設に係る管理委託料を計上しております。

以上で、社会教育課関係を終わります。よろしくをお願いいたします。

○議長（神崎文男君）　ここで、昼食のため暫時休憩いたします。午後は、1時から再開いたします。

-----○-----

休憩　午後0時00分

再開 午後1時00分

-----○-----

○議長（神崎文男君） 休憩前に引き続き、再開いたします。

議案第6号について、補足説明を続けます。

○企画調整課長（中野伸一君） それでは、企画調整課関係の主なものにつきまして御説明いたします。

まず、32ページをお願いいたします。一番下から33ページにかけてになりますが、款2総務費、目3広報費に643万8,000円を計上いたしました。毎月発行しております広報おおさきの印刷製本費が主なものでございます。前年度と比較して197万9,000円の増となっておりますが、主な理由は、印刷製本費の単価の増額によるものでございます。

次に、36ページをお願いいたします。38ページにかけてでございますが、目10企画費に2億4,134万1,000円を計上いたしました。主に移住・定住関連の予算及びSDGs推進関連予算を計上しております。前年度と比較いたしました1億6,307万7,000円の増となっておりますが、主な理由は、令和4年度までの地方創生費を企画費に一本化したことや、環境配慮型定住住宅取得補助金の計上額を引き上げたこと、また、民間賃貸住宅等建設補助金を新たに計上したことなどによるものでございます。

38ページをお願いします。目11青少年女性費に7万8,000円を計上いたしました。前年度と同額となっております。

次に、46ページをお願いいたします。中ほどの目1統計調査総務費8万3,000円と目2委託統計調査費50万2,000円は、住宅土地統計調査等の関連経費を計上しております。

次に、少し飛びますが、73ページをお願いいたします。款6商工費、目1商工総務費4,245万3,000円は、職員の人件費のほか、かごしま産業支援センター負担金でございます。

次に、73ページの一番下から75ページにかけてでございます。目2商工業振興費に31億7,796万7,000円を計上いたしました。昨年度に引き続き、ふるさと納税目標額を30億円と設定しております。ふるさと納税の業務のほか、企業価値向上補助金など、事業者への補助金関係の内容となっております。1億5,950万8,000円の増となっておりますけれども、昨年度、新型コロナウイルス感染症対策事業費で計上しておりました、全町民に1人当たり1万円の商品券を交付する地域応援商品券発行事業補助金を商工業振興費に一本化したことなどが主な理由でございます。

次に、75ページから77ページにかけてでございます。目3観光費に6,569万2,000円を計上しております。観光施設等の管理委託やイベント関連の補助金が主な内容となっております。前年度と比較して2,489万8,000円の増となっておりますが、スポーツ合宿等誘致促進事業補助金などスポーツコミッション関連経費の増額が主な理由でございます。

以上で、企画調整課の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○総務課長（上橋孝幸君） それでは、総務課関係の主なものについて御説明いたします。

29ページをお願いいたします。款2総務費、目1一般管理費は、前年度比で1,339万9,000円の減となっております。減の主な要因は、一般管理費に計上した職員数の減によるものでございます。ここでは主として、町長等の特別職のほか、職員に係る人件費や自治公民館へ交付いたします運営補助金及び、がんばる地域応援交付金を計上しております。

32ページをお願いいたします。目2文書費は、公文書等の発送に係る郵便料や電話料などの通信運搬費のほか、電話交換業務、例規類集データベースシステムの更新に係る委託料などがございます。

33ページをお願いいたします。目4財政管理費は、財政事務に要する経常経費でございますが、主なものは財政調整基金等への積立金でございます。

次に、目6財産管理費は、主に庁舎等の維持管理に係る経費でございますが、前年度比で2,746万8,000円の増となっております。増の主な要因は、庁舎等に係る電気料及び警備業務委託料の増と庁舎別館屋上の防水修繕料でございます。

35ページをお願いいたします。目8交通安全対策費でございますが、主なものはカーブミラーやガードレール等に係る交通安全施設の工事費でございます。

36ページをお願いいたします。目9防犯対策費は、志布志地区防犯協会への負担金が主なものでございます。

38ページをお願いいたします。目12電算情報管理費は、電算リース料をはじめ、電算システムの維持管理費が主なものとなっております。

次に、43ページをお願いいたします。こちらは、選挙管理委員会関係でございます。項4選挙費、目1選挙管理委員会費と目2明るい選挙推進費につきましては、選挙事務に係る経常的な経費でございます。

次の44ページをお願いいたしまして、目3県議会議員選挙費から、次の45ページの、目4町議会議員選挙費までは、今後執行予定のそれぞれの選挙に要する経費を計上しております。

82ページをお願いいたします。下のほうになりますが、款8消防費、目1常備

消防費は、大隅曾於地区消防組合負担金でございます。前年度比で858万6,000円の増となっておりますが、これは人件費の増と高規格救急自動車及び消防ポンプ車の更新に係る施設整備費の増が主な要因でございます。

83ページをお願いいたします。目2非常備消防費は、前年度比で3,244万8,000円の増となっております。増の主な要因は、中央分団に導入予定の水槽付消防ポンプ自動車の購入費でございます。ここでは、主として消防団員の出勤報酬のほか、防火水槽2基を整備するための工事請負費を計上しております。また、老朽化している菱田分団の水防倉庫を解体するための機械借上料も計上いたしました。

84ページをお願いいたします。目3防災対策費は、主に防災行政無線等の維持管理費でございますが、前年度比で468万1,000円の増となっております。増の主な要因は、防災行政無線の屋外拡声子局のバッテリー交換業務委託料でございます。

103ページをお願いいたします。款11公債費でございますが、目1元金と目2利子の合計で7億6,999万円を計上いたしました。

以上で歳出の説明を終わります。次に歳入の主なものについて御説明いたしますので、8ページをお願いいたします。款1町税でございます。前年度比で6,594万3,000円の増でございますが、町民税と固定資産税の伸びを見込みましたの増でございます。款2地方譲与税から款11地方交付税までは、国の地方財政計画や前年度の実績見込みを参考に増減しております。

款15国庫支出金は、前年度比で9,255万7,000円の減でございます。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の減が主な要因でございます。款16県支出金は14億4,484万4,000円の増となっておりますが、肥育豚舎等の整備に係る畜産クラスター事業補助金が増の主な要因でございます。

款18寄附金は、31億5,000円でございますが、このうち、ふるさと納税寄附金を30億円、企業版ふるさと納税寄附金を1億円計上しております。

次に、款19繰入金は、前年度比で3億34万7,000円の増でございます。主なものは、財政調整基金及びふるさと応援基金の繰入金の増でございます。

以上で、歳入の説明を終わります。

なお、104ページ以降に給与費明細書、地方債関係資料等を添付してございますので御参照いただきたいと思います。

以上で、説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○議長（神崎文男君） 次に、議案第7号について補足説明を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長（谷迫利弘君） それでは、国民健康保険事業特別会計の主なものにつ

きまして御説明いたします。

予算書の11ページをお願いいたします。款1総務費、項1総務管理費は、512万6,000円を計上いたしました。主なものは、目1一般管理費、節11役務費の286万1,000円で、国保連合会に支払う手数料等でございます。

12ページをお願いいたします。款2保険給付費、項1療養諸費は、一般被保険者の療養給付費及び療養費、そしてレセプト審査支払手数料でございます。合計12億1,359万7,000円を計上いたしました。前年度に対しまして9,102万6,000円の減額でございますが、被保険者の減少が主な要因でございます。

次の項2高額療養費は、一般被保険者の高額療養費及び高額介護合算療養費でございます。次の13ページをお願いいたします。合計で2億1,041万円を計上いたしました。前年度に対しまして1,214万2,000円の減額となっております。項4出産育児諸費は500万3,000円を、次の14ページをお願いいたします。項5葬祭諸費は80万円を、項6傷病手当諸費は92万7,000円を、それぞれ計上いたしました。

款3国民健康保険事業費納付金は、県への納付金に係るものでございます。まず、項1医療給付費分は3億433万7,000円を、その下、項2後期高齢者支援金等分は、次の15ページまででございますが、9,908万7,000円を、項3介護納付金分には3,136万円を計上いたしました。以上、納付金の合計額は4億3,478万4,000円となっておりますが、この財源につきましては国民健康保険税及び保険基盤安定繰入金が主なものでございます。

款4共同事業拠出金、目1共同事業拠出金1,000円は、退職者医療制度の対象者の把握に資するため、国保連合会宛に送付される年金一覧表の抽出に係る経費でございます。

款5保健事業費、項1保健事業費は781万9,000円を計上いたしました。目1保健衛生普及費656万9,000円は、被保険者指導業務に従事します看護師等の会計年度任用職員の人件費及び、16ページをお願いいたします。レセプト点検共同事業手数料などが主なものでございます。目2疾病予防費125万円は、人間ドックなどの受診に係る健康診断費助成金でございます。項2特定健康診査等事業費2,433万4,000円の主なものは、会計年度任用職員の人件費及び特定健診業務委託料が主なものでございます。

17ページをお願いいたします。款8諸支出金、項1償還金及び還付加算金は165万円を計上いたしました。これは、保険税の過誤納金等に伴う還付金でございます。

款9予備費は、20万5,000円を計上いたしました。

以上で歳出を終わりました。次に歳入を御説明いたします。7ページをお願いし

ます。款1国民健康保険税は、一般被保険者分、退職被保険者分を合計いたしまして2億5,849万8,000円を計上いたしました。前年度に対しまして65万9,000円の減額となっております。

次に、8ページをお願いいたします。款4県支出金、目1保険給付費等交付金は、14億6,471万7,000円を計上しております。前年度に対しまして9,560万7,000円の減額となっております。節1保険給付費等交付金（普通交付金）14億2,029万3,000円は、歳出で御説明いたしました医療給付費に対応するものでございます。節2保険給付費等交付金（特別交付金）4,442万4,000円は、保険者努力支援分及び県繰入金2号分等でございます。

次に、款5財産収入は、利子及び配当金として8万円を計上いたしました。

款6繰入金、項1他会計繰入金は、1億4,315万1,000円を計上いたしました。主なものは、節1及び節2の保険基盤安定繰入金が合計で1億43万円、節6財政安定化支援事業繰入金の3,286万3,000円でございます。

9ページをお願いいたします。項2基金繰入金は、2,800万円を国民健康保険基金から繰り入れるものでございます。この繰入金は、国民健康保険税とともに歳出の国民健康保険事業費納付金の財源に充てるものでございます。

款7繰越金、目1前年度繰越金といたしまして1,000万円を計上いたしました。

款8諸収入、項1延滞金、加算金及び過料は、目1延滞金として82万1,000円を計上いたしました。項2預金利子は、頭出しの1,000円でございます。

次の10ページをお願いします。項3雑入は、合計で100万4,000円を計上いたしました。主なものは、目1一般被保険者第三者納付金の100万円でございます。目2から目8の雑入までは、それぞれ頭出しでございます。

なお、19ページ以降に給与費明細書を添付しておりますので、御参照いただきたいと思っております。

以上で、説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○議長（神崎文男君） 次に、議案第8号について補足説明を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長（谷迫利弘君） それでは、後期高齢者医療特別会計の主なものにつきまして御説明いたします。予算書によりまして、歳出から御説明いたしますので、8ページをお願いします。

款1後期高齢者医療広域連合納付金2億311万2,000円を計上いたしました。前年度に比較して1,132万7,000円の増額となっております。被保険者から徴収した保険料と低所得者等に係る保険料軽減分に対する保険基盤安定分担金を、県の広域連合に納付するものでございます。

次に、款2諸支出金、目1後期高齢者保険料還付金34万円を計上いたしました。過誤納に係る保険料の還付金で、県の広域連合から受け入れた分を被保険者へ返還するものでございます。

款3予備費は、2万3,000円を計上いたしました。

以上で、歳出を終わります。次に歳入を御説明いたします。6ページをお願いいたします。款1後期高齢者医療保険料1億1,644万7,000円は、目1特別徴収保険料7,687万3,000円と目2普通徴収保険料3,957万4,000円は、被保険者に係る保険料でございます。

款2使用料及び手数料、目1督促手数料は、普通徴収分に係る保険料の督促手数料として2万円を計上いたしました。

次に、款3繰入金、目1保険基盤安定繰入金8,666万2,000円は、低所得者等に係る保険料軽減に対して、県と町の負担分を繰り入れるものでございます。目2一般会計繰入金1,000円は、一般会計からの繰入金で、頭出しでございます。

款4繰越金、目1繰越金は、頭出しの1,000円を計上いたしました。

款5諸収入、項1延滞金、加算金及び過料、目1延滞金につきましては、現年度分、滞納繰越分、それぞれ頭出しの1,000円の合計2,000円でございます。

7ページをお願いします。2段目の表になりますが、項2償還金及び還付加算金、目1還付金は34万円を計上いたしました。項3預金利子、及び、その次の項4雑入につきましては、それぞれ頭出しで1,000円を計上いたしました。

以上で、説明を終わります。よろしく御願いたします。

○議長（神崎文男君） 次に、議案第9号について補足説明を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長（谷迫利弘君） それでは、介護保険事業特別会計の主なものにつきまして御説明いたします。

予算書によりまして、歳出から御説明いたしますので、10ページをお願いいたします。款1総務費、目1一般管理費51万8,000円は、介護保険事務に係る電算共同処理のための国保連合会へ支払う手数料及びシステム保守委託料でございます。

次に、款2保険給付費、項1介護サービス等諸費は、11ページの上の表まででございますが、合計で16億7,827万5,000円を計上いたしました。前年度に対しまして7,200万円の増額でございます。主な要因は、目5施設介護サービス給付費の増加によるものでございます。

次に、下の表、項2介護予防サービス等諸費は、12ページまでの表でございますが、5,496万6,000円を計上いたしました。主なものは、目1介護予防サ

サービス給付費などがございます。

13ページをお願いします。項3その他諸費、目1審査支払手数料は162万円を計上いたしました。介護給付費明細書の審査支払事務に係る国保連合会への手数料でございます。

次に、項4高額介護サービス等費は、合計で5,410万8,000円を計上いたしました。利用者負担が一定額を上回った場合に給付する保険給付費でございます。

次に、項5高額医療合算介護サービス等費は、合計で910万8,000円を計上いたしました。これは、介護分と医療分の自己負担分を合算して、当該負担が一定額を上回らないように、利用者の負担の軽減を図るための保険給付費でございます。

次の14ページをお願いいたします。項6特定入所者介護サービス等費は、合計で8,665万5,000円を計上いたしました。これは、特別養護老人ホーム、老人保健施設等におきまして介護サービスを受けた場合に、その所得段階に応じて、利用者の居住費、食費の負担の軽減を図るための保険給付費でございます。

次に、款3地域支援事業費、項1介護予防・生活支援サービス事業費は、合計で2,907万8,000円を計上いたしました。要支援者のサービスのうち、訪問介護及び通所介護サービスに係る経費でございます。

次の15ページをお願いいたします。項2一般介護予防事業費として535万円を計上いたしました。高齢者元気度アップ・ポイント事業の実施やふれあいサロン活動事業、マスターズプロジェクト、ころばん体操など、介護予防事業などに係る報償費や委託料が主なものでございます。

次の16ページをお願いいたします。項3包括的支援事業・任意事業費、次の17ページまででございますが、合計で2,301万6,000円を計上いたしました。これは、地域包括支援センター運営事業の委託料や、認知症対策、生活支援コーディネーター設置に係る経費が主なものでございます。

次の18ページをお願いいたします。款7諸支出金、目1第1号被保険者保険料還付金は70万円を、次の款8予備費は100万円を計上いたしました。

以上で歳出を終わりました、次に歳入を御説明いたします。

6ページをお願いいたします。それぞれ、款で御説明いたします。款1保険料は、65歳以上の第1号被保険者の保険料でございますが、3億1,947万円を計上いたしました。昨年度に対しまして104万4,000円の減額でございます。

次に、款3国庫支出金、項1国庫負担金に3億1,493万8,000円を、項2国庫補助金として、7ページの上の表までですが、合計1億76,321万2,000円を計上いたしました。

次に、款4支払基金交付金は5億288万6,000円を計上いたしました。

款5県支出金は、項1県負担金2億7,922万3,000円を、項2県補助金は、8ページの上の表まで、合計897万4,000円を計上いたしました。

次に、款7繰入金は、介護給付費等に係る町負担分を一般会計からの繰入金として2億7,947万4,000円を計上いたしました。

次に、款8繰越金は6,647万8,000円を、次の款9諸収入は、次の9ページまででございますが、頭出しで2,000円または1,000円を計上いたしました。

以上で、説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（神崎文男君） 次に、議案第10号について補足説明を求めます。水道課長。

○水道課長（本松健一郎君） それでは、水道事業会計の当初予算につきまして説明をさせていただきます。

予算書の1ページをお願いいたします。(1)から(3)まで、第2条で業務の予定量ということでお示しをしております。昨年度と比較しまして申し上げますと、昨年度当初で50戸減をしております、6,500戸を今回は給水戸数ということでしております。間総給水量につきましては、昨年度からしますと1.9万トン減ということで、147万トン計上しております。(3)一日平均給水量につきましても、昨年度からすると52トン減で、4,027トンということで今回の当初予算で計上しているところでございます。(4)主要な建設改良事業から3条の収入及び支出と、2ページをお願いいたします、第4条資本的収入及び支出は、先ほど町長のほうから施政方針にありましてとおり、水道事業分の内容のとおりでございます。下のほうの4行目でございます。第5条一時借入金の限度額につきましては、3,000万円としております。

3ページをお願いいたします。第7条議会の議決を経なければ流用することのできない経費は、職員給与費4,868万2,000円と公債費1万円でございます。第8条他会計補助金は、一般会計からの簡易水道事業体の償還に係る補助金でありまして、203万8,000円を計上しております。9条では棚卸資産の購入限度額を447万円と定めておるところでございます。

それでは、予算説明書で御説明をいたしますので、23ページをお願いいたします。収益的収入及び支出の主なものについて、収入から説明をいたしますのでよろしくお願いいたします。

第1款水道事業収益、項1営業収益、目1給水収益は水道料金でございますが、2億21万円を見込んでおります。対前年比509万9,000円の減でございます。これは、実績に基づいて計上しております。項2営業外収益、目1受取利息及

び配当金は19万円を計上いたしました。項2 営業外収益、目2 補助金38万8,000円は、簡易水道企業債償還金の利息相当分及び児童手当に要する経費の一般会計からの補助金でございます。

目4 長期前受金戻入1,016万9,000円でございますが、負債に計上してあります過去に受けた補助金でありまして、令和5年度減価償却金額分を長期前受金から振り替えて収益化するものでございます。収益として計上はいたしますけれども、現金の増加ではございませんのでよろしくお願いいたします。

24ページをお願いいたします。項3 特別利益、目1から目3まで、これにつきましては頭出しでございます。

25ページをお願いいたします。支出の主なものについて説明いたします。款1 水道事業費用、項1 営業費用、目1 原水及び浄水費4,029万5,000円は、対前年比302万5,000円の増でございます。主なものは、水質検査に必要な委託料及び水源地等の維持管理等に必要な修繕費、送水施設の運転のための動力費でございます。昨年、決算委員会の御指摘がありました水質検査につきまして、今回から手数料から委託料のほうに予算を組み替えてございます。増額の原因としましては、電力料金の高騰による送水施設の運転のための動力費の増額でございます。

目2 配水及び給水費3,615万1,000円は、対前年比7万3,000円の減額でございますが、主なものは、職員2名の人件費と、26ページをお願いいたします、中継ポンプ場の運転に必要な通信運搬費や動力費、配水施設の維持管理に必要な委託料や修繕費等でございます。減額の要因は、電力料金が高騰しておりますので修繕費との調整ということで、差額で減額になったところでございます。

目3 総係費4,222万2,000円は、対前年比43万8,000円の減でございます。水道事業運営に必要な一般的経費である職員3名分の人件費と、次の27ページをお願いいたします、会計年度任用職員2名分の報酬及び量水器検針業務等の委託費が主なものでございます。減額の要因は、人事異動による給与等の人件費の減額でございます。

目4 減価償却費6,603万4,000円は、有形固定資産の減価償却費でございます。目5 資産減耗費184万6,000円は、固定資産の除却費とたな卸資産減耗費でございます。

28ページをお願いいたします。項2 営業外費用、目1 支払利息及び企業債取扱諸費30万7,000円は、企業債の償還利息などで10万2,000円の減額でございます。目2 消費税及び地方消費税550万円は、消費税の納付予定額でございます。項3 特別損失、目1 過年度損益修正損は、過年度水道料金の還付金等でございます。40万円を計上しております。項4 予備費、目1 予備費は200万円を、

前年度並みで計上しているところです。

29ページをお願いいたします。資本的収入及び支出の収入でございます。款1資本的収入、項1負担金、目1他会計負担金140万円は、消火栓設置工事2基分の負担金でございます。項2補助金、目1補助金165万円は、簡易水道企業債償還金の元金償還分の一般会計からの補助金でございます。

30ページをお願いいたします。支出でございます。款1資本的支出、項1建設改良費、目1建設改良事業費1億73万9,000円で、対前年比2,699万3,000円の増額でございます。職員1名分の人件費と配水管布設替の工事請負費が主なものでございますが、増額の要因は、既存の資産台帳は完了しているところなんです。昨年、国・県から施設台帳を別に設置をするようにということで通知が来まして、その通知に基づきまして施設台帳の設置が必要ということで、その業務委託料を今回上げたところでございます。工事請負費は、町道仮宿下原線下原地区配水管布設替工事外10箇所を計画しているところです。目2営業設備費100万1,000円を計上いたしました。主なものは、量水器購入等でございます。令和5年度は、昨年度の当初で水道健診システムの更新があった関係で、今回はこれがないこともありまして、対前年比364万2,000円の減額ということになっております。項2企業債償還金、目1元金償還金305万9,000円は、水道企業債元金償還金でございます。項3予備費は200万円を計上いたしました。

以上で説明を終わりますが、7ページ以降に予定キャッシュフロー計算書、給与費明細書等を添付してございますので参照をお願いいたします。以上で終わります。

○議長（神崎文男君） 次に、議案第11号について補足説明を求めます。水道課長。

○水道課長（本松健一郎君） 引き続きまして、公共下水道事業特別会計の当初予算につきまして説明をいたします。

事項別明細書で、歳出から説明をいたしますので、9ページをお願いいたします。款1公共下水道事業費、項1公共下水道事業費、目1下水道総務費2,361万1,000円で、対前年比428万7,000円の増でございます。主なものは、職員2名と会計年度任用職員1名分の人件費と下水道技術管理者資格取得に係る研修旅費等と消費税等に係る公課費が主なものでございます。増額の主な要因は、今回、一般会計で会計年度任用職員の人件費をこちらで1名分組み直したことで、下水道の技術管理者の資格を持つ職員を5年度から研修を受けさせるということで、その分が増額の原因でございます。

10ページをお願いいたします。目2維持管理費は3,328万2,000円で、対前年比169万8,000円の増でございます。大崎クリーンセンターとマンホ

ールポンプ場等の維持管理に必要な消耗品費、光熱費及び管理委託料などが主なものでございます。増の要因は、町道三文字西迫線道路改良工事に伴う原材料費、マンホールの蓋等の更新になりますが、この分と節10需用費、物価高騰に伴います医薬品購入の消耗品と電気料の光熱費が高い水準のまま推移しております。この件と修繕費で調整をしているところでございます。節12委託料1,838万1,000円は、クリーンセンターの維持管理費、業務委託料や下水道汚泥処理委託料等でございます。節13使用料及び賃借料80万4,000円は、機械借上料とマンホールポンプ監視システムの使用料でございます。

11ページをお願いいたします。繰り返しになりますが、今回の新規の節15原材料費170万5,000円は、町道三文字西迫線の道路改良工事に伴う原材料費、マンホール等の更新の件が要因でございます。

次に、目3下水道整備費は4,812万5,000円で、対前年比3,151万7,000円の増でございます。内容といたしまして、節12委託料、公共下水道事業の公営企業法適用支援業務委託料及び公共下水道事業の基本計画ストックマネジメント計画策定委託料と、それに一部工事請負費が入る形で増額の要因になっておるところでございます。まず、公営企業法適用支援業務委託につきましては、令和5年度末までに地方公営企業法を適用することが義務づけられているため、下水道予算科目と勘定科目の設定及び固定資産台帳の作成や下水道企業会計システムの構築など、今回が4年目の最終年度でございまして、予算額としましては412万5,000円であります。

次に、公共下水道事業ストックマネジメント計画策定業務委託につきましては、将来の負担軽減による安定した財政経営と時代に応じた適正かつ安全・安心な施設等の提供及び効率的・効果的な維持管理を目的とした長寿命化対策に係る基本計画でありますストックマネジメントを令和4年度までの2か年で策定する予定でございまして、その分を3,000万円計上しているところです。節14工事請負費は、西三文字マンホールポンプ場の制御盤耐水性移転工事及びマンホールポンプの取替工事で1,400万円計上しているところです。

款2公債費、項1公債費、目1元金1億1,711万4,000円は、地方債の償還元金でございます。目2利子1,503万5,000円は、地方債の償還利子と一時借入金の支払利息でございます。

款3予備費は100万円を計上しております。

続きまして、歳入を説明させていただきます。7ページをお願いいたします。款1分担金及び負担金、項1負担金、目1下水道費負担金60万円は、新規の受益者負担金でございます。

款2 使用料及び手数料、項1 使用料、目1 下水道使用料は3,936万9,000円を計上いたしました。対前年比58万2,000円の増でございますが、下水道使用料金の激変緩和措置による使用料単価の段階的な引き上げにより増加しているものでございます。

款3 国庫支出金、項1 国庫補助金、目1 公共下水道事業費補助金2,000万円は、公共下水道事業ストックマネジメント計画策定業務委託料に係る補助事業の国庫負担分であります。

款4 繰入金、項1 他会計繰入金、目1 他会計繰入金1億6,415万7,000円は、一般会計からの繰入金で、対前年比2,335万1,000円の増でございます。増の要因は、先ほど繰り返しになりますが、歳出の目3 下水道整備費の節1 2 委託料と節1 4 工事請負費で説明いたしました長寿命化対策の国庫補助事業を一部含んでおり、その事業の補助率が2分の1であることから、持ち出しの予算である繰り出しが増加するものでございます。

8 ページをお願いします。最後の、款6 町債、項1 町債、目1 公共下水道事業債1,400万円は、公共下水道事業債で資本費平準化債及び公営企業会計適用債の借入でございます。令和5年度は、公営企業会計適正債が最終年度で、予算額も少ないことから、対前年比360万円の減でございます。

前に戻りまして、4 ページをお願いいたします。ただいま説明をいたしました収入の地方債でございます。起債の目的は、資本費平準化債990万円と公営企業会計適用債が410万円となっております。起債の方法、利率、償還の方法については、各欄のとおりでございます。

最後に、12 ページ以降に給与費明細書等が添付してございます。以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（神崎文男君） これより質疑に入ります。

まず、議案第6号「令和5年度大崎町一般会計予算」について質疑はありませんか。

○8番（中山美幸君） 何点か質問をさせていただきます。

まず、37 ページの一番上のほうです、委託料のところ、ここの金額、すべて委託料なんですね。4,590万9,000円、これは全て委託料ですが、特に多文化共生まちづくり促進事業の委託料192万5,000円については、歳入の部分の多文化共生の助成金290万円が充当されているのかなというふうに予測しているんですが、ここの歳出では192万5,000円の歳出になっておりますね。残額の97万5,000円、これはどういうことなのか。もし、290万円の歳入からの財源割り当てであるとする、残った97万5,000円はどういうふうになっ

ているのかということですね。この委託料のすべてについて、どういった利益が町民に与えられるか、効果がどういったものが見込まれるか。

それと、委託料について、委託契約先があると思うんですが、今後、委託をされるに当たって、どのような事項を委託されるのか、その案の資料の提出を求めます。

さらに、38ページ、大崎町SDGs推進協議会のほうに8,000万円歳出が組んでありますね。これは歳入の部分の企業版のふるさと納税の1億円からの計上であろうというふうに予想しているんですが、そのとおりなのか。

そして、残った予算の2,000万円はどういうふうな考え方をしているのか。歳入で1億円あって、歳出で8,000万円、ここで組んであります。その残りの2,000万円についてどのような考えを持っているのかということと、これは何をするために推進協議会に負担するのか。この推進協議会の理事長といいたまいますか、現在、副町長がそこに座っていらっしゃいますが、千歳史郎副町長がこの団体の代表理事でもあると思います。そういったことから、これはどういうふうにするのかということと、住民に対してどういった利益がもたらされるかということについての資料、もちろんお願いしたいと思います。

それから、56ページの款4、節12、ゴミ出しサポーター事業委託料99万3,000円、それから地域脱炭素推進業務委託料905万1,000円、それとリサイクル留学生プロジェクト業務委託料250万円、これについても委託をされるんですよ、その委託契約書の内容、そういったものについての説明と提出を求めたいと思います。

それと、その次のページです。大崎町衛生自治会助成事業補助金220万4,000円のことについて詳細な内訳をお示しをいただきたいということです。

次、60ページのし尿塵芥処理費もごみ収集委託料、これは例年どおり企業に委託をされると思いますが、これの委託契約書の提出を求めます。

それと、次のページ、なのはなエコプロジェクト委託料104万2,000円についても、どのような委託をされるのか、委託先、それから委託の内訳、そういったものについてをお示しをいただきたいということでございます。

さらに、本町におきましてODA事業、すなわちJICA事業ですね、概算として6,500万円余りの事業を受託されていると思いますが、3年間にわたり、この部分の町からの歳出部分、人件費その他について、出ているお金があると思いますが、この金額についての明細、ましてやこの事業に対する新年度何人行かれるか、通算して何人行かれるのか、どういった方々がインドネシアのほうに行かれるかについて、これはちゃんと示していただきたい。特に人件費については、以前お伺いしたときには町費から持っていくということでしたので、その明細、どれぐらいの

人間で、どれぐらいの人件費を使っているかということをお示しをいただきたいと思います。

それから、83ページのポンプ車の購入事業です。これについては、再三、私は見積りの仕方についてこの場で議論をしてみました。それはいまだに改革されておられません。そのことについて、どのような措置を講じるのか、その点について多くありますけれども、質問事項は、お答えをいただきたいと思ひますし、求めた資料につきましては、多分この議案は特別委員会になると思ひます、特別委員会審議前までに提出をお願いしたいと思ひます。

以上です。

○議長（神崎文男君） 暫時休憩します。

-----○-----

休憩 午後2時00分

再開 午後2時01分

-----○-----

○議長（神崎文男君） 再開します。

○町長（東 靖弘君） ただいま中山議員から数点にわたる予算に関する件の事業内容、明細を詳細に求める要求がありましたことにつきましては、特別委員会までにということでありましたので、担当課長と協議をしながら提出をさせていただきたいと思ひます。

○8番（中山美幸君） もう1点お伺いします。歳入の部分、12ページ、款10地方特例交付金がありますね、350万円です。これは以前は児童手当等の部分だったように私は記憶しているんですが、これは特別交付税とは若干違う意味合いがありますよね、特例交付金ですので。この点についてお示しをいただきたいことと、先ほど23ページの款18寄附金のうちのふるさと納税の1億円の計上はどのようにして、先ほど質問した、どこに当てはめられているのか、私がさっき質問を求めたそれでよろしいのかどうか。そして、歳入では1億円計上してあって、歳出では8,000万円ということであれば、まだ2,000万円についての答弁もいただいておりますが、答弁するところはしっかりと答弁をしていただきたいと思ひます。

以上です。

○町長（東 靖弘君） ただいまの企業版については担当課長のほうで説明をいたさせます。

○企画調整課長（中野伸一君） お答えいたします。失礼いたしました。

企業版ふるさと納税の寄附金につきましては、御指摘のとおり、歳入が1億円ございまして、歳出のほうは8,000万円しかないという御指摘でございましたけ

れども、SDGs推進協議会に8,000万円、負担金としてお支払いしている分と、この企業版ふるさと納税を獲得していくということでの成果報酬型の形で、37ページの節12委託料のところの上から4段目のところに企業版ふるさと納税委託料、これが企業版ふるさと納税の成果報酬型の委託となっておりますので、この2,000万円と、先ほどのSDGs推進協議会の負担金8,000万円を合わせて1億円になる計算になっております。

以上でございます。

○総務課長（上橋孝幸君） 地方特例交付金についての御質問があったかと思ます。

議員さんのおっしゃるとおり、地方特例交付金につきましては地方交付税とは全く違う性質の交付金でございます。地方特例交付金の場合は国の恒久減税に伴って地方税が減収するという部分を国が補填する交付金というふうになっております。

以上です。

○8番（中山美幸君） 特例交付金の場合は特交とは若干違うんじゃないんですか、交付の仕方が若干違っているんだと思っているんですが。今の総務課長の説明だと特交と同じようなニュアンスを受けるんですが、これはいろんな部分で品目等々も記載がされているんじゃないのかなと私は理解しているんですが、そのところをまずお示しをください。

それから、成果による委託といいましょうか、2,000万円が組んであるということ、それはどういった成果があったとき、もちろん成果ですから企業版ふるさと納税を集めたことに対して成果として支払われる対価だと思っているんですが、そこはSDGs推進協議会なりがいろいろとやっていたらっしゃる部分もあるかと思うんですけども、そういったところに、これは一般社団法人ですよ、そこに8,000万円の助成金を出しながら、もしそうであれば、また、そこに謝礼を出す、これはどういったことですか。理事長もそこにいらっしゃるんですが、理事長の考えもお伺いしてみたいですね、ちょうどいらっしゃるんで。

○副町長（千歳史郎君） 企業版ふるさと納税、歳入で1億ということで上げてありますけれども、協議会のほうにはその8割、そして、先ほどありましたように、合作という会社がいろいろと企業版を獲得するために様々なところに行ってやるということで、行ってもとれないと、行ったら、またとれると、そういうこともありますので、会社として2,000万円を契約をしているということでございます。

○8番（中山美幸君） SDGsから、今度は合作に20%、私はちょっとそこには疑義がありますね。本町から2,000万円出ているんですよ、それがSDGs推進協議会から2,000万円というような答えを今されたんですよ。これを本当に認めていいんですか、認められるんですか、こういった事業。本当に私はおかしいと

思っているんですが、もし何かあったら、再度説明いただけませんか。

○企画調整課長（中野伸一君） 失礼いたしました。今回3回目の予算計上になりますけれども、これまでも何回か説明しておりますが、私の説明が至らない点がありまして疑義を持たれている点についてはお詫び申し上げます。

まず、企業版ふるさと納税の1億円、個人版と比較してみますと個人版が30億円で計上しています、その30億円の成果報酬型ということでJTBさんに委託料を払うという形の予算措置をしているかと思えます。それと全く一緒で、今回は企業版の場合は1億円入ったとした場合、これも当然頭出しなんですけれども、その2,000万円というのは合作株式会社が獲得業務をやっていると。協議会の構成委員の合作株式会社が獲得業務をしています。協議会はあくまでも協議会の残りの8,000万円の中で、紙おむつのリサイクルの取組であったり、Yahoo!さんから企業版をいただいて脱炭素の取組だったりとか、そのようなものを行っているわけであって、合作に払っている分は、いわゆる個人版でいうJTBに払っているようなもので、残りの8割の部分が協議会の活動費という形になっております。説明が足りずに申し訳ございませんでした。

以上でございます。

○総務課長（上橋孝幸君） 地方特例交付金のことについて、説明足らずのところがあったかと思えますので、再度、説明をさせていただきます。

地方交付税とは根本的に性質の違う交付金でございます。地方特例交付金は、先ほど国の恒久減税に伴う影響がある地方税に対して現況があるものを国が補填をする性質のものであります。具体的に申し上げますと、住宅取得補助とかいった場合に、地方税も減収になる部分がありますので、そういった部分を国が特例交付金という形で補填をしてくれるという制度でございます。

以上です。

○議長（神崎文男君） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神崎文男君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第7号「令和5年度大崎町国民健康保険事業特別会計予算」について、質疑はありませんか。

暫時休憩します。

-----○-----

休憩 午後2時08分

再開 午後2時09分

-----○-----

○議長（神崎文男君） 中山議員のほうから資料請求がございました。通例につきまして、資料請求を求めることでよろしいでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○議長（神崎文男君） それでは、資料請求することに決定いたしました。

提出をよろしくお願ひします。

次に、議案第7号「令和5年度大崎町国民健康保険事業特別会計予算」について、質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神崎文男君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第8号「令和5年度大崎町後期高齢者医療特別会計予算」について、質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神崎文男君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第9号「令和5年度大崎町介護保険事業特別会計予算」について、質疑はありませんか。

○8番（中山美幸君） 度々質問を申し上げますが、本予算については本年度末までですよね、令和5年度まで。令和6年度からは新しい3年度に向けた計画をつくらないといけないということじゃないのかなと私は予測しているんですが。その後、6年以降に向けた3年分の計画について、いつ頃からその計画を策定されるのか。そうしないと、新年度中に作成しておかないと、次から移行できないんじゃないかと思いますが。まず、作成に当たられる時期、介護保険ですね、それについてお示しをください。

○保健福祉課長（谷迫利弘君） この計画につきましては、御指摘のとおり5年度で終わり、6年度から向こう3年間を策定するわけなんですけれども、作成時期の始まりということについては、まだ具体的に決まっているところではございませんが、早めにしないと、次期の計画がありますし、委員会も開催する必要がありますので、これについては早めに取りかかれるように努力したいと思います。

○議長（神崎文男君） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神崎文男君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第10号「令和5年度大崎町水道事業会計予算」について、質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神崎文男君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第11号「令和5年度大崎町公共下水道事業特別会計予算」について、質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神崎文男君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

ただいま議題となっております議案第7号、議案第8号、議案第9号は、会議規則第39条第1項の規定により、総務厚生常任委員会に付託いたします。

次に、議案第10号、議案第11号は会議規則第39条第1項の規定により、文教経済常任委員会に付託いたします。

次に、議案第6号の審査方法についてお諮りいたします。議案第6号「令和5年度大崎町一般会計予算」については、委員会条例第7条第1項及び第4項の規定により、議長を除く11名の委員で構成する令和5年度大崎町一般会計予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査いたしたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神崎文男君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました11名を委員とする、令和5年度大崎町一般会計予算審査特別委員会に付託して審査することに決定いたしました。

重ねてお諮りします。当初予算審査に対し、審査の経過において書類の提出や証人等の出頭証言を求める必要がある場合を考慮して、地方自治法第98条検査権並びに同法第100条の調査権を委託して付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神崎文男君） 御異議なしと認めます。

よって、令和5年度大崎町一般会計予算審査特別委員会に対し、地方自治法第98条の検査権並びに同法第100条の調査権を委託して付託することに決定いたしました。

これより、特別委員会の委員長及び副委員長の互選をしていただきます。委員会条例第8条第2項の規定により、特別委員会の委員長及び副委員長は特別委員会において互選することになっております。さらに、同条例第9条第1項の規定により、委員長及び副委員長がともにいないときは、議長が委員会招集日時及び場所を定めその互選を行わせることになっておりますので、これより特別委員会の委員長及び副委員長の互選を議員控室でさせていただきます。

これより暫時休憩いたします。

-----○-----

休憩 午後 2 時 1 5 分

再開 午後 2 時 2 1 分

-----○-----

○議長（神崎文男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいま、特別委員会において互選されました委員長及び副委員長の氏名を報告いたします。

委員長に 1 1 番、児玉孝徳君、副委員長に 7 番、吉原信雄君が選任されました。

-----○-----

日程第 1 6 議案第 1 2 号 農業機械等購入等積立基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例の制定について

○議長（神崎文男君） 日程第 1 6、議案第 1 2 号「農業機械等購入等積立基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例の制定について大崎町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（東 靖弘君） 御説明いたします。本案は、農業機械等購入及び補修に必要な財源への充当を目的とした農業機械等購入等積立基金を廃止する条例を上程するものでございます。

この条例により廃止する基金は、これまで町内井俣にございます農業機械センターの農業機械使用料の収入額の一部を毎年度積み立て、農業機械の更新や補修の財源として運用してまいりましたが、令和 6 年 4 月に正式稼働を予定しております農業公社が令和 6 年度以降の農作業受委託事業を担うことから、令和 4 年度をもって同基金を廃止するものでございます。

よろしく御審議賜り、御可決くださいますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては担当課長が説明いたします。

○農林振興課長（上野明仁君） それでは、御説明申し上げます。

農業機械等購入等積立基金につきましては、農業機械等の購入及び補修に必要な財源への充当を目的に、昭和 3 9 年に設置され、これまで町が所有する農業機械の円滑な運用及び定期的な更新を目的に、農業機械使用料の収入額の 1 0 0 分の 2 0 以上に相当する額、及び基金から生じる利子を積み立て、農業機械の更新や保守の財源として 5 0 年以上にわたり運用してまいりました。

現在、大崎町の基幹産業である農業を担う農業者のさらなる経済的かつ社会的地位の向上と活力ある地域社会の維持発展に向け、農業公社の設立準備を進めておりますが、当初の予定を前倒しし、正式稼働を令和 6 年 4 月に予定しております。令

和5年度をもって農業機械センター業務の終了を迎えることとなりますことから、令和4年度において同基金を廃止するものでございます。

よろしく御審議賜り御可決くださるよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（神崎文男君） これより質疑に入ります。何か質疑はありませんか。

○8番（中山美幸君） 廃止される基金、現状での残高、その後、この基金をどのように運用されるのか、どこに移転されるのか、それについてお示しをください。

○農林振興課長（上野明仁君） 基金の残高につきまして、2月末現在ですが264万4,332円でございます。

それと、機械の移転先につきましては、農業公社の事務所を現在の農業機械センターを予定しておりますので、そちらのほうに移転する予定でございます。

○8番（中山美幸君） 機械はよく理解できます。もう1つ、中にあったのは260万余りのお金、残高をどういうふう処理をするのかということ、どこに移管するのかということです。

○農林振興課長（上野明仁君） 今ある基金につきましては、農業機械も古いものもありますので、使えるように修理の財源に充てていきたい、それと不足する農業機械の購入もできたらいいなと考えております。

○議長（神崎文男君） ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神崎文男君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第12号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神崎文男君） 異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神崎文男君） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。議案第12号「農業機械等購入等積立基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例の制定について」は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神崎文男君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第12号「農業機械等購入等積立基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第17 議案第13号 大崎町研修センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について

○議長（神崎文男君） 日程第17、議案第13号「大崎町研修センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（東 靖弘君） 御説明いたします。本案は、大崎町研修センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について上程したものです。

大崎町研修センターは経年劣化によるアスベスト飛散の危険性があり使用を制限しておりましたが、令和4年度に研修センター施設の解体処分を完了いたしました。そのため、設置目的を果たす研修センター施設が滅失したことを受け、条例の廃止を求めるものでございます。

よろしく御審議賜り、御可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（神崎文男君） これより質疑に入ります。何か質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神崎文男君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第13号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神崎文男君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神崎文男君） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。議案第13号「大崎町研修センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について」は、原案のとおり可決することに御異議ありませ

んか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神崎文男君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第13号「大崎町研修センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第18 議案第14号 大崎町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（神崎文男君） 日程第18、議案第14号「大崎町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（東 靖弘君） 御説明いたします。本案は、健康保険法施行令等の一部改正に伴い、大崎町国民健康保険条例の一部を改正するものでございます。

改正の内容は、出産育児一時金の支給額40万8,000円を48万8,000円へ改めるものでございます。

よろしく御審議賜り、御可決くださいますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては担当課長が説明いたします。

○保健福祉課長（谷迫利弘君） 御説明いたします。

出産育児一時金につきましては、国の社会保障審議会医療保険部会におきまして、昨今の子育て費用の動向を踏まえて、令和5年4月から全国一律で50万円に引き上げるべきと提言されたことを受けまして、健康保険法施行令等の一部を改正する政令が令和5年2月1日に公布されました。これに伴いまして、町長からの提案理由にもありまして、今回条例の一部を改正するものでございます。

なお、出産育児一時金50万円には、産科医療保障制度の掛け金であります1万2,000円が含まれております。

それでは、新旧対照表によりまして御説明いたしますので2枚目をお願いいたします。

改正箇所につきましてはアンダーラインを引いてお示ししております。第5条は、出産育児一時金の支給についての規定でございますが、右側の現行の「40万8,000円」を、左側の改定案の「48万8,000円」に改めるものでございます。

1枚目をお願いいたします。下のほうになりますが、附則といたしまして、第1項で施行日を令和5年4月1日と規定しておりまして、次の第2項に、施行日前に出産した場合の取り扱いについては、改正前の条例の規定を適用するという経過措置を規定しております。

以上で、説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（神崎文男君） これより質疑に入ります。何か質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神崎文男君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第14号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神崎文男君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神崎文男君） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。議案第14号「大崎町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神崎文男君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第14号「大崎町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

#### 日程第19 議案第15号 大崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定 について

○議長（神崎文男君） 日程第19、議案第15号「大崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（東 靖弘君） 御説明いたします。本案は、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令が令和5年2月1日に公布され、国民健康保険税の後期高齢者支援金分の賦課限度額の引き上げと低所得者に対する軽減措置に係る所得判定基準の引き上げがなされたことによる改正と、鹿児島県国民健康運営方針が令和3年3月に改定され、県内の国民健康保険税の算定方式を、令和5年度以降、現在の4方式から資産割を除いた3方式に統一することとされたことに伴う国民健康保険税率の改正を

行うものでございます。

なお、施行日は令和5年4月1日でございます。

よろしく御審議賜り、御可決くださいますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては担当課長が説明いたします。

○**税務課長（川越龍一君）** それでは、御説明いたします。

先ほど町長の説明にもありましたとおり、今回の条例改正には大きく分けまして2つの理由がございます。1つ目は、国民健康保険法施行令の改正により国民健康保険税の後期高齢者支援分の賦課限度額が引き上げられたことと、低所得者に対し、均等割額及び平等割額を軽減する所得判定基準につきまして、7割・5割・2割軽減がございますが、7割軽減については現行のまま据え置きでございます。5割軽減と2割軽減の基準について、今回引き上げられたことによる改正でございます。

2つ目が、国民健康保険税の算定方式を、令和5年度以降、現在の4方式から3方式にする必要があるために、資産割をなくし所得割、均等割、平等割の税率を引き上げることにより、県に納付が必要な国民健康保険事業費納付金額を確保するための改正でございます。

それでは、改正理由ごとに御説明いたしますので、議案と一緒にお配りをしてございます参考資料を御覧ください。参考資料の1ページを御覧ください。まず、国民健康保険法施行令の改正による大崎町国民健康保険税条例の一部改正について御説明いたします。

今回の改正により国民健康保険税の基礎課税税額等に係る課税限度額のうち、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額が、現行の20万円から22万円に引き上げられました。なお、基礎課税額に係る課税限度額は現行の65万円、介護分に係る課税限度額は現行の17万円のまま据え置きでございますので、合計の限度額は102万円から104万円に引き上げられたものでございます。

参考資料1ページ上段の表は、改正前と改正後の限度額超過人数と超過額を試算したものでございます。

次に、軽減判定所得の改正に係る一部改正についてでございますが、中低所得者の保険税負担の軽減を図るために軽減判定所得を見直すものでございます。7割・5割・2割軽減の所得上限の算定方法につきましては、参考資料に記載してあるとおりでございますが、7割軽減につきましては現行のとおり据え置きでございます。今回改正する5割・2割軽減の算出方法につきましては記載のとおりでございますが、そのうち被保険者数に乗ずる金額を5割軽減は現行の28万5,000円から29万円に、2割軽減は現行の52万円から53万5,000円に改正するものでございます。

1 ページ下段の表につきましては、改正前・改正後の軽減対象人数と軽減額を比較した表でございます。

以上で、参考資料による説明を終わりました。条例案につきましては、新旧対照表で御説明いたしますので、新旧対照表を御覧ください。アンダーラインの部分が、今回の改正箇所でございます。

新旧対照表の1 ページでございますが、第2 条第3 項と、次に5 ページでございますが、2 3 条第1 項につきましては、先ほど説明いたしました後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を、現行の2 0 万円から2 2 万円に改めるものでございます。

次に、7 ページを御覧ください。7 ページ下段の第2 3 条第1 項第2 号につきましては、国民健康保険税の減額のうち、5 割軽減の対象となる所得の上限の算出方法について、被保険者及び特定同一世帯所属者1 名につき加算する金額を、現行の2 8 万5, 0 0 0 円から2 9 万円に改めるものでございます。

続きまして、9 ページを御覧ください。9 ページ上段頃でございます。第2 3 条第1 項第3 号につきましては、国民健康保険税の減額のうち、2 割軽減の対象となる所得の上限の算出方法について、被保険者及び特定同一世帯所属者1 名につき加算する金額を、現行の5 2 万円から5 3 万5, 0 0 0 円に改めるものでございます。

以上で、国民健康保険法施行令の改正に伴う国民健康保険税条例の一部改正の説明を終わりました。続きまして、県内の国民健康保険税の算定方式を、令和5 年度以降、現在の4 方式から資産割を除いた3 方式に統一することとされたことに伴う国民健康保険税条例の一部改正の説明を行いますので、申し訳ございませんが、再度、参考資料を御覧ください。参考資料の2 ページでございます。平成2 0 年度に後期高齢者医療制度が導入された際に税率改正を行って以来、1 5 年ぶりの税率改正でございます。

参考資料の2 ページの( 1 ) の表は、現在の税率を示した表で、( 2 ) の表が、今回改正する税率案でございます。所得割から順に読み上げますが、医療分の所得割7. 3 %を8. 5 %に、後期高齢者支援分の所得割2. 7 %を3. 5 %に、介護分の所得割1. 9 %を2. 3 %に改正し、資産割は廃止します。

次に、均等割ですが、医療分の均等割2 万7 0 0 円を2 万2, 0 0 0 円に、後期高齢者支援金分の均等割7, 8 0 0 円を8, 8 0 0 円に、介護分の均等割7, 6 0 0 円を8, 6 0 0 円に改正するものでございます。

次に、平等割でございますが、医療分の平等割1 万9, 3 0 0 円を2 万1, 0 0 0 円に、後期高齢者支援金の平等割7, 0 0 0 円を7, 6 0 0 円に、介護分の平等割5, 0 0 0 円を7, 3 0 0 円に改正するものでございます。

では、次に、この改正税率に至った算出方法について御説明いたしますが、最初に、試算の前提とした事項について御説明させていただきます。

まず、1つ目でございますが、この試算につきましては、国民健康保険特別会計の所管課でございます保健福祉課と協議をいたしまして、令和5年度の国民健康保険事業費納付金額の仮算定が令和4年11月に県から示され、令和5年1月に本算定が示される予定でありましたことから、仮算定が示された後に保健福祉課で国民健康保険税で徴収すべき金額を試算し、その金額を基に税務課で3方式による試算を行うこととしました。

2つ目は、現在のところ、令和15年度以降に予定されております県内の税率の統一がされるまでに、国民健康保険基金の残高をゼロ円にすることが望ましいと県から指導がありましたことを踏まえ、令和3年度末に残高が1億7,000万円ある国民健康保険基金のうち、毎年1,500万円を充当し、少しでも税率の上昇を抑えることといたしました。

3つ目は、鹿児島県国民健康保険運営方針で定める応能割、これは所得割のことでございますが、それと応益割、これが均等割と平等割のことでございますが、この応能割と応益割の割合を50対50に近づけることとして試算をすることといたしました。

最後の4つ目ですが、大隅地区のうち、被保険者数や国民健康保険税の調定額や医療費総額が比較的本町に近い肝付町の税率に、医療分の所得割、均等割、平等割の税率を合わせ、後期高齢者医療支援金分と介護分につきましては応能割と応益割の割合が50対50に近づくように税率の設定を行うこととしたものでございます。

なお、昨年度以来、国保税率の改正につきましては、町議会におきまして答弁いたしました際には医療分の所得割のみ引き上げ、こういったケースで答弁してまいりましたが、今回提案いたしました税率改正では、均等割、平等割につきましても引き上げを行っております。その理由といたしましては、本町の均等割、平等割の額は、改正前の医療分で比較しますと、県内でも43市町村中、30番目程度に位置しており、低い額となっており、県内の税率が統一される場合、税率の高い自治体に引っ張られ、税率の低い自治体は税率が上がる見込みが高いとの県からの情報もありましたことから、今回据え置いた場合に、将来、急激に上げなければならぬ可能性が高いことと、所得割のみ引き上げた場合に応能割、応益割の割合が50対50から大きく崩れることになることから引き上げを判断したものでございます。

続きまして、参考資料の3ページで、算出方法についての御説明をいたします。

まず、表の構成について御説明いたします。上段の表は、令和4年度の税率を令和5年度の税率の比較を、医療分、後期高齢者医療支援金分、介護分ごとに記載し、

その場合の調定額と軽減税率を記載したものでございます。

次に、下の表でございすが、県に納付が必要な国民健康保険事業費納付金の財源の内訳を記載した表でございすが、令和5年度の国民健康保険事業費納付金額は、昨年11月に、県から4億3,465万615円の仮算定が提出されました。この金額が、下の表の一番下に記載してございすが、なお、今年1月に示された本算定の金額は4億3,478万1,781円であり、仮算定との差が13万円程度であったことから、基金の取り崩し等で対応が可能であると判断し、仮算定時の金額を基に試算してございすが、この国民健康保険事業費納付金の4億3,465万614円の財源内訳が下の表の一番上、収入見込額から、下から2番目の基金繰入金までに示してございすが、上から2番目と3番目の国・県支出金と、その下から記載してございすが3つの繰入金につきましては、これまでの実績により表の令和5年度の欄に記載してございすが金額を見込み、基金繰入金を1,500万円と設定し、これらの合計額1億6,986万5,065円と令和5年度の国民健康保険事業費納付金額の4億3,465万614円との差額、2億6,478万5,549円が表の一番上の収入見込額であり、この金額が税金で賄わなければならない金額となります。この2億6,478万5,549円を確保するためには、上の表の下から2番目の調定額を2億7,873万9,406円で設定し、徴収率を直近3年間の平均である95%で見込み、収入見込額を2億6,479万4,399円に設定する必要があるものでございすが。

次に、4ページを御覧ください。4ページには、国民健康保険事業費納付金の財源のうち、国・県補助金の財源の推移について記載してございすが御参照ください。

次に、5ページを御覧ください。戻りケースによる負担の増減を示したものでございすが、表の左側が現行の場合で、中央が改正案の場合、右側が比較差となっております。一番上の表の試算の例1につきましては、7割軽減の対象となります世帯の総所得43万円の2人世帯で固定資産税額が5万円の世帯で試算したものでございすが、この場合、年間で2万3,310円の減額、1期当たり2,914円の減額の見込みとなります。また、資産割がもともと課税されていない世帯では、年間で3,840円の増額、1期当たり480円の増額の見込みとなります。なお、所得ベースで見ますと、この所得43万円以下の世帯は、本町の国保世帯のうち、およそ45.1%を占めております。

次に、下の段の表、試算の例2についてでございすが、5割軽減の対象となる総所得72万円の2人世帯、固定資産税額5万円の世帯で試算してございすが、この場合、年間で1万4,590円の減額、1期当たり1,824円の減額の見込みと

なります。また、資産割がもともと課税されていない世帯では、年額で1万2,560円の増額、1期当たり1,570円の増額となる見込みでございます。なお、同じく、所得ベースで見てもみますと、この所得72万円以下の世帯は、本町の国保世帯のうち、54.5%を占めております。

次に、6ページを御覧ください。上段の表、試算の例3につきましてでございますが、2割軽減の対象となる総所得150万円の2人世帯、固定資産税額5万円の世帯で試算してございます。この場合、年間で7,490円の増額、1期当たり936円の増額の見込みとなります。また、もともと資産割が課税されていない世帯では、年額で3万4,640円の増額、1期当たりで4,330円の増額となる見込みでございます。同じく、所得ベースで見てもみますと、この所得150万円以下の世帯は、本町の国保世帯のうち、74.2%を占めております。

次に、下の表の試算の例4につきましては、軽減の対象とならない総所得310万円の2人世帯、固定資産税額5万円の世帯で試算してございます。この場合、年間で5万8,020円の増額、1期当たり7,252円の増額の見込みとなります。また、資産割がもともと課税されていない世帯では、年額で8万5,170円の増額、1期当たりで1万646円の増額となる見込みでございます。なお、同じく、所得ベースで見てもみますと、この所得310万円以下の世帯は、本町の国保世帯のうち、90.1%を占めております。

このように、世帯の所得状況や軽減、固定資産税の有無により負担増減の幅はそれぞれでございます。

次に、7ページから8ページにかけては、大隅地区の各自治体の改正後の税率の状況を示してございます。7ページに記載してある自治体は、今年度改正する自治体で、8ページに記載してある自治体につきましては、前年度までに改正済の自治体でございます。それぞれの税率と、大崎町との差を示してございます。大隅地区で比較しますと、4市5町の中で大崎町の改正後の税率は、医療分で比較しますと所得割で9自治体中、高いほうから4番目で中間に位置しており、均等割で8番目、平等割で9番目に位置している状況となります。

次に、9ページを御覧ください。令和4年度までの県内の改正状況について、県により公表されている資料でございますので御覧ください。

次に、10ページから11ページにかけては、県により公表されている資料で、令和3年度の国保税1人当たりの調定額や1人当たりの医療費の状況が示してございますので御参照ください。

以上で、参考資料による説明を終わります。条例案につきまして、新旧対照表で御説明いたしますので新旧対照表を御覧ください。アンダーライン部分が改正部

分でございます。

まず、資産割が廃止された部分について御説明いたしますので、新旧対照表ページを御覧ください。1ページの第2条第2項から第4項まで、次の2ページ中段の第4条、次の3ページの第7条、次の4ページの第9条、これらにつきましては、国民健康保険税の資産割の税率について、それぞれの区分ごとに定めた規定でございますが、今回の改正により削除するものでございます。

次に、基礎課税額、いわゆる医療分について御説明いたしますので2ページを御覧ください。第3条に所得割の税率が規定されておりますが、現行の「100分の7.3」を「100分の8.5」に改めるものでございます。

次に、第5条に均等割の額が規定されておりますが、現行の「2万700円」を「2万2,000円」に改めるものでございます。

次に、2ページ中段から3ページ中段にかけての第5条の2に平等割の額が規定されておりますが、3ページの第1号が一般世帯、第2号が特例世帯、第3号が特定継続世帯の金額でございますが、現行の一般世帯1万9,300円、特定世帯9,650円、特定継続世帯1万4,475円を、一般世帯2万1,000円、特定世帯1万500円、特定継続世帯1万5,750円に改めるものでございます。

次に、後期高齢者支援金分について御説明いたします。3ページを御覧ください。3ページの第6条は、所得割の税率についての規定でございますが、現行の「100分の2.7」を「100分の3.5」に改めるものでございます。

次に、4ページを御覧ください。4ページの上段の第7条の2は、均等割の額についての規定でございますが、現行の「7,800円」を「8,800円」に改めるものでございます。

次に、第7条の3、これには平等割の額が規定されておりますが、第1号が一般世帯、第2号が特定世帯、第3号が特定継続世帯の金額ですが、現行の一般世帯7,000円、特定世帯3,500円、特定継続世帯5,250円を、一般世帯7,600円、特定世帯3,800円、特定継続世帯5,700円に改めるものでございます。

次に、介護分につきまして御説明いたします。第8条は所得割の税率についての規定でございますが、現行の「100分の1.9」を「100分の2.3」に改めるものでございます。

次に、第9条の2は均等割の額についての規定でございますが、現行の「7,600円」を「8,600円」に改めるものでございます。

次に、5ページを御覧ください。第9条の3は平等割の額についての規定でございますが、現行の「5,000円」を「7,300円」に改めるものでございます。

次に、第23条につきましては、国民健康保険税の減額に規定されているところ

でございますが、5ページの第1項第1号には7割軽減について、7ページからの第2号については5割軽減について、続きまして、9ページからの第3号につきましては2割軽減について、それぞれの区分ごとに軽減される額が現行、改正後で示してございます。

次の10ページから11ページの第23条第2項につきましては、未就学児の均等割の減額の額についての規定でございます。医療分と後期高齢者支援金分のそれぞれの区分ごとに軽減される額が現行、改正後で示してございます。

以上で、新旧対照表の説明を終わりにして、次に、今回の改正による施行期日等について説明しますので、条例案を御覧ください。条例案の2ページ、最下段から3ページにかけての附則についてでございますが、第1項はいずれの改正も、施行日を令和5年4月1日とするものでございます。第2項は、改正前、改正後のそれぞれの適用区分について規定するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（神崎文男君） これより質疑に入ります。議案第15号「大崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定」について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神崎文男君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

ここで、審査方法についてお諮りします。ただいま議題となっております議案第15号は、大崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例審査特別委員会を設置し、これに付託して審査いたしたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神崎文男君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第15号は、大崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例審査特別委員会を設置して審査することに決定いたしました。

さらにお諮りします。特別委員会委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定により、議長を除く11名の諸君を指名いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神崎文男君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました11名の諸君を大崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例審査特別委員会委員に選任することに決定いたしました。

これより、特別委員会の委員長及び副委員長の互選をしていただきます。委員会条例第8条第2項の規定により、特別委員会の委員長及び副委員長は特別委員会に

において互選することになっております。さらに、同条例第9条第1項の規定により、委員長及び副委員長がともにいないときは、議長が委員会招集日時及び場所を定めてその互選を行わせることになっておりますので、これより特別委員会の委員長及び副委員長の互選を議員控室でさせていただきます。

これより暫時休憩いたします。

-----○-----

休憩 午後3時03分

再開 午後3時08分

-----○-----

○議長（神崎文男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいま、特別委員会において互選されました委員長及び副委員長の氏名を報告いたします。

委員長に11番、児玉孝徳君、副委員長に7番、吉原信雄君が選任されました。

-----○-----

日程第20 議案第16号 大崎町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について

日程第21 議案第17号 大崎町情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について

日程第22 議案第18号 大崎町情報公開条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（神崎文男君） 日程第20、議案第16号「大崎町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について」、日程第21、議案第17号「大崎町情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について」、日程第22、議案第18号「大崎町情報公開条例の一部を改正する条例の制定について」、以上3件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（東 靖弘君） 御説明いたします。議案第16号から議案第18号までは、関連がございますので一括して御説明いたします。

議案第16号は、令和3年5月に改正された個人情報の保護に関する法律の規定が、令和5年4月1日から、すべての地方公共団体に適用されることに伴い、同法の規定により地方自治体で定めることとされる事項及び定めることが許容される事項について整備するため、大崎町個人情報の保護に関する法律施行条例を制定するものでございます。

議案第17号は、同法に規定される個人情報保護審査会及び大崎情報公開条例に規定される大崎町情報公開審査会を統合し、両制度の審査請求を取り扱う諮問機関

を設置するため、新たに大崎町情報公開・個人情報保護審査会条例を制定するものでございます。

議案第18号は、個人情報の保護に関する法律の施行に伴い、非開示情報及び開示請求に伴う手続の整合性を図る必要があるため、また、議案第17号による大崎町情報公開・個人情報保護審査会の設置により、審査請求に係る諮問を行う機関を同審査会とするため、必要な改正を行うものでございます。

よろしく御審議賜り、御可決くださるようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては担当課長が説明いたします。

○総務課長（上橋孝幸君） 初めに、議案第16号大崎町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について、御説明いたします。

個人情報の保護に関する法律の一部改正が令和5年4月1日から施行され、改正法による個人情報に関する全国共通のルールが適用されるようになるため、現行の個人情報保護制度に関する条例の廃止等を行うとともに、国の施策との整合性に配慮し改正法を施行させるために条例制定を行うものでございます。

それでは、議案の内容について御説明いたしますので、議案書を御覧ください。第1条は、条例の趣旨について規定しております。冒頭に触れましたように、改正法の施行後は、全国統一のルールのもと、個人情報保護制度を運営していくこととなりますが、一部の事項については地方公共団体の条例で定めることができるようになっておりますので、本町でも必要な事項を定めるものでございます。

次に、第2条でございます。この条例は、文言の定義を規定しておりますが、第1項において、町の機関として、町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会を定めております。これまで、大崎町個人情報保護条例では実施機関として議会を含めておりましたが、改正法では適用外とされているため、議会の個人情報については別に定める必要がございます。

次に、第3条は、開示請求の手続について規定しております。個人情報の開示請求を行う者は、個人情報保護法第77条第1項において、開示請求をする者の氏名及び住所、または居所などを書面に記載しなければならないと規定されておりますが、それに加え、必要な事項を規則に定めることとしております。具体的には、大崎町個人情報の保護に関する法律等施行規則において開示請求年月日、開示請求者の連絡先及び法定代理人等の別を記載するよう規定することとしております。

次に、第4条でございます。この条例は、開示請求に係る手数料等について規定しております。本町では、現行の大崎町個人情報保護条例第25条において、開示請求に要する費用のみ負担することと定めておりますので、本条例でも手数料は無料とし、写しの交付等に要する費用のみを負担するものとしております。なお、費

用及び費用の免除については、規則において規定することとしております。

次に、第5条の訂正請求の手續、第6条の利用停止請求の手續につきましては、第3条の開示請求の手續と同様、改正法で規定される記載事項以外を規則で定めることとしております。

附則でございますが、ここでは施行期日や現行の個人情報保護条例の廃止及び条例の廃止に伴う経過措置、並びに本条例の施行に伴い引用する条例の改正を定めております。

以上で議案第16号の説明をおわりまして、次に、議案第17号大崎町情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について御説明いたしますので、議案書を御覧ください。これまで本町では、大崎町個人情報保護条例に基づく固有個人情報の開示決定等に対する不作為の審査請求については大崎町個人情報保護審議会で、一方、大崎町情報公開条例に基づく公文書の開示決定等に対する不作為の審査請求については大崎町情報公開審査会で、調査審議を行うようになっておりました。両審査会の設置目的や開示・非開示の考え方、委員に求められる識見等の共通性が高いことや、国及び他市町村等の状況を踏まえ、また、令和5年4月1日から施行される個人情報の保護に関する法律の施行に伴い、これまで大崎町個人情報保護審議会について規定しておりました大崎町個人情報保護条例が廃止されることから、新たに大崎町情報公開・個人情報保護審査会条例を制定するものでございます。

それでは、議案の内容について御説明いたします。第1条では本条例の趣旨を、第2条では設置目的を、第3条では用語の意義を定めております。

次のページをお願いいたしまして、第4条を御覧ください。この条例は、審査会が所掌する事項について規定しておりますが、第1号では個人情報の保護に関する法律の規定に基づく審査請求に関する事項を、第2号では大崎町情報公開条例の規定に基づく審査請求に関する事項を、第3号では大崎町議会個人情報保護条例の規定に基づく審査請求に関する事項を所掌する旨を規定しております。

第5条から第8条までは、審査会の構成等を定めております。この審査会につきましては、鹿児島県市町村行政推進協議会が設置する県内市町村の統一的情報公開・個人情報保護審査会を利用することとしておりますが、委嘱する委員のみを統一するものでございまして、設置自体は本町の単独設置となります。

次のページをお願いいたします。第10条では審査会の調査権限を規定しておりますが、審査請求に係る知見に関し、意見書または資料の提出を求めることなど必要な調査ができる旨を定めております。

第11条では審査請求人等からの陳述機会の不要、第12条では審査会に対して意見書または資料を提出できる旨を規定しております。第13条では、審査会に対

して意見書または資料の写しの提出があった場合や閲覧の要求があった場合の対応について定めております。

次のページをお願いいたします。第14条でございますが、ここでは審査会の行う調査審議の手続は非公開とする旨を規定しております。第17条は、守秘義務違反への罰則を規定しております。

附則でございますが、第1条において、施行期日を令和5年4月1日と定め、第2条に委員の委嘱に関する準備行為を、第3条において、大崎町個人情報保護条例の廃止による大崎町個人情報保護審議会の廃止に伴う経過措置を規定しております。

以上で議案第17号について説明を終わりました。次に、議案第18号について説明いたします。本案は、個人情報保護制度と情報公開制度は両輪であることから、大崎町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定に併せ、大崎町情報公開条例について、必要な改正を行うものでございます。

それでは、新旧対照表に基づき説明をさせていただきます。1ページをお願いいたします。第7条は不開示情報について規定しておりますが、大崎町では今後、個人情報の保護については個人情報の保護に関する法律に則り運用されることとなりますが、同法第78条に規定される不開示情報と大崎町情報公開条例に規定される不開示情報との整合性を図る必要があるため、各号を改訂するものでございます。

7ページを御覧ください。第8条第2項及び第9条は、第7条各号を改めたことにより生じた条ずれを改めるものでございます。第12条第1項は、開示決定等の期限について規定しております。現行条例においては開示請求があった日から15日以内に開示決定を行わなければならないことと規定しておりますが、改正個人情報の保護に関する法律第83条の規定との整合を図るため、15日以内を30日以内に改めるものでございます。第2項は、開示決定等の期限の延長について規定しております。現行条例においては、第1項の規定にかかわらず45日以内に限り延長することができることと規定しておりますが、改正個人情報保護に関する法律第83条第2項の規定との整合を図るため、45日以内を30日以内に改めるものでございます。

8ページを御覧ください。第15条第2項第1号は、第7条各号を改めたことにより生じた条ずれを改めるものでございます。第18条は費用の負担について規定しております。第3項では、町長が特別の理由があると認めるときは費用を減額し、または免除することができることと規定しておりますが、改正後は免除のみとしております。

9ページを御覧ください。第19条は、議案第17号で上程いたしました大崎町情報公開個人情報保護審査会の設置に伴い、名称を改めるものでございます。第3

章第2節大崎町情報公開審査会及び、11ページ以降の第3節審査会の調査審議の  
手続につきましても、大崎町情報公開・個人情報保護審査会条例の制定に伴い削除  
するものでございます。

最後に、附則でございますが、本条例は、令和5年4月1日から施行することと  
いたしております。

以上で、説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（神崎文男君） これより質疑に入ります。まず、議案第16号「大崎町個人情  
報の保護に関する法律施行条例の制定について」質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神崎文男君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第17号「大崎町情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について」  
質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神崎文男君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第18号「大崎町情報公開条例の一部を改正する条例の制定について」  
質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神崎文男君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第16号、議案第17号、議  
案第18号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたした  
いと思えます。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神崎文男君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。議案第16号「大崎町個人情報の保護に関する法律施  
行条例の制定について」討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神崎文男君） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。議案第16号「大崎町個人情報の保護に関する法律施行条例の制  
定について」可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神崎文男君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第16号「大崎町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について」は、可決されました。

次に、議案第17号「大崎町情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について」討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神崎文男君） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。議案第17号「大崎町情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について」可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神崎文男君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第17号「大崎町情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について」は、可決されました。

次に、議案第18号「大崎町情報公開条例の一部を改正する条例の制定について」討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神崎文男君） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。議案第18号「大崎町情報公開条例の一部を改正する条例の制定について」可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神崎文男君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第18号「大崎町情報公開条例の一部を改正する条例の制定について」は、可決されました。

-----○-----

日程第23 議案第19号 2災836号飯隈橋橋梁災害復旧工事（上部工）請負変更契約の締結について

○議長（神崎文男君） 日程第23、議案第19号「2災836号飯隈橋橋梁災害復旧工事（上部工）請負変更契約の締結について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（東 靖弘君） 御説明いたします。本案は、2災836号飯隈橋橋梁災害復旧

工事（上部工）請負変更契約の締結につきまして、工事内容の一部変更に伴い契約金額を増額する必要が生じたため、変更契約を締結したいので地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

よろしく御審議賜り、御可決くださいますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては担当課長が説明いたします。

○総務課長（上橋孝幸君） それでは、御説明いたします。

まず、議案の説明に入ります前に、変更契約の経緯について御説明いたします。

2災836号飯隈橋橋梁災害復旧工事（上部工）につきましては、橋梁の耐震性能をより強固なものとするために、橋桁と橋台を接続する部分である支床を変更するものでございます。また、変更契約の相手方であります日研高压平和キドウ株式会社については、今議会の議決を得た後に本契約を締結することを説明し、仮契約を令和5年2月17日に締結したところでございます。

以上が経緯でございます。

それでは、議案書に沿って御説明いたします。

1、契約の目的は、2災836号飯隈橋橋梁災害復旧工事（上部工）でございます。

2、変更契約の内容は、支床工部分に使用するレベル1地震動対応のAタイプのゴム支床からレベル2地震動に対応するBタイプのゴム支床に変更することが主なもので、詳細は議案書に記載のとおりでございます。

3、変更契約の金額は、変更前の1億1,770万円を、変更後の1億2,554万円に変更するものでございます。

4、契約の相手方は、変更はございません。

以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（神崎文男君） これより質疑に入ります。何か質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神崎文男君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第19号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神崎文男君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神崎文男君） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。議案第19号「2災836号飯隈橋橋梁災害復旧工事（上部工）請負変更契約の締結について」は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神崎文男君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第19号「2災836号飯隈橋橋梁災害復旧工事（上部工）請負変更契約の締結について」は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

#### 日程第24 議案第20号 地域活性化施設野方あらさの指定管理者の指定について

○議長（神崎文男君） 日程第24、議案第20号「地域活性化施設野方あらさの指定管理者の指定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（東 靖弘君） 御説明いたします。本案は、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、次の者を地域活性化施設野方あらさの指定管理者として指定するものでございます。

指定管理者は、鹿児島市東谷山3丁目34番33号、株式会社ローソン南九州でございます。指定の期間は、令和5年4月1日から令和10年3月31日までとするものであり、同条第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

よろしく御審議賜り、御可決くださいますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては担当課長が説明いたします。

○企画調整課長（中野伸一君） それでは、御説明いたします。

ただいまの町長の提案理由にありましたように、地域活性化施設野方あらさの指定管理者の指定について、施設の名称、指定管理者及び指定の期間につきましては、町長提案のとおりでございますので、指定管理者選定の経緯について御説明させていただきます。

指定管理者の選定につきましては、地域活性化施設野方あらさの設置及び管理に関する条例第6条及び大崎町公の施設の指定管理者の指定の手続に関する条例第5条第1項第4号及び第2項に基づきまして地域活性化施設野方あらさの指定管

理者を、非公募として現指定管理者である株式会社ローソン南九州に指定申請書の提出を求めました。指定申請書の提出を受けまして、大崎町の公の施設の指定管理候補者の選定、その他指定管理者制度の適正な運営を行うために、指定管理候補者選定委員会を開催いたしまして候補者が選定され、町長に対しまして指定管理者として推薦されました。

そこで、指定管理者選定委員会の推薦者を次期指定管理者として、議案書のとおり提案するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（神崎文男君） これより質疑に入ります。何か質疑はありませんか。

○1番（平田慎一君） 今の地域活性化施設野方あらさの選定過程について、5点ほど質問させていただきます。

まず、1点目。今、課長が言われましたけれども、地域活性化施設という名称及び、ここは道の駅ですよね、この規定というのは一体どういう規定なのか、条文の規定ですね、内容、この意味合いをまず1点。

2点目。本募集について、何社の応募があったのか。先ほど非公募で選定委員会が開催されたということでしたが、何人の選定委員会で、どのようにして選定されたのか。何社の応募があったのか、1社の随意契約だったか、その部分が2点目。

3点目につきまして、本町への株式会社ローソン南九州が支払っている施設の使用料、賃借料ですよね、これは一体幾らなのか。

4点目、本町が支払う指定管理者への負担額及び負担金額の根拠、これをまずお示してください。この5点ですね。

○企画調整課長（中野伸一君） まず、1点目です。地域活性化施設の規定ということですが、地域活性化施設野方あらさの設置及び管理に関する条例というものが設定してございます。目的といたしましては、町民と来訪者との交流、道路及び地域等の情報の受発信並びに地場製品の販売等を通じて道路利用者の利便性の向上及び地域資源の有効活用を図り地域の振興に寄与することを目的として、野方あらさを設置するという条例が平成26年9月に制定してございます。

続きまして、何社だったのかということですが、非公募で株式会社ローソン南九州に指定管理者の申請書の申請をお願いいたしましたので、ローソン南九州1社でございます。

選定委員会につきましては5名、副町長、総務課長、企画調整課長、私、それから相互信用金庫支店長、金融機関代表、それから地元代表ということで野方郵便局長の5名で審査をさせていただいております。

賃借料につきましては、月に20万円の12か月、240万円で、普通財産の貸

付という形で240万円貸付をさせていただいております。

それから、負担額ということですが、現在のところ、令和4年度は173万4,000円で年間、指定管理委託をしております。去る12月議会のときに債務負担行為の議案を出させていただいて御可決いただいたんですが、予算及び債務負担といたしましては179万8,000円を上限としての委託になろうかと思っております。

以上でございます。

- 1番（平田慎一君）　ということは、要は1社のほぼ随契ということですよ。これは契約期間は5年間ですよ、これは本当にローソンのための事業をしているのかと思うような現状ですよ。先ほど、一番最初に聞いた地域再生制度とは何かという、これは内閣府ホームページに載っていますよね。要は地場産品、地域の活性化、雇用機会の創出、地域の活力の再生、効果的に推進する地域の自主的かつ自律的な取組を国が支援するという、これはローソンのために支援するんですかというような現状ですよ、見てみると。

もう1つ付け加えて、幾つかまた聞きますけど。先ほど課長が言いました、地場産品を地域再生制度の中に推進するというのがあります。ローソンは確かに勘定するところの前に地場産品を幾つか置いていますよね、大崎町のやつ。これは一体何社分ぐらいを置いているのか、どれぐらいの売上があるのかというのがまず1点と、今言われた、3項目に私が聞いた本町がローソンからもらっている地代20万円、これは民間のコンビニからすると何分の1ですか。いわなくてもわかると思いますけど。本町が支払っているのが173万円ですか、ローソンからもらっているのが240万ということはローソンは83万円であそこの支払いは、建物代から何から83万しか払っていないということですよ。普通の民間の感覚では考えられないようなことですよ。これだったら、町長が考えている野方地域の活性化のために民宿等も含む、地場産品を含めて本当の道の駅というのをやっぱり考えていくべきなんじゃないかなと思うんですよ。その部分は、町長は考えていらっしゃらないのか。あすばる大崎もなんですよ、物産館も閉まっていますよね、道の駅として体をなしていないこういう状況を見ると、非常に歯がゆいというか寂しいというかですね、この状況を考えているのか。今の部分も含めまして答弁を求めます。

- 町長（東 靖弘君）　平成26年12月に野方インターチェンジが供用開始をいたしました。その前から、いろいろ国交省等に野方インターチェンジの開設ということと道の駅の開設ということはずっと要望しておりまして、最終的に平成24年4月に野方インターチェンジを開設する、そして道の駅等については地域活性化インターとして認めるという国からのお達しでありました。そういったことから地域活性

化ということが使われていると認識をしております。

そのときに公募してローソンに決定したといういきさつがあるわけで、これまで順調に運営をしていただいております。ただ、あそこにおいてはまだ町有地がありますので、その町有地を活用してさらなる人が集って交流していく、あるいは飲食ができるようなということで常々考えているところではありますが、実現には至っておりませんが、やはり何かしらそういう対策は講じていくということで、人々の交流の場としてはやることであると思っております。

- 1番（平田慎一君） 今は高速バスも走っていない状況でもございますが、今、町長が言われたようにまだ敷地がある、その部分でいろいろ考えていくとおっしゃいますけれども、今聞いた部分で、公募で1社しか来ていないという、やっぱりそこが一番の問題であるというふうに思います。やはりそこは変えていかないと、何社かあるによって変わっていくことが絶対必要なのでそこは強く申し上げておきます。

以上でございます。

- 8番（中山美幸君） 今同僚議員がいろいろ質問いたしました、その中で町長答弁の中で、町有地がありますので、そこを利用したものをやるということなんです。以前、一回、あの裏の町有地を使いましてイベントをやられたと思います。その折、私は野方地区の商店街の方々にお話をお伺いしました。若干、前にも話をしたような気がしますが、何のためのイベントなの、先ほど同僚議員が言いましたように、ローソンのためのイベントなのということをおっしゃいましたよ。あそこでそういったイベントをされても、野方の商店街もかなり寂しくなっていますけれども、そういったところの活性化は促せないよねというのが地元の方々の御意見です。そのとき、私は申し上げたと思います。今、野方の方々がふるさと祭りをやられているあの辺だったら、もっといいよねという話も、私は商店街の方々とした記憶がございます。そういったことも考えないと、今、同僚議員が言ったようなローソンのための施設、イベントになってしまうような気がしますね。そうするのであれば、やはりあそこを使うのであれば、もうちょっと野方地域の産品をどうやって持っていくのかということも、農業関係の担当課を含めていろいろと議論しながら進めるという方法を、私はそういったところまで議論して、行政が持っている裏のほうに空き地がありますね、そういったものを活用するべきだと思いますが、いかがですか。

- 町長（東 靖弘君） 野方のローソンがある敷地内のことだけでなく、野方の町、高速ができましたので非常に通りが寂しくなったとか、あるいはノンストップで通過してしまうとか、そういったことは高速ができた段階から話を聞いております。

実際、野方というところでお店が少ない、そしてまた若い人たちは買い物非常に不自由を来しているという声も聞いておるし、人々が生活する中で身近にそうい

った商業施設があつて日常生活の利便性が高いということが一番生活の安全、安心につながるだろうと理解をしております。これまでも何回もトライをいたしました。こういう店を持ってきてほしい、これをつくってほしい、進出してほしいということもやってきました。人口の問題もあるかもしれませんが、なかなか実現はできておりません。つい先般も、そういった話を持ち込んでいきましたけれども、なかなかイエスということにはもらえないところであります。それなりにそういった商業施設を整備していく、住宅整備もできますのでそういったことは常々考えているところであります。

ローソンの敷地内にあつた町有地は、町有地を駐車場関係で買収しておりますので空き地がありますから、ここに商業施設とか、町民だけでなく高速を利用する方々が食事をするところとか、そういったものができたらいいなとは思っております。ただ、まだ公募もしておりませんが、空き地を再有効に活用しながら地域の活力に少しでもつながっていくという形をとっていかなければという思いであります。

○8番（中山美幸君） ものづくり会館を利用された食堂もありましたよね。そういったものをあそこに持ってきて、地域の方々があそこで生産されて、食事をされてということは、末吉の道の駅、ああいうタイプに近い、あれより若干小さいでしょうけれども、そういった感覚ということも考えられるんじゃないですか。そういう方法も模索されるべきだと私は提言しておきます。

○議長（神崎文男君） ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神崎文男君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第20号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神崎文男君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神崎文男君） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。議案第20号「地域活性化施設野方あらさのの指定管理者の指定について」は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神崎文男君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第20号「地域活性化施設野方あらさのの指定管理者の指定について」は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

○議長（神崎文男君） 以上をもって、本日の日程の全部を終了いたしましたので、本日はこれをもって散会いたします。

-----○-----

散会 午後3時45分

第 2 号

3月9日 (木)

## 令和5年第1回大崎町議会定例会会議録（第2号）

令和5年3月9日  
午前10時00分開会  
於 会 議 議 場

### 1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名（11番，1番）
- 日程第2 一般質問
- 日程第3 議案第1号 令和4年度大崎町一般会計補正予算（第8号）  
(総務厚生常任委員長報告)
- 日程第4 議案第2号 令和4年度大崎町国民健康保険事業特別会計補正予算  
(第2号)  
(総務厚生常任委員長報告)
- 日程第5 議案第3号 令和4年度大崎町後期高齢者医療特別会計補正予算  
(第1号)  
(総務厚生常任委員長報告)
- 日程第6 議案第4号 令和4年度大崎町介護保険事業特別会計補正予算  
(第3号)  
(総務厚生常任委員長報告)
- 日程第7 議案第5号 令和4年度大崎町公共下水道事業特別会計補正予算  
(第3号)  
(文教経済常任委員長報告)

### 2. 出席議員は次のとおりである。（12名）

- |            |             |
|------------|-------------|
| 1番 平 田 慎 一 | 7番 吉 原 信 雄  |
| 2番 富 重 幸 博 | 8番 中 山 美 幸  |
| 3番 稲 留 光 晴 | 9番 上 原 正 一  |
| 4番 諸 木 悦 朗 | 10番 小 野 光 夫 |
| 5番 宮 本 昭 一 | 11番 児 玉 孝 徳 |
| 6番 中 倉 広 文 | 12番 神 崎 文 男 |

### 3. 欠席議員は次のとおりである。（0名）

### 4. 地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町 長	東 靖 弘	農林振興課長	上 野 明 仁
副 町 長	千 歳 史 郎	耕 地 課 長	竹 本 忠 行
教 育 長	穂 園 正 幸	建 設 課 長	時 見 和 久
会 計 管 理 者	西 高 和 義	農 委 事 務 局 長	相 星 永 悟
総 務 課 長	上 橋 孝 幸	水 道 課 長	本 松 健 一 郎
企 画 調 整 課 長	中 野 伸 一	教 委 管 理 課 長	岡 留 和 幸
住 民 環 境 課 長	松 元 昭 二	社 会 教 育 課 長	鎌 田 洋 一
保 健 福 祉 課 長	谷 迫 利 弘	税 務 課 長	川 越 龍 一

5. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

事 務 局 長	官 本 修 一
議 事 係 長	上 床 就 路
庶 務 係 主 幹	西 ゆかり

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（神崎文男君） これより、本日の会を開き、直ちに会議いたします。

-----○-----

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（神崎文男君） 日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、11番、児玉孝徳君及び1番、平田慎一君を指名いたします。

-----○-----

#### 日程第2 一般質問

○議長（神崎文男君） 日程第2「一般質問」を行います。

一般質問は、通告順により許可いたします。

まず、11番、児玉孝徳君の質問を許可いたします。

○11番（児玉孝徳君） 皆さん、おはようございます。

私は、今回通告いたしました、町有地と公共施設などの有効活用についてお尋ねいたします。

今回、施政方針の中で、町長は「町有地管理については遊休化している土地などの財産処分や有効活用を促進し、適切な建物等の維持・管理に努める」としてあります。現在、大崎町は、少子高齢化が進み、その対策が喫緊の課題となっております。

そこで、人口増加に向けた対策が必要となりますが、移住・定住などの人口増加には、環境がよく、便利で住みやすい町が望まれています。

まず、便利な町という点で、大崎町は店舗も少なく、病院も少ないので便利とはいえませんが、高速のインターが2箇所あり、さらに自然環境は悪くないと思います。

では、次に何が重要かという点、みんなが望む施設です。本町の公共施設は、老朽化を迎え、改修や建て替えが必要なのではと思われるものが多くあります。また、移住には住まいが必要となります。家を建てたいけど、なかなかいい場所がないという意見をよく聞きます。

そこで、町有地の分譲のお尋ねをいたしますが、まず、初めに、現在の町有地はどこに、どれぐらいあるのかお答えください。

○町長（東 靖弘君） お答えいたします。

本町の保有する町有地は、公共用に供する行政財産と、それ以外の普通財産に区分されております。町の保有する土地面積は約451万平方メートルで、そのうち、行政財産が約134万平方メートル、普通財産が約317万平方メートルでございます。

ます。

以上でございます。

○11番（児玉孝徳君）では、その中で活用されているところは、どこに、どのくらいあるのかお答えください。

○町長（東 靖弘君）行政財産は、行政目的に直接共用される財産でありますので、御質問の、活用されていない町有地につきましては、普通財産の状況についてお答えをさせていただきます。

普通財産のうち、既に活用されている貸付地、賃貸住宅地、借地等を除き、山林が約293平方メートル、雑種地や宅地等が約7万平米でございます。

○11番（児玉孝徳君）私は、どこに、どのくらいあるのかというふうにお尋ねしたんですけど。その場所を、例えば井俣には幾らあるとか、野方にはどのくらいあるのか、その辺をお答えください。

○総務課長（上橋孝幸君）私のほうで答弁をさせていただきます。

今、町長のほうから答弁がありましたように、町有地の中で活用されていない面積は約7.3万平方メートルでございます。

その内訳といたしまして、地区ごとといいますか、大字ごとであれば整理ができておりますので、その分でお答えさせていただきます。

まず、菱田でございます。2万5,032.33平方メートル。神領、9,265.34平方メートル。横瀬、9,267.69平方メートル。仮宿、8,077.04平方メートル。永吉、2,362.91平方メートル。井俣、206.99平方メートル。持留、8,803平方メートル。野方、1万280平方メートル。

以上でございます。

○11番（児玉孝徳君）では、その中で、今後、有効活用が計画されている場所ですね、それはどこで、その計画内容をお答えください。

○町長（東 靖弘君）利便性の高い町有の未利用地につきましては、これまでに民間等から譲渡や貸し付けの相談を受けたこともあります。また、庁内でも利活用に関し協議を行っておりますが、現段階では具体的な活用計画をお示しできる状況ではございません。

なお、山林などの利便性の低い町有地や小規模な町有地につきましては、公売等の財産処分を積極的に進め、自主財源の確保に努めてまいりたいと考えております。

○11番（児玉孝徳君）本町には多くの普通財産がありますが、その財産を、本町の人口増加のため、家を建てたいと考えている方のため、町内全域の町有地で宅地として活用できる場所は200平米ぐらいですかね。それぐらいあれば家は建つと思うんですけど。どのくらいありそうですか。わかればお答えください。

○総務課長（上橋孝幸君） 私のほうでお答えさせていただきます。

普通財産のうち、宅地が1万9,047.05平方メートルございます。

以上です。

○11番（児玉孝徳君） そこを分譲地として有効活用するお考えはないでしょうか。

○町長（東 靖弘君） 先ほどの答弁と重なる部分もございますが、これまで、町有地の中で分譲地として適していると思われる箇所につきましては、野方小学校西側や旧持留中学校跡など、既に宅地分譲を終了しており、現在保有している町有地の中でふさわしい土地はないものと考えております。

このような状況もございまして、現在販売中の野方小学校東側の土地につきましては、民有地を定住促進に向けた分譲として購入したものでございます。

○11番（児玉孝徳君） 先ほど、総務課長のほうから多くの宅地になる土地があるというお答えがありました。先ほど言いましたとおり、50坪、60坪ぐらいですかね、200平米ぐらいあれば家が建つと思います。固まった場所に、今おっしゃった野方のような地域に固めて分譲という形ではなくてもいいと思います。個別にですとね200平米、300平米ぐらいの土地があれば、そこを分譲して宅地として提供することができると思うんですが、そういった考えはされていないんですか。

○総務課長（上橋孝幸君） 先ほど、現在利用されていない宅地が約1万平方メートルあるということで答弁させていただきました。その中には、旧大丸保育所跡地とか、わりかし広い土地もございます。そのほか、ほとんどが小規模な土地でございますので、現在では、今まで宅地分譲を進めてきたのは、ある程度一覧の土地で複数区画整備ができるところを主として町のほうで分譲政策を進めてきた経緯がございます。

ですので、今、児玉議員さんから御質問の小規模な土地でもできるのではないかなという御質問でございましたけれども、現段階では小規模な土地を町のほうで分譲をするというような計画は、現段階ではないということでございます。

○11番（児玉孝徳君） 現段階ではないということですので、私、今回質問をしているんです。

昨年度から四、五人から聞かれました、「いい土地がない」、家を建てたいが土地がないということですね。土地は大崎町はいっぱいあるがねと話をする、望む場所になかなかないということです。今、古い家に住んでいるけど、新しい家を建てたいんだけど、条件がいろいろとあって、低い土地ですね、津波の心配があるところや、山を後ろにからって崖崩れの心配がない土地とかですね、利便性のいい場所、子どもがいる方なんかは学校などが近いということ、そういったところを望んでいらっしゃいます。学校が近いとかということですね農振地で家が建て

られないとか、そういうことも多くあります。

分譲については、以前も質問しました。分譲とか建て売りですね、長年住めば宅地や建物は無償で譲渡してはどうかということも質問しました。検討するぐらいで、そのまま進んでおりません。

空き地はですね有効活用していくというふうに、今回の施政方針でも「財産処分や有効活用を促進し」というふうに町長は施政方針で述べられているわけですから、このままでいいのかなと思います。是非、人口増加のためにですねそういった、1件ぐらい建つ土地でもいいですので、そういうところを整備して安くで分譲するか、建て売りを建てるとか、そういったことを考えられないかと、再度お尋ねいたします。

○町長（東 靖弘君） いろいろ御指摘があったところですが、以前は農業振興地域に家が建てられないということで、いろいろと大きな問題になっておまして、なかなか解除が進まないということもありまして停止していたといういきさつもありました。そういったことは本当に残念なことであります。

法律に基づいて、なかなか解決できなかつたり、遅かつたりというところがありますので、移住・定住とありますけど、そういったことも念頭に考えていかなければならないと思っております。

1点だけ、私がこれはどうかなと担当課長とも話をしている中では、西迫住宅があります、一昨年、町営住宅が火災になったのがあるわけですが、4つの住宅の中の1つが今空いておりますけれども、長年経過もしておりますので、こういった住宅等を売却する、譲渡するという形で進めていくということも財産処分と有効活用につながるんじゃないのかなという思いで担当課長とはそういう話を進めておりますので、内容を詰めながら、実際入居しておられる方の意向も聞きながら、前に進めるという了解をいただければ、そういう形でやっていきたいと思っております。

○11番（児玉孝徳君） 今、町長のほうから住宅についてのお話がありました。

本町にある公営住宅、町営住宅は老朽化が進み、空き家となっているところが数多くあります。まず、それぞれの築年数とそれぞれの入居の数、空き家の数、それから、家賃もわかりましたらお答えください。

○町長（東 靖弘君） 公営住宅、町営住宅の建て替えの計画について説明いたします。

これにつきましては、平成24年度に、大崎町公営住宅等長寿命化計画を作成し、修繕等に係る維持管理や建て替えを計画しているところではありますが、建て替えについては、財政面や、現在入居されている方の意見等を考慮しながら進めていく必要があると思っております。

公営住宅等長寿命化計画は、社会情勢等を踏まえ、5年ごとに改訂しております。

て、次回、令和5年度に改訂を計画しておりますので、その中で検討していくという考えを持っておりますが、ただいまの御質問の中で、町営住宅等の戸数、設置年度とかそういった具体的な御質問がありましたので、そちらにつきましては担当課長のほうで答弁させていただきます。

○建設課長（時見和久君） それでは、町営住宅、公営住宅につきまして、まず、天子ヶ丘公営住宅から御説明いたします。

天子ヶ丘住宅につきましては、昭和38年、39年、それから昭和42年、47年に建設されております。入居戸数につきましては、今現在29戸。管理戸数は37あります。入居戸数が29戸で、空き家が1戸。その中で7戸につきましては政策空き家という取扱いをしております。

旭ヶ丘住宅ですけれども、昭和52年に建設されております。管理戸数12戸。今現在入居戸数が11戸です。菱田住宅につきましては、昭和39年、昭和42年に建設。管理戸数14戸。入居戸数9戸。政策空き家として5戸あります。ひばりヶ丘住宅につきましては、昭和43年、44年、それから昭和46年で、管理戸数35戸。入居戸数が19戸。政策空き家で16戸となっております。大丸住宅につきましては、昭和39年に建設。管理戸数3戸で、入居戸数が3戸です。角堂住宅、昭和47年建設。管理戸数7戸。入居戸数6戸。政策空き家として1戸となります。

続きまして、文化通住宅、昭和54年建設で、管理戸数16戸。入居戸数10戸で、空き家戸数が6戸。正坂住宅、昭和55年建設。管理戸数が16戸。入居戸数14戸。空き家戸数が2戸です。野方住宅、昭和56年建設。管理戸数16戸。入居戸数9戸。空き家戸数7戸。吹切住宅1号棟、昭和58年建設。管理戸数12戸で、入居戸数8戸。空き家戸数4戸。吹切住宅2号棟、平成4年建設。管理戸数が12戸。入居戸数12戸となっております。

町営住宅につきましては、町西町営住宅、平成7年建設。管理戸数5戸。入居戸数5戸。西迫町営住宅、平成5年建設。管理戸数3戸。入居戸数3戸。大丸町営住宅、平成8年建設。管理戸数2戸で、今、入居戸数1戸となっております。中沖町営住宅、平成6年建設。管理戸数2戸。入居戸数2戸。持留町営住宅、平成5年建設。管理戸数2戸。入居戸数1戸となっております。

以上です。

○11番（児玉孝徳君） 所得とかによっても違うと思うんですけど、大体の家賃は。

○建設課長（時見和久君） 家賃につきましては、平屋の公営住宅、長屋のほうですね、につきましては大体2,500円から2万円以内という形になります。

3階建て、4階建ての住宅につきましては、1万5,000円から3万円ぐらいの間です。

○11番（児玉孝徳君） 公営住宅、町営住宅、それぞれ出してもらいましたが、非常に空き家となっております、政策空き家も含めてですね、多いと思います。家賃のほうも2,500円からということで、住まわれている方がですねそれだけ所得がなかったりとか、古かったりということであると思うんですけど。こういったところを数多く持っているより、新しく建て替えて、所得とかで家賃を変えていき、少しでも住民が住みやすい住宅となるように思います。

修繕したところでですね間取りとかそういうのはあまり変わらないわけですよ。非常に入居される方も部屋が狭かったりとか、例えばひばりヶ丘住宅とかは洗濯機の置き場もないんですよ。自分たちで外のほうにちょこっとした屋根をつけて置いている。雨が降ると故障するというようなことがあります。ですからですね建て替えですね、そういったところの計画をお尋ねいたします。

○町長（東 靖弘君） 御指摘のありました古い町営住宅、公営住宅であるので、生活環境のいい住宅を提供するべきではないかと、その中での住宅政策はどうなっているかということの御質問でございます。

先ほども若干申し上げたんですが、令和5年度にいろいろと改訂を計画しているという状況でありますので、その中で御指摘のありましたこと等につきましては検討していきたいと思っております。

これまで検討をしている中で、大崎町の公営住宅等は建築以来40年以上、五十数年経過しております。その中で狭かったり、不便であったり、また補修をずっと繰り返しながら来ているところでございます。そういったことを、どこで区切りをつけないといけないという思いは持っております。今、出ている手法としてはPFIや社会資本整備事業の補助対象になっておりますけれども、ほかの補助事業等を投入しながら思い切ったやり方をとっていくべきじゃないかという考え方を持っておりますので、御指摘をいただきましたとおり、改めて担当課を踏まえて検討してまいりたいと思います。

○11番（児玉孝徳君） 今、町長が答弁されたとおりですね施政方針の中にも「住民の皆様の快適な住環境に資するとともに、民間事業者による賃貸住宅の建設に対する補助金を新設」とも上げられています。

今の若者はですね調理スペースが広い、トイレは洋式で洗浄機能付き、化粧道具が収納できる洗面台がほしいとか、押し入れはですねハンガーを掛けられて洋服が入られるクローゼット。小さな部屋よりですねワンルームの広い部屋がほしいというふうに望んでいます。今後は、若者が住みたいと思う住宅を考えていただくよう要望しておきます。

次に、菱田中学校跡地と大崎第一中跡地の利用計画についてですが、まず、第一

中跡地については体育館とプールは、この前襲名されましたカラル株式会社が廃ビニールなどのプラスチック再生処理工場となって、今後操業開始されると伺いました。しかし、校舎部分と校庭の計画は示されていません。以前、同僚議員からの質問には、産業蓄積として位置づけ、企業に紹介していることから分譲としての活用は検討していないと答えられています。

現在、企業誘致も含めてどのような計画があるのか。それとも、まだ未定なのか、お答えください。

○町長（東 靖弘君） 菱田中学校及び大崎第一中学校の跡地利用につきましては、これまでも度々御質問をいただいております。

まず、菱田中学校につきましては、国道220号の拡幅工事の進捗状況を見守っている旨をお答えしておりますが、現在、菱田中学校付近の用地取得に向けての作業が始まっているようでございます。これまで、菱田公民分館など、地区住民の皆様が多岐にわたる御意見や御要望はお聞きしておりますので、今後も引き続き、拡幅工事の進捗状況を見守りながら、跡地利用計画を考えてまいりたいと思います。

一方、大崎第一中学校跡地でございますが、野方インターチェンジに近く、交通拠点になり得るとの考えから、企業誘致活動を中心に行っていく旨をお答えしております。県のホームページ等を通じて紹介しておりますが、進出までに至っていない状況でございます。今後は、一定の条件を付した公募型プロポーザルなど、民間事業者からの企画提案を募集する必要性を感じております。

先日、皆様が議員研修で大阪府泉佐野市へ出張されたことをお聞きいたしました。御承知のことと存じますが、泉佐野市は、ふるさと納税3.0というふるさと納税型クラウドファンディングを活用した中小企業への補助金交付など、非常に積極的な支援策を行っていると認識しております。本町におきましても参考になる取組だと捉えておりますので、菱田中学校及び大崎第一中学校の跡地利用の際に、ふるさと納税を活用した支援策を取り入れることなども含めて検討を進めていきたいと思っております。

以上でございます。

○11番（児玉孝徳君） 第一中から聞いたかったので、まず、第一中跡地についてはとお伺いしたんですけど両方答えられましたので。

企業誘致ということで、今までも幾つか企業が来ていますけど、なかなか地元の雇用にはつながっていないのかなと考えております。熊本に半導体の企業が今度できるということで、多くの移住者が来るということで住宅もできているみたいです。そういった時代に合ったといいますか、地元雇用がですね、たくさんの方が就職できるような、今から望まれる半導体企業というのが一番いいと思うんですけど、そ

こを誘致できるかどうかは町長の腕にかかっていると思いますので、是非、そういったところを進めてほしいと思います。

菱田中学校跡地は、以前から私は何回も質問をしていますけど、住民からよく聞かれるんですよ、広大な土地が空き地になって、私たちもボランティアで草刈り清掃とか、前の花壇のところには花を植えたりしております。質問するたびに、アスリートトレーニングセンター大隅と一体性で計画を進めている、合宿所の計画が白紙に戻ってからも住民の意見を聞く、にぎわいを感じるようにする、出された意見を参考に、アスリートトレーニングセンターの利用と併せた考えで検討を進めていく、国道の歩道の整備が終わってから考えるなどと答弁されております。

中学校跡地については、先ほど町長も言われましたけど、菱田公民分館で毎月話し合いを持っております。また、「菱田小学校の明日を語る会」でも問題提起して取り上げてもらっております。分館役員からですね会をするたびにいろいろな意見が出されます。実現不可能なものも出ますけど、実現味のあるものを言いますと、敷地の半分をトレーニングセンターの駐車場で残して、残りの敷地に2階建てぐらいの建屋をつくり、1階に食堂、売店、休憩所などを置き、2階には、中学生のバス停もあることから、塾または勉強などができるちょっとした図書スペース、多目的に使える会議室などを置く。そして、残った土地は分譲地として利用する、このような意見が出されています。

以前、このことは企画課長にもお話をしましたが、なかなか答えをもらえません。以前から、住民の望むものとおっしゃっていますが、国道の拡幅が完成するのは、まだ先だと思います。国道側を駐車場にする、または跡地の外回りは周回する散歩コースとすれば、何も完成を待たなくてもいいのではないかと思います、いつまでにやるのか、時期をはっきりお答えください。

○町長（東 靖弘君） ただいま御質問がありましたように、菱田中学校跡地利用、再三御質問をいただいております。そしてまた、菱田の公民分館役員の皆様がいろいろお話をされる中で、過去にもほかの議員さんの質問でもあったところがございますが、公園とか地産地消のレストラン、コンビニ、商業施設、買い物ができる集会施設、多岐にわたる要望をお聞きしているということで、そういったお話もいただいたところであります。

これまで国道の拡幅がなかなかできないという、拡幅を待っているということで答弁もいたしました。実際、それは間違いないことであつたんですけども、そこが中学生の登校時の自転車通学として確保するという事で国交省と協議して、歩道の拡幅工事をしていただける。そういったことで、今、準備に入っていることと、それからジャパンアスリートトレーニングセンターへ、さんふらわあ号で降りたス

ポーツバスがジャパンアスリートトレーニングセンターへ向かっていくときに右折車線がない、220号線は右折レーンがありませんので、そういったことをつくるということで、こちらも国交省と協議をして、今、そういう形で用地交渉や、菱田中学校跡地の用地交渉が、今ようやく来ているという状況であります。

これまで、再三、商業施設ということでお話をさせていただいたんですが、やはり相手方も道路の完成図が見えないとなかなか、完成したところでないとなかなかということもありましたので、そこはそれで終わったところであります。

先ほど公募型といいましょうか、そういったこともやっていきたいというお話をさせていただいたところですので、何がいいかということは考えていきたいと思えます。駐車場はジャパンアスリートがあるから必要だなという思いがありますことと、民間の賃貸住宅の建設も協議もいたしました。今回、施政方針の中で、民間住宅の建設に対する補助制度も盛り込んだ、過去の協議の中でそれがなければ、今の物価上昇の中では民間も建築がしづらいということもありました。そういったことも踏まえて予算化にも踏み切ってきているところでもありますので、プロポーザルも含めて、御質問をいただいたこと等については、いつまでということが明確にはできませんけれども、前向きにはいろいろと検討・協議してまいりたいと思えます。

○11番（児玉孝徳君） 前向きに検討するということです。国道側のほうを、先ほどいいましたように、アスリートトレーニングセンターの駐車場というふうに持ってくればですね、本当、そっちの完成を待たなくても計画は進められると思えますので、そのへんも早めに検討していただきたいと要望しておきます。

次にですね、中央公民館、改善センターや学校、図書館などの施設について。多くの施設が老朽化で改修や建て替えの時期に来ています。それぞれの築年数や改修や建て替えの計画についてお答えください。

○町長（東 靖弘君） 中央公民館、中沖地区公民館、改善センターや学校、図書館の改善や建て替えの計画はどうかとの御質問でございます。

中沖地区公民館と図書館、教育集会施設等につきましては、昭和56年以降の新耐震基準で建てられておまして、耐震基準には問題ないと考えております。また、維持管理等につきましては、軽微な補修はありますが、大規模改修や建て替えの必要性は急務ではない状況であります。

中央公民館につきましては、本庁舎等の建て替え等を勘案しまして、今後検討してまいりたいと考えております。

学校施設につきましては、昭和40年代から50年代にかけて建築されたものが多く、これまでも安全性の確保を図るため、耐震化改修や大規模改造工事等を実施してまいりました。なお、令和5年度に、菱田小学校の屋内運動場等の大規模改造

工事の予算を当初予算に計上をしております。今後も、計画に沿った整備ができるよう、関係課と連携しながら検討をしてみたいと考えます。

農林振興課が所管する持留地区農業構造改善センター、大丸地区農業構造改善センター、野方農村環境改善センターにつきましては、昭和56年以降の新耐震基準で建てられており、耐震基準には問題はないと考えます。また、維持管理等につきましては、警備は補修等がありますが、大規模改修や建て替えの必要性は急務でない状況であります。

大崎町農業研修館につきましては、施設の老朽化による雨漏り等で漏電の危険性があり、また新耐震基準も満たしていないことから、解体撤去に向けた工事設計の予算を令和5年度の当初予算に計上をしているところでございます。

大崎町農村環境改善センター、菱田改善センターにつきましては、昭和53年に建築されており、新耐震基準を満たしているか不明な状況でありますので、今後、耐震診断や改修、大規模改造工事等を含め検討をしてみたいと考えております。

以上でございます。

○11番（児玉孝徳君） 中央公民館ですね、環境整備を図るということですけど、私が初めに言いました、住みたいと思う魅力ある町の1つに、みんなが望む施設があると思います。

1箇所ずつでもですね魅力ある施設への建て替え、大規模改修が必要だと思えます。例えばですね中央公民館なんかコンサートができるような文化センターですね、文化ホールですね、志布志市では、松山にもありますね、志布志市の文化センターだけじゃなくて。そういった、旧松山町でも持っておりましたそういったところがないか。また、図書館についてはですね住民にとって必要な情報や資料を取得できる拠点として機能するよう努めて、利用者の利便性の拡大を図るとされております。大切なのはですね快適に過ごせるかどうかだと思います。今後、利用者が快適に過ごせるように建て替えとか大規模改修を行っていただきたいと要望しておきます。

最後に、菱田改善センターが古くて耐震基準もどうかかわからないというような状況ですので、提案というか、学校の大規模改修も菱田小学校の番だと思います、ずっとやられてこられて。菱田小学校を建て替えるか、大規模改修をする際ですね、子どもたちを地域で育てるという考えに基づき、増築するなどして公民分館を小学校の中に持ってきて、また、多目的に使える、子どもたちと住民が触れ合える場を設けてはどうかと考えます。現在でも、菱田小の正門の門柱には菱田小学校の看板、反対側の門柱には菱田公民分館の名前が入っています。そうすれば、2箇所の建て替えや大規模改修をやらなくても、予算が少なく済むのではと思いますし、子ども

もたちを地域の方々が見守れるし、いつでも触れ合いができます。

鹿児島市内では、公民分館が学校の敷地内にあるところがあると聞いています。また、改善センター跡地はグラウンドゴルフ場とかですね分譲地にするなど、利用方法は幾らでもあると思いますが、いかがでしょうか。

○町長（東 靖弘君） 先ほど小学校の体育館の大規模改造を実施するという説明をさせていただきます。

菱田小学校の校舎も耐震性があるのかどうかわからないという説明をさせていただいたところであります。どっちにしろ、菱田小学校の大規模改造も実施に向けて計画していかなければならないという考え方はあります。子どもたちが非常に少なくなってきたので、少子化が進む中で各小学校をどのような形態で保持していくのか、そういったことはかなり考えていかなければならないと思っております。

ただいま御説明がありました改善センター、日常、地域の方々を利用される施設と学校と併合した複合施設は鹿児島市内もあるんじゃないかというお話でしたので、学校の中に地域の人たちが入ってくるということは、コミュニケーションや子どもを育てる上で非常に大切な教育になると思っておりますので、そういった先進地も担当のほうでは勉強もするようにさせて、そういうことも踏まえながら、そういったことが是非かも含めながら検討してまいりたいと思っております。

○11番（児玉孝徳君） 私がコミュニティスクールの中で、菱田小学校の校長ともお話ししました。こういったことができないか、私、考えているというふうに話しましたところ、大賛成だということで大変喜ばれてですね、是非、そのようなことを実行してもらいたいというふうにおっしゃられました。是非ですね早い段階でそういうことをやってもらうように強く要望して、私の質問を終わります。

○議長（神崎文男君） ここで、暫時休憩いたします。10時55分から再開いたします。

-----○-----

休憩 午前10時45分

再開 午前10時55分

-----○-----

○議長（神崎文男君） 休憩前に引き続き再開いたします。

次に、3番、稲留光晴君の質問を許可いたします。

○3番（稲留光晴君） みなさん、こんにちは。日本共産党の稲留でございます。私は、通告いたしました大きな3点につき、また、関連する質問をいたします。

まず、最初に、第1番目ですが、令和5年度国保税についてであります。令和5

年度の国保事業は、県において、昨年11月に仮算定が行われました。本年1月に本算定を実施し、2月10日に県議会議員に案が示され、ホームページにも公開されております。県は仮算定より本算定が5億円増加したため、増額分について、県国保財政安定化基金から繰り入れを行うとのこととあります。今回の基金繰り入れについて、大幅な増額の緩和ということで実施するとのこととあります。

それでは、県国保財政安定化基金の運用についてを最初の質問といたします。

○町長（東 靖弘君） 県国保財政安定化基金の運用はどうかについてでございます。県の国保財政安定化基金につきましては、平成30年度から都道府県が国民県保険の財政運営の責任主体となったことから、国民健康保険の財政の安定化を図るため、県が国民健康保険法第81条の2第1項に基づき、国の補助を受け、国民健康保険財政安定化基金を設置しております。

この基金の目的は、保険税の収納が不足する市町村に対する貸し付けや、災害等が発生した場合の交付、県全体で保険給付費の増が生じた場合に切り崩しを行い、県国民健康保険特別会計へ繰り入れを行うものであります。

この財政安定化基金の活用基準について、県から本年1月に基金を活用した事業費納付金の年間調整に係る意見照会がございました。本町は、県の提案する県平均の被保険者1人当たりの納付金額が、前年度から10%以上増加した場合に基金を活用するという案に同意する形で回答をしております。

以上です。

○3番（稲留光晴君） 私はですね、今、町長が答弁されました基金の運用について、県から意向確認があったかどうか、これを伺いたい。県から国保の安定化基金を使いたいんだけどというふうな確認があったわけですね。

○町長（東 靖弘君） そういった詳細につきましては、担当課長のほうで答弁させていただきます。

○保健福祉課長（谷迫利弘君） 議員お尋ねのとおり、1月に照会がございました。

○3番（稲留光晴君） 今、課長のほうから、あったということですが、それに対して本町はどういうお答えをされたか伺いをします。

○町長（東 靖弘君） 先ほどの答弁でお答えしておりますが、財政安定化基金の活用経緯について、県から本年1月に、基金を活用した事業費納付金の年間調整に係る意見照会がありました。本町は、県の提案する県平均の被保険者1人当たりの納付金が、前年度から10%以上増加した場合に基金を活用するという案に同意する形で回答をしております。

○3番（稲留光晴君） 今、町長のお答えでよろしいかと思えます。

県からの本算定で5億円増えたわけですがけれども、この中身があるわけですね、

この基金が使える金額と財政基盤強化金、財政調整分というのがあると思うんですが、それぞれ金額を、わかっておればですね示していただきたいと思います。

○町長（東 靖弘君） ただいまの御質問の具体的な内容につきましては、担当課長のほうで答弁させていただきます。

○保健福祉課長（谷迫利弘君） お答えいたします。

県の財政調整基金の額なんですけれども、現在高でいえば令和3年度末で72億円ほどございます。そのうち、財政調整分として38億円ほどございます。

以上でございます

○3番（稲留光晴君） 72億と38億ということですね。

それでは、財政安定化基金の令和5年度の運用、また、県から本町への具体的な反映といいますか、県国保課は令和5年度において、国保財政安定化基金を5億円活用、取り崩して市町村からの納付金を抑えることにしたということですよ。これでよろしいでしょうか。

○保健福祉課長（谷迫利弘君） お答えいたします。

そのとおりでございます。

○3番（稲留光晴君） その中で市町村への影響額、県から市町村へ、納付金を抑えるということで各市町村のほうに活用額といいますか、それが来ていると思います。本算定の結果の大崎町の金額ですが、今回の国保会計の中で4億3,478万円というふうな本算定結果でいいわけですよ。

○保健福祉課長（谷迫利弘君） お答えいたします。

本算定結果はそのとおりでございます。4億3,478万1,781円でございます。

○3番（稲留光晴君） 国からの町からの納付金を抑える目的ということですが、この中に国からの充当される金額がわかれば示していただきたいと思います。

○保健福祉課長（谷迫利弘君） 県の基金からの本町に充当される額というのは把握していないところです。

○3番（稲留光晴君） 県からの資料によりますと、各市町村ごとの充当額の試算というのは出ているんですが、大崎町への充当額は450万7,186円というのが出ております。これが出なければ、令和5年度の国への納付金にこれが上乗せをされるようになるということで、この分が緩和されるというふうになっているみたいで

す。それでは、令和5年度の国保会計の議案が出ておりますけれども、国保算定方式に関してですね是非、本町は激変緩和策をつくるべきではないかというふうに私は考えます。国が5億円をかけて急激な納付金の増加で市町村からの納付金を抑える

ということで、ここまでやったわけです。しかし、令和5年度は国保算定方式、現4方式から資産割をなくして3方式となる条例改正が出ているわけです。均等割、所得割、平等割が令和4年に比べ、料率及び金額が増えてきております。特に資産なし世帯は、大幅に世帯の負担が増えてきます。

本町は、基金は1,500万円繰り入れ後の本町試算でも1,400万円ほどの滞納繰越金が出るというふうに試算を示しております。事業費納付金が収納見込額より多くても、やはり基金は繰り入れて保険料を軽減すべきではないかと考えますけれども、いかがですか。

○町長（東 靖弘君） 令和5年度国保税について激変緩和措置を、との御質問でございますが、激変緩和策については毎年度、本町の国民健康保険基金を1,500万円取り崩す形で対応しているところでございます。

次年度以降につきましては、本町の国保の運営状況や事業費納付金の動向を注視しながらまいりたいと考えております。

以上でございます。

○3番（稲留光晴君） 1,500万円を繰り入れて、今回、私は令和5年度の所得割の料率、それと均等割、平等割、令和5年度の数字に当てはめて計算をしてみました。それはもう、びっくりするような金額になってしまう。今回は軽減策というものも出ておりますが、被保険者約3,500名いらっしゃいますよね。それとまた、今後は75歳、後期高齢者のほうに移行されますから、前期高齢者の人数も減ってくる。そうなれば、やはり国保税を納める町への徴収料金は減ってくると。それでも高齢者が増えるわけですから医療費がかさむ。逆に、どんどん天井なしで国保税が増えていくということになると思いますが、この件についていかがでしょうか。

○町長（東 靖弘君） もともと国民健康保険税は国民皆保険制度ということで、日本でいうと非常にすばらしい制度だということであつておられておまして、現在までなつてきております。

国民健康保険制度そのものの被保険者自体は自営業の方であつたり、農業の方であつたり、あるいは75歳未満の高齢者の方々であつたりという中で、先ほど御指摘がありましたように、ある程度所得の低い層の人たちを含めて国保制度の適用を受けているという状況であると理解をしております。

だんだん高齢化が進む中で、各市町村の国保財政、国保の医療費等が高くなっていく中で、これを県に一本化しようという形でこういった制度が平成30年からスタートしているところであります。

この制度がスタートする参考資料になったときは本町の医療費は非常に高い状況でありました。そういった中で、鹿児島県において本町と、本町と似たような自治

体も含めて激変緩和措置をとったという経過もあって説明させていただいたところ  
です。非常に国保財政が大きくなっていった一般財源を多用していくといったこと  
を阻止するために、保険者が県に一本化で統一しようという形で今日まで進められ  
ていると理解をしております。激変緩和措置のこと、あるいは国保税率のこと、引  
き下げをという御指摘であります。この次に来るのは、まず、県に一本化する前  
に曾於地区の2市1町の医療費、そういった3方式を統一化しようということも大  
体目前にきているところでもありますので、2市1町の保険税率がどういう形で進ん  
でいくのか、現段階では他自治体のほうが大崎町より税率が高いということもあり  
ますので、本町を安く、安くしていったときに、いざというときに、統一化された  
ときに税率を上げるということも懸念しておりますので、そういったことも考えな  
がらであります。被保険者の方々の税率が低いことに越したことはないでしょう  
うけれども、財政的なもの、行政的なものもありまして、現在制度がつくられてお  
りますので、段階的に移行していくということだけは御理解をいただきたいと思  
います。

○3番（稲留光晴君） 町長、ちょっと私、聞きづらかったんですが。段階的に増やし  
ていく、緩和ということでしたか。すみません。

○町長（東 靖弘君） 説明した中で、県に一本化される前に、この次に来るのは曾於  
市2次医療圏が保険税率が一緒になるということが大体予想されておりますので、  
その話をしたところでした。

○3番（稲留光晴君） また話は戻ります。

この基金を1,500万円繰り入れた上での令和5年度の計算ということで試算  
をして、結局、所得割、均等割、平等割、大量に増えているわけですね。それで、  
全国もそうなんですけど、今、こういった経済状況ですよ。高齢者の方だって年金  
がだんだん目減りされている、月に3万円ももらっていないというふうなことを聞  
くわけですね。大崎町の高齢者の方だって、そういう方が何百人と、3万円以下で  
やりくりしている方もいらっしゃる。町長は、私に前回、算定に基づいてちゃんと  
国保税の計算はしておりますというふうにおっしゃいます。それは当たり前のこと  
なんですけど、今回は1,500万円の繰入基金ということに対してですね、本町の  
例月監査の報告書の中で、今、基金の保管状況が国民健康保険基金が1億8,00  
0万円積み上がっているということですよ。これを全部使えとは言っていないん  
ですよ、これを、やはり5,000万円ぐらいいは使ってですね負担軽減をすべきじ  
ゃないかと思えます。均等割が今年はずね医療分、支援分、介護分で均等割だけ  
で合計が3万9,400円。これが二人世帯だとこの倍、7万8,800円、保険料。  
平等割は3万5,900円、これは1世帯にこれだけ決まった金額ですよ。所得

がなくても、二人世帯だと均等割で2人、7万8,800円、均等割3万5,000円。合わせて年間11万5,000円ぐらいですか。所得がなくても年間11万円の支払額になるわけですよ。

今、私が申し上げました、せめて均等割、5,000万円ぐらいを先に繰り入れをして緩和策をつくる。それか均等割をですね、3万9,400円ですから20%すると、基金の繰り入れが均等割を20%削減しますと5,500万円の基金が必要というふうな、私は試算をしたんですが。こういった均等割世帯をですね考えなきゃいけないと考えておりますが、是非、保険基金1億8,000万円をですね、そのくらいの金額まで崩して緩和策をつくっていただきたい、負担軽減をしてほしいというふうに、再度、町長にお答えをいただきたいと思っております。

○町長（東 靖弘君） 稲留議員の御意見は尊重いたします。先ほど申し上げましたように、本町の基金は1億8,000万円あります。令和4年度の決算額でこの基金はもう少し積み上がるかなと予測をしております。

しかしながら、長期的なことも含めながら基金の中から1,500万円ずつ繰り入れていくという形での試算を出しておりますので、このところは原則論として進めていきたいと思っております。

議員さんがおっしゃるように、高齢者の方々の年金は本当にいろいろ引かれるものが多いですので、低いことは理解もできます。税率の面では、また、若干緩和されるものもあるのではないかなと思っておりますが、我々も試算をしながらこういう形で進めてきておりますので、そこはまた御理解をいただきたいと思っております。

○3番（稲留光晴君） こういったですね御理解というふうに町長はおっしゃいますけれども、やはりこういったことも検討して、これから検討すべきじゃないかと。ただ、数字のマジック、料率を変えればどんどん示せば国保税が集まる。所得がある人も、今は滞納の方がいらっしゃるんですよ。はっきりした人数は私はわかりませんが、所得が500万とかそういった方も、たぶん税金の滞納はあるということなんですよ。それなりに所得があっても、どうしても払わなきゃ経費があるということですよ。それは税務課長も御存じだということだと思いますけれども。是非、私はこういったことで引き続き減免、基金繰り入れのアップを求めるということで、引き続き、行政へは求めていきたいと考えます。

それでは、2番目の、町長の施政方針について質問をいたします。まず、施政方針の4ページ、上から3行目になりますが、水田農業関係については、令和4年度に水田活用の直接交付金制度の見直しが行われましたが、制度見直しの影響も生じることから、今後も農業従事者の方が安心して水田営農を行うことができるよう、水田経営者の制度の見直しの対応を支援するための情報提供を行うために基幹作物

における戦略作物への転換を推進するため、水田農業経営の安定に向けた事業に引き続き取り組んでまいりますというふうに町長は施政方針でおっしゃっています。

私は去年の6月議会で、町長に水田活用直接交付金見直しでですね、この見直しというのはカット、減らしますよというような見直しなんですよね。内容は、令和4年度から5年間、一度も水張りが行われない水田について、令和9年度以降、交付金がカットされるものであるというふうに私は町長に答弁を求めました。町長は、交付金の大幅な減少で交付対象外の農地の資産価値下落など、基幹産業を農業とする本町は大きな影響を受けると、こういうふうに答弁をされております。

また、令和4年度から過去5年間の作付状況でどのくらい、それでは影響を受けるかと聞きましたら、対象及び減少額、対象人数447名、対象面積約157ヘクタール、対象筆数約2,500筆。金額で申しますと、約5,700万円というような町長からの答弁をもらっています。町長のおっしゃる制度見直しの影響も当然こういうふうになるし、あと、令和4年度から飼料用米などの複数年契約、飼料用米、米、粉用米の複数年契約加算が、1反当たり1万2,000円から、もう半額の6,000円に引き下げられて交付されているわけですね。それで、5年間一度も水を張らない、張れない水田について、やはり何かしら政策というのは必要だと私は考えておりました。その中で、町長の水田経営者の制度見直しへの対応を支援するための情報提供というふうに書いてありますが、私はやはり本町独自の制度見直しへの対応、交付金がカットされて困っている、そういう人たちのために本町として支援策をつくらなきゃいけないという思いで町長の施政方針への答弁を求めています。支援するための情報提供ではなく、支援策を示していただきたいと思いますが、いかがですか。

○町長（東 靖弘君） 議員もおっしゃるとおり、水田活用の直接支払い交付金については国の補助制度であり、交付対象水田については、すべて国で定められております。

一昨年末に農林水産大臣が、補助対象水田の見直しを発表して以来、全国各地で補助対象水田見直しに反対する声が上がったところではございますが、今年1月、当初発表された交付対象水田の条件に加え、1か月の水張りを行った上で、輪作障害による収量低下がないことを証明することにより交付対象とするという条件が示されたことから、2月下旬に開催した農政座談会や各水田農家への発送文書により情報提供を行ったところであります。

町としましては、この交付金制度は国の制度であり、町としての独自運用ができないことから、畑地化促進など他の事業に関する国の情報提供を行うことで、町内の水田農家が制度見直しに対応できるよう取り組んでいるところであります。

重ねて申し上げますが、この制度はあくまで国の制度であるため、施政方針において対応策について、このような協議をさせていただきましたが、引き続き情報収集に努め、町内の水田農家にとって有用な情報を機会を捉えて提供することで、制度見直しによる影響を低減できるように努めてまいりたいと思っております。

水田交付金の見直しにつきましては、国のほうでも衆議院の予算委員会、あるいは参議院のほうで、そういった予算委員会等で見直しをということで再三、再三協議されてきております。それによって制度の内容が少しずつ変わってきているという状況は御理解をいただきたいと思えます。

先般の新聞等でも出ていたわけでありますが、22年度の2次補正予算を中心に、同交付金の交付対象から外れることを条件に、麦・大豆などに10アール当たり2万円を5年間助成するといった制度も新たに加わってきております。そういった水張り等に対する対策、そしてまた水田でなく畑作として利用促進を図っていくといったことでこのことはずっと協議されながらきておりますが、一定程度、方針は示されてきていると思っておりますので、その方針に基づいて、支援策に基づいては情報提供をしっかりとやっていくとお伝えをしたいと思います。

○3番（稲留光晴君） 国からの補助ということですと町長おっしゃいましたが、私が聞いたかったのは、国であってもですね情報というか、1反当たり、水を引かなくても2万円補助するという、そういう補助が出たんですか。水田農家の関係者のほうにそういう話というのはあったのでしょうか。

○町長（東 靖弘君） 畑地化の促進事業として、水田を畑地化して畑作物の本作化に取り組む農業者に対し、着手年に一時金を交付し、さらに生産が安定するまでの一定期間、継続的に支援が行われる事業ということがあります。

ただし、先ほどありましたけれども、令和9年度以降は、水田活用支払い交付金の対象外となることは条件でありますけれども、畑地化支援金として一時金として、高収益作物、野菜等であれば10アール当たり、まとめてお支払いする場合17万5,000円、飼料やそば等などに当たっては10アール当たり14万円、あるいは定着飼料は5年間、10アール当たり2万円、一括交付金も可能という制度改正が着々と行われてきているという状況で説明させていただきました。

○3番（稲留光晴君） 当然、水を引かなければ9年度から、先ほど申しました金額が、収入が減るということは先ほど申しましたが、町長からの1反当たり幾らというふうに説明で、一応お聞きをしたということで確認いたしました。

それでは、次の、施政方針の2番目ですけど、6ページの下から3行目、特定交通安全施設など整備による県道大崎輝北線仮宿地区の歩道設置工事も、令和5年度も引き続き用地交渉を行い、まとまり次第、工事に着手予定となっております。こ

の案件は10年以上昔からあったんでしょね、歩道をつくってくれということで、中倉税理士さんのあそこから村田組の十字路のあそこまでというのではないかと思っておりますけども。この工事は県道ですから県の工事ということですが、用地交渉も県の担当者の方がやっぱり行われているわけですね。そうですね。いかがですか。

○建設課長（時見和久君） そのとおりでございます。

○3番（稲留光晴君） やっぱり用地交渉となりますと反対をされる、極端な話は。反対をされますと、なかなか工事がスムーズにいかない。県の担当者の方がぱっと行って交渉をされてもなかなかうまくいかない場合は、町の建設課長とか一緒に用地買収ということは、それは一緒に行かれることはあるんですか。ちょっとお聞かせください。

○建設課長（時見和久君） 県からの要請がありましたら、一緒に同行することはあります。

○3番（稲留光晴君） それでは、現時点でのですね用地交渉状況について、県のほうから報告を聞いてもらったらちょっと教えていただきたいと思います。

○町長（東 靖弘君） 県道大崎輝北線仮宿工区の歩道設置工事の進捗状況について御説明いたします。

県道大崎輝北線仮宿工区の歩道設置工事は、県の大隅地域振興局建設部の土木建築課が担当課で、特定交通安全施設等整備事業にて事業を進めております。

現在の進捗状況としましては、令和2年度に測量設計業務を発注し、令和3年度から用地補償の交渉を行っているところで、現在の用地交渉の進捗率といたしましては約27%が買収完了済みであります。

また、今後の計画といたしましては、令和5年度も引き続き、用地取得に努め、令和6年度から工事施工を行い、令和7年度の完成に向けて町も全面的に協力を行っているところでございます。

以上です。

○3番（稲留光晴君） あと1か月で令和4年度も終わって5年度に入りますけど、今、27%完了ということでございますが、令和6年度に工事が着工できるんですか。それは県の用地買収の進捗にもよりますけれども、その辺は本町としてどうお考えですか。

○町長（東 靖弘君） 用地交渉が終わらないと、なかなか前に進めない、あるいは先に整ったところから進めるという方法はあると思いますが、先ほど説明いたしました、県のほうからの報告では、令和5年度も引き続き用地取得に努めて、令和6年度から工事施工を行うということになっておりますので、おっしゃいますことは、

なるべく早めに用地交渉が終わったら、早く着工してほしいということだと思いますので、その旨はお伝えをして、我々もそういうお願いをしておりますので、また要望としてはお聞きしておきたいと思います。

○議長（神崎文男君） 暫時休憩します。

-----○-----

休憩 午前11時32分

再開 午前11時34分

-----○-----

○議長（神崎文男君） 続けてください。

○3番（稲留光晴君） 10ページの上から6行目です。令和4年度はさらなる合宿者の増加や大会等の誘致を促進し、宿泊・飲食業をはじめとする地域経済の波及効果や観光を含めた交流人口の増加を図るために新たな仕組みをつくるため、関係者のワークショップや説明に向けた準備委員会を開催しておりますと。この内容はですねジャパンアスリート大隅に関しての地域経済の波及効果、観光を含めた人口の増加ということで準備委員会を開催してまいりましたとなっておりますけども、今までのジャパンアスリートセンターへの合宿の方とか、ほかの町内のホテルへ合宿者が宿泊されたということで、今までの経済効果、波及効果というか、金額がわかっておれば教えていただきたいと思います。

○町長（東 靖弘君） スポーツ合宿での経済波及効果についての御質問でございます。本町における合宿団体数、利用人数、宿泊数の実績をお答えさせていただきます。

御承知のとおり、平成31年4月にジャパンアスリートトレーニングセンター大隅が供用開始をされました。初年度の令和元年度には54団体、1,243人、延べ宿泊数は4,619泊の合宿実績となっております。

その後、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年度は28団体、488人で2,395泊、令和3年度は43団体、810人で3,014泊と減少しておりましたが、令和4年度はジャパンアスリートゲームズin大崎を2年ぶりに開催できたこともあり、2月末現在で40団体、1,531人、3,957泊となっております。3月末まで予約が入っている状況であり、現在のところ、令和元年度を超える合宿者の方が訪れる見込みとなっており、かなり回復傾向にございます。

また、令和5年度は、台湾陸上協会との覚書をもとに、6月に台湾陸上協会の代表チームが来日することになっており、合宿者の増加とともに、小中学校等での陸上教室など、児童・生徒とアスリートとの交流事業などを計画しております。

今後は、今回設立される本町のスポーツコミッション組織であるスポーツ観光大崎を中心に、さらなる合宿者の増加や各種スポーツ大会等の開催、誘致を促進し、

宿泊の飲食業をはじめとし、観光を含めた交流人口の増加を図りながら、スポーツ観光大崎が利用者の窓口となりニーズに迅速に対応し、地域経済へのさらなる波及効果が得られるよう進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○3番（稲留光晴君） 町長、経済波及効果について、金額をですね出ているでしょう。

○町長（東 靖弘君） 経済波及効果、宿泊者が合宿に訪れて、それから民間の宿泊を使ってきた、それから弁当等を注文して弁当を受け取ることができた、あるいは飲食店等で調理されたといった民間の部分の経済効果、当然、経済効果はありますけれども、民間事業者がどれぐらい利益があつてといった経済効果については把握していないところです。

○3番（稲留光晴君） 金額は出ていないですか。出ていないとおっしゃれば、私もどう質問していいかわかりません。

地域経済への波及効果というふうにおっしゃっているでしょう。何を基準に波及効果とおっしゃっているのかな。逆に、私は金額を聞かないと、経済効果が幾らといろいろテレビは言うでしょう、こういう行事があつたら何百億円経済効果があつたと。そういうのを、町長、書いていらっしゃるわけだから。

○町長（東 靖弘君） 例えば先般ありました全国和牛能力共進会等において経済効果が500億円ぐらいであつたとか、そういった単一のものについては出てくると思います。常時利用されている、大崎町の場合に合宿、あるいは飲食店での消費、弁当の注文といった個々にやっている部分がありますので、そういったデータをとることはなかなか難しいと思っております。

人々がどんどん集まってくる、合宿して大崎町で関係人口や交流人口が生まれて、町がにぎわいをつくれてきて、そこで消費されてきた。そうすることによって利益を受けられる事業者の方々にとっては経済効果がある。その取得の中で収入が生まれてきて、それが税収として貢献されてくる。そういう形での循環システムということを私は考え、説明をしているところでありますので、個々の商店街はどうだつたとか、そのトータルをとってこうだつたということは、なかなか難しい。現時点では把握もしておりません。

ただ、大崎町にたくさんの方が来てくれることは間違いありませんので、それによって個々の商店街や事業者の方々の方が元気が出てくる、潤ってくる、そういったことで循環させていくということは当然やるべきことだと思います。

○3番（稲留光晴君） やはりですね、大崎町内の経済動向というのもお調べになっていただいて、わかりませんということじゃなくて、誰かしら統計を取っていらっしゃるわけですよ。税金申告をした後にどのくらいの収益とかというのも、やはりそ

の辺も本町税務課が売り上げとか把握をしていると思います。

それでは、最後に、ごみ問題についてですが、私は12月議会でも取り上げました。町長は通り一辺倒の相談するというだけの答弁を、反省しているとおっしゃいましたですね。私は資源ごみ回収の回数を1回から2回に増やしてほしいということで12月議会では質問させていただきました。

今回のその件に関してですね予算書の60ページにごみ収集委託料8,754万800円という予算が出ているんですが、これは全地域で月2回収に対応した予算計上という説明だったと思うんですが、これは収集車が月2回回れるよということだけの予算計上ということですよ。再度、答弁をお願いします。

○町長（東 靖弘君） 稲留議員さんだけでなくして、今までもほかの議員さん方からも資源ごみ等についての回収を増やすべきだという御指摘は再三、再三いただいております。そういったことをかんがみまして本年度から2回の分別収集をやるという方向で進めておるところでございます。

当然、回収してまいりますので事業所も回収車も走っていくわけですから、そういった経費は増額になりますので増額等を見込みながら、また節約志向もとりながら予算化についてはしてきたというところであります。

○3番（稲留光晴君） そういうことの予算なんです、回数を増やすことへの課題があると思うんですよ。ちょっとそれをお尋ねします。

○町長（東 靖弘君） 資源ごみ回収を増やすことへの課題は何かとの御質問でございます。

現段階で考えている課題としましては、3点ほどあると考えております。1つ目が、先ほど説明しました経費の問題であります。当然、今までよりも回収回数が増えるため、その分、経費の増加が想定され、財政的な面が必要となってくるということでもあります。

2つ目の問題は、ごみステーションの管理の問題であります。現在、各衛生自治会の協力のもと、立ち会いや清掃などを実施し、衛生的に管理していただいておりますので、回収回数が増えることで管理に伴う負担が増えてくるのではないかと懸念をいたしておるところでございます。

3つ目の問題は、回収回数の増加について周知・広報の徹底だと思っております。

○3番（稲留光晴君） 今、町長から3点示していただきました。今、町長がその3点をですね解決しなきゃ、2回の収集回数にはできないということですよ。具体策をお示しくください。

○町長（東 靖弘君） 予算的にはそういう措置をしておりますので、議会で議決いただければ執行できるということになりますから、そのところは御理解をしていた

だきたいと思います。

あと、2回立ち会うか、1回立ち会うか、ここらは我々行政のほうでもちゃんと自治公民館長さん、衛生自治会の班長さんでありますけど、そういったところにはちゃんと周知して申し込みをしていただくということが必要になってまいります。

3点目は、周知する方法が大事だということになりますので、そういう方向で説明は十分したいと思っておりますので御理解ください。

○3番（稲留光晴君） 各自治会で立ち会う人たち、私も公民館長にですね相談いたしました。役員の人が交代で、交互で立ち会いをしていると。2回になるとちょっと負担が増えて大変だなおっしゃっているんですね。

ですから、町長はこの予算を通していただければとおっしゃいましたけど、収集車は回っても立ち会う人がいなければできないわけですよ。そうじゃないですか。衛生自治会がそれに関して何かしていますか。私たちは衛生自治会の総会も今はできない状況で、公民館の役員の人たちと館長と相談しながら協力できるところは一緒にやっぺいこうと、そういうふうにやっていますので。ということで考えております。

以上です。私の質問を終わります。

○議長（神崎文男君） ここで、昼食のため暫時休憩します。午後は1時から再開いたします。

-----○-----  
休憩 午前11時48分  
再開 午後 1時00分  
-----○-----

○議長（神崎文男君） 休憩前に引き続き再開いたします。

次に、8番、中山美幸君の質問を許可いたします。

○8番（中山美幸君） 本日は、ごみ分別、回収・運搬等のリサイクル事業について議論させていただきます。

まず、大崎町内1世帯より500円徴収している大崎町衛生自治会について、運営、活動状況についてであります。12月議会、町長より提案されて大崎町衛生自治会への助成金1,786万2,000円を、議会では全会一致で否決いたしました。これを受けて、町長は予算取り下げを実施されました。

この要因として、衛生自治会は、2019年4月前に相互信用金庫ビジネスイノベーション大賞を受賞され、副賞として100万円を受賞されております。この100万円は、衛生自治会会員、すなわち町民の財産であると思います。また、これは確実に町民の財産であります。副賞の100万円で銀行跡の建物を毎月2万2,

000円で借りておられます。衛生自治会では、この会場を広く住民に貸し出しをされており、非常にこれはよいことだと思っております。

しかし、会場の運営にマル大崎運営協同組合をつくられたことには問題があります。令和4年3月31日現在の大崎町衛生自治会の令和4年度当初予算では、大崎町からの補助金220万8,000円と、副賞の100万円の残高85万2500円の305万9,250円が計上されておられません。本来は、令和4年度の大崎町衛生自治会の予算総額は894万9,250円となるようです。このお金の使い方がよかろうが悪かろうが、衛生自治会の収支予算書では計上し、会員、すなわち町民の方々への説明責任を果たすべきであります。

さらに、私が得た情報によりますと使途不明金が5万6,566円あるようであります。これが不正に使われたかどうかについては不明であります。それは言明しておりません。

また、町民約5,000戸から500円ずつ集められた会費も、理事会研修費がコロナ禍で実施できず、先ほどの305万円を別として繰越金が300万円になる見込みで、SDGs推進協議会加盟のために100万円の予算化がなされております。例年、理事会の研修費は84万円前後の計上でしたが、本年度は121万3,000円を増額し、総額205万3,000円の予算措置となっております。このことは大崎町会員、すなわち住民からして納得のいく問題ではありません。

そこで、町長はこのような会計処理、透明性を欠く運営がなされていることを把握されて1,786万2,000円の助成予算を計上されたのか。また、この団体は行政の一般事務を司る団体として認識しておられるのか。町長はどのような評価、認識を持たれているか、この3点について問い、1回目の質問といたします。

○町長（東 靖弘君） 大崎町衛生自治会の運営及び活動状況をどのように把握、認識し、評価しておられるかということでもあります。質問の全体的な要旨がわかっておりませんでしたので、十分答えられない面もありますが、そういったことにつきましては、また質問をしていただければと思っております。

2019年に相信からイノベーション大賞の100万円を受賞しました。このことは理解しております。そうして、その中でマル大崎の光熱水費、賃借料等に支払いをしているということも理解をいたしております。衛生自治会の総会に対しての提案がされていないということもおっしゃるとおりだと理解をいたしております。町民への説明責任というところの中で使途不明金が5万6,566円発生しているということでありました。このことについては存じておりません。また、確認はまた改めてさせていただくことになるかなと思っております。

それから、会員から500円ずつ徴収をいたしてございまして、衛生自治会のすべ

ての業務はこれで運営をしている状況であると。それは当然だと思っております。理事会の研修であったり、あるいは緑のカーテン事業、町内のボランティア清掃作業などに使用されていると理解しているところでございます。

また、先般、12月議会で特別会計において補正予算が否決されるという状況の中で、衛生自治会に関する、マル大崎に関する回収等の補助事業、備品購入等の補助事業については取り下げをいたしました。そのことはいろいろと議会でも、委員会でも審議されておりますので十分御理解をいただいているところであります。事実、12月議会では私のほうから取り下げをしたという状況であります。回答については十分でないと思いますが、まだまだ、それまで書き切れませんでしたので、また御質問いただければ、わかる範囲内でお答えいたします。

以上です。

○8番（中山美幸君） 町長、私は今、質問の中で3点ほどお伺いしたと思っております。

町長がこの団体、大崎町衛生自治会をどのように認識しておられるかということ、その評価ですね。それと、一般事務を司る団体として認めていらっしゃるかどうか、これについてはまだお答えをいただいております。是非お答えをいただきたいと思っております。

○町長（東 靖弘君） 過去に遡ると思えますけど、大崎町のごみ分別収集が開始する時点で容器包装リサイクル法、あるいは、その後、プラスチック類の資源循環促進法が制定をされてきたわけでありまして、容器包装リサイクル法が平成7年に提案されたと思えますが、本格的には平成12年4月1日からスタートしております。

本町のごみの分別の目的は、ごみ処分場の延命化が目的でありますので、容器包装リサイクル法等がスタートする以前の中で行政が回収をすること、あるいは行政と企業と住民が一体となってということはこの法律の中で制定されております。それに基づいて、今は衛生自治会ですけれども、そういった方々の協力をいただくということでスタートをしているところであります。

当時、本町の組織は衛生自治会ではなくて、主に各集落の清掃をみんなでやりましょうということで、そういったものの組織だったと思っておりますが。この事業を始めるに当たって分別・回収・処理といった事業を始めるに当たって、衛生自治会の前身の方々に協力を求め、お願いをし、この事業がスタートしてきて現在までずっと衛生自治会という名称の中で続いていると理解をしております。行政の組織と一体となって、よく補完してという言葉を使ったりしますが、衛生自治会は今日までずっと続けてきていただいて、我々としてはごみ分別に関しては非常に連携がとれている組織だと理解をしておりますし、また、衛生自治会という名称ですけれど

も、町内の自治公民館長さん方であったり集落の方々であったり、皆さんが加入していただいて総称がそういう形になっております。回収・分別・処理の段階で共に連携できている衛生自治会ということで、私としては、この組織に対しては高い信頼を置いているという評価をしております。

○8番（中山美幸君）　　くどいようですが、まだ私の問いにお答えをいただいております。行政の一般事務を司る団体なのかどうか、そこの認識をされているのかということをお聞きしております。

令和4年第1回の一般質問でも、私は同じようなことを質問しておりますね。そして、今回のことについて、町長は、衛生自治会は1つの大崎町の住民を代表する組織ということでありまして、ということで、任意団体と捉えればそうかもしれませんが、公的機関と連携する組織だと思っただけであればいいと思いますということですね。こういう答弁をされているんですよ。そして、この答弁に対しては、私は、本当に私、これ悲しいです、その後、私はこういうことを言っているんですよ、この衛生自治会も法人化されたらどうですかと。例えば公益法人にさせていただいて、一般ごみの処理については公益法人をつくられて、その法人にお任せする、すなわち衛生自治会を法人化したら、衛生自治会に任せたらどうですかということをお聞きしております。そういったことを提案している本人が、本人ですよ、私、いろんなところを調査、いろいろ調べてみたら、そういった会計が出てきた。町民から見たら公明正大ではないということが現れてきた。そこを町長はどういうふうにご検討されているんですか。私は非常に悲しいです、これ。提案した本人としては、非常に町民に対しても恥ずかしいし、議会の中でも私は提案しましたよ、本当に私は恥ずかしいです。町長、それをどう思いますか。

○町長（東 靖弘君）　　一般事務を司る団体としての確かという状況であります。御存じのように、衛生自治会は任意の組織であります。それぞれ行政と企業と民間と主体的な組織というふうに位置づけておりますけれども、そういった中で続けているわけでありまして。

事務を行える団体かということが指摘されております。実際、衛生自治会の役員の方々、それぞれが各集落の自治公民館長さん方で集まり、その中で三役を含めて理事が出ているわけでありまして。実際1つ1つの事務を司っているかということ、それではないと思います。やはり、長年の習慣の中で、そういった事務の分野については行政である我々のところが担っている、対応している。そして、一体となって進めてきているといった組織であると、そういったふうに取り組んできていると御理解をいただければと思います。

もう1つの法人化の件につきましては、非常にいい提案をいただきました。昨年

の3月議会でありますので、その中で衛生自治会を法人化していくことをやれということでありましたので、本当にそれに対しましてはありがとうございますとお答えをしていると思います。衛生自治会を法人化するという形で法人登記をすべきことについてはずっと事務は進めてきているという状況であります。

- 8番（中山美幸君） 町長、これを見てください。私が言った補助金220万8,000円、それから雑収の85万250円、これは計上されていないということを言っているんですよ、私。私は使い方が悪いとかいいとかと言っているんじゃないです。ちゃんとこうやって住民に知らせてくださいということを行っているんですよ。これを住民の方がわかるような方法で住民に説明すべきだということを行っているんですね。この会計の処理がおかしいということを以前からずっと言っています。これが不正に使われたか、使われないかということは私の知るところでありません。
- それと、さきに言いました不明金が5万幾ら、約6万弱あるということですね。それはどういうふうにしたのかというのは、また今から調査しないとわかりませんが、そういうことなんですよ。

そして、先ほど申しました研修費、例年は84万円組んであるんですよ。ところが今回は121万3,000円増額されています。そして、予備費のところ、大崎町SDGs推進協議会出資金の予定が101万2,000円書いてありますね。これはSDGs推進協議会に、これに加入して何をやろうということをしているんですかね。私はそれも不思議です。SDGs推進協議会の会長は副町長の千歳副町長であります。どういったことなのか。まだ、これは執行されてないようです。執行されてないですが、令和4年度の収支の予算書の中にこんなに書いてあるんですよ。町長、見てください。町長はこれを見たことがありますか。赤で書いているのが、私が添付したところですよ。そして、総額として305万8,250円、これが全体として予算に計上されていないということですよ。使い方がどうだったかということとはわかりません。これは、町長、本来は町民に対して明らかにすべきことじゃないですか。町長の見解をお伺いします。

- 町長（東 靖弘君） 使途不明金があったり、あるいは総額が予算に計上されていなかったりという御指摘あります。

衛生自治会という組織がありますので、組織が会費をいただいたり、あるいは補助金をいただいたりといった中で予算、決算がつくわけでありますので、収入があって支出があるというわけであります。そこについてはちゃんと適正に処理されていることが当たり前のことであるし、総会等においてそういったことも含めながら承認をいただくということは当然だと思います。

それがなされていなかったというところについては、今、お聞きをしたところで

ありますけれども、そういったところをちゃんと修正を加えていくことや不手際があったものは改めていくことはちゃんとしないといけないことだし、私のほうでちゃんとそういう指導をするし、衛生自治会の理事会、あるいは総会等でちゃんとそれを述べていくということは適正な処理の仕方になるのではないかと思いますから、改めて確認して、そういった話はさせていただきたいと思います。

○8番（中山美幸君） 大崎町民皆さんのお金なんですね、これ。ましてや、助成金の200万円余りのお金は大崎町の一般会計から出ているお金ですよ。それも計上されていないということが明白じゃないですか。それを、町長は評価されるのかどうかということが私は疑問です。

今、注意をされるような話をしました。そしてまた、衛生自治会は、定款を見ました、そうしますと、役場の住民環境課の中に事務所を置くという約束になっているようですね。すなわち住民環境課の職員の方々が会計処理をなさっているということです。そして、集落未加入者の方々の会費を持ってこられる方々、直接持ってこられる方の収集業務も行っていらっしゃる。それからヤッタネ菜ッタネの販売についてもやっていますよね、収集業務。そういったときに、これは事件性が出てくる可能性は大ですよ。そのお金の管理、現金の管理、これは任意団体の現金の管理を本町、公務員、職員がやってよろしいのかどうか。町長の見解をお伺いします。

○町長（東 靖弘君） 昨日の特別委員会でも触れさせていただきましたけれども、行政の中では歳入歳出に含まれないものもありますので、通帳等については会計課のほうに保管しているというお話をさせていただきました。

それとは別に、従来から、衛生自治会がスタートした時点から何らかの収入・支出はあるわけですから、それで予算、決算も伴うわけでありましてけれども、もともとが事務をやる組織が一番最初があったのかもしれないですけれども、我々が知る限り、その事務について、ただいまありましたようなヤッタネ菜ッタネの販売とか、ごみ処理のああいっぱいバケツ等の販売も、出し入れとか、あるいは転入転出に伴う異動に関する事等については従来どおり、住民環境課でやってきたということは事実であります。やっていたことに対して非常に違法性がある、事件性が伴うのではないかとこのところについては、そこまでは理解をしておりませんでしたので、改めてそういったことも十分調べていきたいと思います。

○8番（中山美幸君） そこで、この業務について、町長は事務処理をすることについて何らかの措置をされましたか。

○町長（東 靖弘君） 私は今回、このことがかなり問題になってきておりますので、これについて、まずは職員が衛生自治会の業務をタッチすることがないように、一

部転入転出に伴うものはやむを得ないところでありますけれども、金銭に関わる問題等について職員がタッチすることはやめるべきだということを考えていて、そういう方向で進めていきたいと思っておりますし、中山議員がおっしゃいましたように、法人化を進めていく、そちらのほうですべての業務をやっていくというふうに切り替えていくということが、今やらなければならないということで、職員にもそういうことは話をしてきております。

衛生自治会が理事会や総会といった中で、ちゃんと処理されたものが総会等で提案されますので、その意向については職員が通帳を預かったり出し入れをしたりということがないようにということは十分やらなければならないことですから対処してまいりたいと思います。

○8番（中山美幸君） 現在まで町長はその対処をしていらっしゃらなかったということですね。ところが、大崎町職員の職務に専念する義務の特例に関する条例というのがありますね。町長はこれを御存じだと思います。これの指示も出していらっしゃらなかったということですね。たとえ百歩譲って許されるのは、環境対策係において衛生自治会普及に関することということです。普及に関することですよ、これ。現金の収入、商取引に加担するという事はないです。商取引とは別ですよ、これは。だからヤッタネ菜ッタネの販売だとか、いろんな委託事業をしてお金をそこが通過するという事はあってはならないことなんです。

だから、町長としては、職務に専念する義務の特例、これは通達を出すべきなんですね、この定款ができた時点で。当初、20年ぐらい前にできたときは、外部で会計をすべてやっていたはずですよ。途中で住民環境課がやるようになっているようです。その時点で、町長、そのときは現職で町長としていらっしゃったはずですよ。こういったことをちゃんと法的にのっとってやることは私は当然だったんじゃないのかなと思いますけども、職員にも問題がありますが、これは町長にもかなりの問題が発生するんじゃないですか。

○町長（東 靖弘君） 今御指摘のとおりだと思います。職専免の手続きをとっておくべきだったということでもあります。通常、業務になっている中で、これは別な業務、これは別な業務ということで明確にすべきでしょうけれども、どれぐらい携わっているのかということもたぶん考えていかなければなりません。今後、そこについてはすることがないようにしていきたいと、区分化は事務をやりますけれども、それは行政の一環の中でやるわけでありますから、衛生自治会の業務等についてやらなければならないこと以外に、さきほど出ましたことについてはちゃんと衛生自治会の中の書記会計、あるいは法人化の中でそういったことを担っていくということは当然でありますので、そこについては改善をしてきたいと思っておりますし、そこまで

至っていないということを指定されれば、そうであると思います。

本町が資源循環型社会の取組の中で、菜の花エコとかいったものを進めてまいりました。ヤッタネ菜ッタネの販売とかやりながら、外部からは非常にこの取組に対して高い評価をいただいたところであります。そのことは誇りに思っております。ただ、指摘いただいたような、事務を明確に分けて細分化して判断していくというところはやっておりませんので、そこは十分検討したいと思います。

○8番（中山美幸君） そういった住民から疑問を持たれるような会計の処理には正面から善処していただきたいというふうに要望申し上げます。

もう1点、自治会のことについてお伺いしますが。マル大崎の跡地を衛生自治会の方々が衛生自治会で借りられた、これは本町の町民が借りたと一緒なんですよ、会員になっていますから。5,000戸ぐらいの世帯が会員になっているわけですから、大方、大崎町の住民が相互信用金庫の跡地を借りたということになるようですが。この契約書を見てみました。この契約書の第9条にですね保証人のところがあるんですね、連帯保証人。これは大崎町が保証人になっていらっしゃるということではよろしいでしょうか。

○議長（神崎文男君） 暫時休憩します。

-----○-----  
休憩 午後1時27分  
再開 午後1時29分  
-----○-----

○議長（神崎文男君） 再開します。

○町長（東 靖弘君） 建物賃貸借契約書店舗事務所用を見たところでありますが、賃貸人は鹿児島相互信用金庫理事長であります。借りているほうは大崎町衛生自治会。当時の契約は以前の会長さんになっております。連帯保証人は空欄になっておりますから入っていないということになります。

○8番（中山美幸君） 町長、その下に大崎町衛生自治会会長、中村幸一さん。その下に何と書いてありますか。

○町長（東 靖弘君） 事務局は大崎町住民環境課です。

○8番（中山美幸君） そうしますと、これは衛生自治会が借りているんですけども、その事務局、もちろん大崎町住民環境課と記載してありますね。一緒に書いてあるんですよ、これ。併記ということですよ。こうした場合に、本町の責務というのはございせんか。

○町長（東 靖弘君） 私の解釈では、ここに書いてある借受人でありますけれども、あくまでも大崎町衛生自治会の会長ということであると思います。

私の認識の中では事務局を司るのは住民環境課という認識を持っております。恐らく中山議員の質問の中では、連帯でしょうということになるのかなと思いますが、そのところはここの中に事務局大崎町住民環境課と括弧書きで書いてありますので、事務局を司るのがわかりやすいようにしているのかなという感じでありますけど、真意はちゃんと調べたいと思います。

○8番（中山美幸君）そこは正確にですね把握されたほうが私はいいと思いますし、また、この宅建取引業者の方々については、この9条は削除すべきなんですね、もし大崎町が保証人になってなければ。連帯保証人がないのであれば、これは削除しないとおかしいことでありまして、そして、これは2019年度当初契約されておりますので、会長は替わったって、この約款を見ても、会長が替わったときは、その都度名義を変えるということになっているようですね。それもなされていないんですよ、これ。そういった法的措置がなされていない部分。先ほど町長は高い評価をされたような発言でしたけども、ましてや、これがもしそういった関係で大崎町が保証人になってますと、財政援助制限法第3条に触れるんですよ。行政がそういうことをした場合には、この法律に触れるんですよ。もう少し、だからそういった賃貸契約だとかいろんな契約をされる時に、そういったところまで真剣に考えてやっていただかないと、例えばこれが今度はその団体の経営がおかしくなって、じゃあ、あと大崎町で面倒を見てください、今回はないでしょうけども、もし採取的にそういう形になった場合には、会員でもない大崎町住民、衛生自治会の会員でない大崎町住民をひっくるめて責任を負わなければいけないということになるんですよ。そのことについて見解を述べてください。

○町長（東 靖弘君）通常の契約書であれば、そうそう疑義がないときにはこの契約は更新していくということがありますので、特に問題はないと思っておりますが、今、そこが通常、契約書の一番最後にこういったところは添付されますけれども、そのところが今のところ確認できませんので、これにつきましてはちゃんと整備が足りていない分であればちゃんとやらないとならないと思います。資料の関係が非常に多いですので、最終的なところまで確認できませんが、御指摘はそういった契約の更新がなされていない、その当時の会長のままじゃないかということですので、そこは十分調査した上で、相手方と再契約を結ぶことは考えていかなければならないことですので、こちらもちゃんと調べさせていただきたいと思っております。

御指摘のとおりだと思います。衛生自治会が立ちいかなって来たときというお話ですので、このまま継続していくことは当然あり得ることでありますが、通常の場合に、そこに負債が発生したら会員のすべてが責任を持つということになりますので、

そういったことがないというような形で取り組んでいきたいと思っております。

○8番（中山美幸君） そういったところをしっかりとですね。うちの町には行政審査会というのものもあるんじゃないですか。法律に詳しい方々が集まった会がございますでしょう。そういった方々は今回、こういった問題について議論はされなかったのかなというふうに私は若干思います。以前も、社会教育課の問題でそれはありましたよね、もう2回目です、私の質問した関係で。料金規定があって、建屋の料金を取る過程があって、内規で決めるということがありましたよね。それと同じようなことが、また起きているんですよ。全然審査会といいたいでしょうか、そこが機能していないんじゃないですか。町長、いかがでしょうか。

○町長（東 靖弘君） 条例の制定、あるいは規則の制定といった法律の基づくものであったら、そういったことをちゃんとやってきているということが言えると思います。今回の衛生自治会のこういった規定について、細部にわたって確認していないということは指摘されるとおりでありますので、それがわかっていたら審査会にもかけていただろうと思いますが、実際やっておりますので、そのところはちゃんと確認しながらということになりますが、契約関係で細部にわたるものは、やはりしっかりと確認すべきだなと感じております。

○8番（中山美幸君） しっかりとそういったところを考えながら、私は非常に残念なんです。本当にすばらしい活動を継続されていて、会計報告、会計予算書の計上のやり方が住民に明らかにされていない。本当に残念ですよ。本当に残念です。同僚議員も非常に残念がっています、みんな。せっかくいい方向にリサイクル日本一、それを何年か続けていますけども、それとは違う方向に進んでいる。そういった感じを受けることが多々あります。だから、もう少し初心に戻っていただいて、大崎町のごみの分別の目的は何だったんですか。

○町長（東 靖弘君） 先ほども御説明したと思いますが、あくまでも目的はごみ処分の延命化であります。それを達成するために衛生自治会、いわゆる地域の住民で構成されている衛生自治会の協力をいただきながら、共生協同で進めてきているということにあります。

総会の中でそういった説明がなされていないという御指摘につきましては、今回いろいろ議会の皆さん方から御意見をいただきましたので、ちゃんと整理して、そして総会でも明確にしていくと。いろいろ指摘を受けたことも踏まえて、衛生自治会総会等ではちゃんと改善していただくということは、しっかりと伝えていきたいと思っております。

○8番（中山美幸君） しっかりとした団体に育てていって、しっかりとした事業をやっていたいただきたいということを提案した私です。私は非常に、さっきから言います

ように悲しいです。そして、こういったところで発言をしますと批判をされます。根拠はどこにあるのかわかりませんが、改革をしようと、改善しようというふうにして議会で提案したり、住民の方々がいろんなことを言われたりしています。それを聞くことが住民自治の本旨じゃないですか。それは、どうしても上から私は押さえつけている、小さな意見を封殺している、それは大崎町にあってはならないことですよ。町長、その点についてお答えください。

○町長（東 靖弘君） しっかりした団体に育ててほしいという、大変前向きにいいお言葉をいただきましてありがとうございます。

今回いろいろありましたので、全部そういったことも含めて職員共々改めて身を引き締めながら、明確でなかった部分といったことをちゃんと追求しながらちゃんとした組織としてやっていくように、自分自身の責任のもとでそういった指導はしてまいりたいと思います。

住民自治の本旨、本質、あるいは議会の本質だと御質問でありました。当然、予算においては我々は提案権しかありませんので、条例にしろ、予算にしろ、すべてが議員の皆さん方の判断に基づくということになりますが、やはり、議会としては本質的に提案された事項に関して、それを質問し、調査・研究し、しっかりと明確にしていくという役割を持っております。ですから、地方自治体の議員さん方だけでなく、国政においてもしっかりとと言えることだと思いますので、我々職員の立場において議員さん方から理解されるような書類の提出や説明を磨いていくことは当然やらなければならないことではありますが、地方自治の中における地方議会の本質はただいま説明したようなもので、議員さん方には高い見識、そしてまた、それをただす、あるいは可決するというそういうふうにつまえております。また、住民の声を代表する唯一の機関であるとつまえております。

○8番（中山美幸君） 町長も御理解をさせていただいているようですが、例えば1人の意見であろうとですね、やはりどういうふうにして真摯に取り組んでいくのか、また、それができないのであれば、どのようなことでできませんよと、丁重にお答えできるのが私は行政の責務であろうし、我々議員の責任でもあるというふうに思います。

続けますが、これを見てください。これ、何と書いてありますか。「このごみは違反です。持ち帰って指定どおりに出し直してください。混入されているもの」これは日付が12月15日です、「プラスチックが入っています。分けて出してください。大崎町衛生自治会」連名ですね。町長、これは誰が発行して、誰が添付したんですか、誰が添付していると思いますか。

○町長（東 靖弘君） 私は岡別府ですけれども、岡別府の集落でそういったこと、例

えば違反したごみがあったときにそういったのを貼って、そして回収にしてください、あるいはやり直してくださいということでやっております。それを、リサイクルセンターは回収業者でありますから、リサイクルセンターにお願いしてやっているというふうに理解をしております。

○8番（中山美幸君） 確認します。リサイクルセンターがこれを行っているということでよろしいですね。

○町長（東 靖弘君） はい。依頼しているということだと思います。

○8番（中山美幸君） それでは、リサイクルセンター、契約がありますよね。資源ごみ回収業務委託契約書、町長、読んでください。見えませんか。受託者というのはそおリサイクルセンターです。委任者の定めた指定収集場所の資源ごみを、第一・第二・第三・第四木曜日に回収し、同日内にその業務を完了するものとする。2番目に、資源ごみが幾つ、幾つ、幾つ集めるということを書いてありますね。

回収した資源ごみは受託者も所有する、これはそおリサイクルセンターです。保管施設に持ち込む、そして、これらの分別、中間処理、出た廃棄物はリサイクルセンターが処理をするということになっているんですよ。このステッカーを貼りなさいという委託契約はないんですよ。これを貼りなさいという委託契約が、この契約書にありますか。お答えください。

○町長（東 靖弘君） 今、確認いたしましたけど、その契約書には入っていないということであります。

作業の一環の中でそういうお願いをしているという捉え方ではないかなと思っております。

○8番（中山美幸君） ましてや問題なのは、大崎町が入っていて、その後、大崎町衛生自治会が入っているんですよ。先ほどの答弁からしても、大崎町衛生自治会が入っていること自体もおかしいじゃないですか。大崎町衛生自治会には委託も何もしていらっしやらないでしょう。ましてや、そおリサイクルセンターにも、この件については私は委託をされていないと思います。これは生ごみです。生ごみの契約書です。抜粋しました。生ごみについても、そういうことは書いてありません。そして、私はこれを見させていただいて、おっとびっくりしました、受託者は生ごみなどの収集については、ごみかご内及びかごの外を完全に収集し、ごみかご周辺の清掃・保持に努めるとともに、収集所の利用者に対して懇切丁寧に徹しなければならない。これは守られていますか、お答えください。

○町長（東 靖弘君） そういった契約といいましょうか、覚書といいましょうか、そういったものがなされておりますので、ただ、収集センターの収集所における清掃業務については、それぞれが管理する自治会のほうでやられている、我々のとこ

ろはそういうふうにやっておりますので、大崎町と衛生自治会がそれを委託していることによって、リサイクルセンターそのものも清掃に関してはされているとは理解しますが、自分たちとしても、やはり集落の中で清掃等については対応していると。答えがちょっとずれておりますけれど、そんな感じであります。

○8番（中山美幸君） これはですよ、これを貼られて、そして本町のごみ袋、収集袋には名前を書くようになっていきますね。これはその人の名前と、それからこれは私たちの町のルールに違反していますよということを明確に、そこを通行する人たちに名前、もしくはそういったものに加えて公表しているのと同じじゃないですか。これはかなり私はおかしいなと思っているんですが、町長の名前が書いてあるごみ袋、収集袋にこれが貼られたとします。そうして次の週まで置いてあった、三日間でもいいでしょう、そこを通行する人たちはそれを見てどういうふうに思うか。その集落の方々ではないと思うんですね、いろんな方々が通られると思うんですよ。どういうふうにそこを理解したらいいのでしょうか。特にほかのところから移住されてすぐの方々、外国人の方々、悲しい思いをされるんじゃないですか。

○町長（東 靖弘君） 資源ごみの分別等の排出に当たっても、当初の段階からそれぞれの排出者の責任として名前を書き添えていただいておりますし、例えば、これは違反ごみですということで、それが三日間放置されていたということではありますが、自分の集落でいうと、名前がわかっている人たちに対してはちゃんと自治公民館長さん、いわゆる衛生自治会の場合は班長でありますけど、そういった方々に連絡を取って改良をしていただけないでしょうかというところまで努めている状況であります。

放置されていることによって多くの人の目に留まっているんじゃないかと、その人の名前があるものがずっと放置されているのではないかとこのところの責任追及というような感じではありますが、やはりルールとして書き添えていただいていると考えておりますので、そのところは指導を通していくしかないというふうに思います。

○8番（中山美幸君） 私の考えるところはですね、これはおかしいなと思っているんですよ。日本国憲法第3章、国民の権利及び義務、ここの11条をよく読んでみますと、すべての基本的人権のことがうたってあるんですよ。国民はすべての基本的人権の享有を妨げられない。妨げているじゃないですか、これで。人権、名誉、そういったものを妨げている根幹になっていませんか。町長、ここの見解はどうですか。一番の日本の国の在り方、日本国民の在り方を決めている日本国憲法ですよ。町長、どうですか。

○町長（東 靖弘君） そういった質問の意図がわかりませんでしたので日本国憲法も

調べてきていないですが、人権という言葉だけで捉えるとおっしゃるとおりだと思います。基本的人権の尊重ということは、当然、憲法に触れられておりますし、国民に対する保障だと捉えることができていると思います。

ただ、ごみに名前が書いたのを放置されているということに対しては、先ほども答弁をしたところでありますが、みんなで改善をしていく、こういうふうにしていただけませんかという、それぞれの自治体、それぞれの地域の中で、そうたくさんあるわけでもありませんので、ここはお互いにカバーし合っていくという心とか、そういったものが非常に大切であるし、人権のことを問われると、まさしくそうありますけれども、生活していく人たちの支えがあつてしかるべきだし、そうあるべきだと考えています。

○8番（中山美幸君） それは当然だと思いますよ。また、法律によって住民を分別をしなければならないということもうたっております。それは理解した上での話ですよ。

これが広く住民の方々が通られる道路沿いの収集所、そういったところに置きっ放しになっている。非常にこれはおかしいことですよ。そして、先ほど見せました委託契約書、その中にも持って行かないということも書いてないんですね。そういった分別が不適切なものは回収しないということも書いてないじゃないですか、委託条件の中には。そして、そういったことも住民には周知がされていない。ただ、Aさんのごみ分別と収集日が書いてあるだけ。そういったものが非常に私は多いのかなというふうに思いますし、また、町長は先ほど、集落の班長さんということをおっしゃいましたけども、班長さんは誰が任命したんですか。それと、どういった仕事をされるのか、この2点についてお答えいただけますか。

○町長（東 靖弘君） 先ほど説明したのは、自治公民館長は衛生自治会の中では班長と呼んでいるということで、自治公民館長さん、班長さんという言葉を使い分けたところでありました。そこは御理解をしていただきたいと思います。

我々が社会的な生活を営む上では、一定のルールがありますので、やはり、それが人権を侵害しないようにしながらお伝えしていくということについては、衛生自治会の中での研修はちゃんとやるのが当然だなと思いました。やはり人を傷つけることがないことは生活する上では大切なことですので、御指摘をいただいてそういう思いをされた方もいらっしゃるの質問だと思いますので、十分こちらでも配慮していきたいと思います。

○8番（中山美幸君） そういったところはですね細かい心遣いというのが私は必要だと認識しておりますので、もう少し、やり方について研究していただいて、しっかりと住民に迷惑をかけないといいましようか、大崎町に住んでよかった、特に以前

から住んでいらっしゃる方じゃないんですよ、新しく大崎町に移住してこられた方だとか、外国人の方々だとかという方は、これは余り知られていない。そういった方々の人権、先ほど町長もおっしゃいましたけれども、そういったところを十分配慮していただきたいということと、衛生自治会、衛生自治会と先ほどからいわれますけども、改善された状態でその話をされるんだったら、私は納得します。でも、三百数万円のお金が住民に報告もされていない状態の衛生自治会、私はこれは立派な衛生自治会だと思っていたんですよ、悲しいです、本当に。そういったところを認識が高く持っていること自体が私はおかしいと思う。ましてや班長といいましょうか、それは衛生自治会が決めているということをおっしゃいましたね。各自治公民館に分別収集推進協力員を配置する、これは町の役目じゃなかったですか。これは法第8条第2項の下の部分に書いてあるところですね。容器の包装の廃棄物分別収集、そして収集場所において、このごみが違法だ、違法でないという判断を、今、その集落の班長さんが行っていらっしゃるようですが、その判断について、誰がその権限を委嘱しているんですか。まさか衛生自治会じゃないでしょうね。衛生自治会は任意団体で、そういった判断はできないはずですよ。お答えください。

○町長（東 靖弘君） 法的にいろいろ言われたらお答えもないですけども、やはり、そういった違法性があるというものに対して、地域の方々で、これはこちらのほうに入れるべき、これはこちらのほうに入れるべきということは常に私たちであればやってきておりますので、協力員がいらっしゃるわけでありまして、全体でそういった取組はしているというふうに理解をしております。

○8番（中山美幸君） じゃあ、法的根拠は問わなくてもいいということでもよろしいですか。確認します。

○町長（東 靖弘君） 我々は立法の国でありますので、それに基づいて条例、規則はあるわけですから、いろんなところで特別法を含み規定されておりますので、どれかの中でうたわれておりますので、ただ、全体的な法律の中ではちゃんと規定されて、それに基づいて進めていくというのは当然であります。なくていいというわけではなく、ただ、支え合う中ではそういう配慮があると、そういったことがあって取り組んでいるということで、法律はやはり必要であります。

○8番（中山美幸君） やはり、基本はですよ、そういった決まりごと、それは皆さんが明るく、豊かに、楽しく生活できるための最低限のルールがいろんな法律の中にうたいこんであると思うんですよ。それを基本にして、いろいろな町のルール、隣近所のルールというのを決めていくというのが私は正当なやり方ではないのかなというふうにお伺いします。

時間もなくなりましたが、まだお伺いします。10期大崎町分別収集計画をつく

られていますね。令和4年7月、これについて、この中にいろいろと記載がしてございます。私も余りこのことについては知らなかったんですが、いろいろと調査していくうちにですねおもしろいことが書いてあったりしますので、特に3ページの6項、容器法リサイクル物の分別収集の実施に当たり、町民及び事業所の分別収集に関する意識の把握を行うため、所要の調査を行う。また、今後、効果的な容器包装廃棄物の分別収集に関する方策を進めるため、町民及び事業所の意見を積極的に反映させるということが、大崎町が国、県に提出した分別収集計画、今度の新しいやつですね、10期ですので。その中に記載がしてありますが、町長はこれをどう思われますか。

○議長（神崎文男君） 暫時休憩します。

-----○-----  
休憩 午後1時59分  
再開 午後2時01分  
-----○-----

○議長（神崎文男君） 再開します。

○町長（東 靖弘君） 3ページの6の中で容器包装廃棄物の排出を促進するための方策に関する事項、法律第8条第2項第2号ということで容器包装廃棄物の分別収集の実施に当たり、町民及び事業所の分別収集に関する意識の把握を行うため、所用の調査等を行う。また、今後より効果的な容器包装廃棄物の分別収集に関する方策を進めるために、町民及び事業所の意見を積極的に反映させていくといったことが第10期の分別収集計画にうたわれております。昨年7月の策定ということであり  
ます。

これ自体、自分自身がそうやるように指導をしてきたかということ、そうではありませんので、このことについては、また十分協議をしてまいりたい。また、当然、分別収集に関する意識の把握の必要性は高いと思いますので、こちらについては協議をさせていただきます。

○8番（中山美幸君） その書類は5年間をめどに、3年ごとに改正して県知事のほうに出すようになっているじゃないですか。これは知事に出されたときの決裁は誰がやったんですか。私、これ不思議でなりません。

それと、大崎町はリサイクル日本一、リサイクル日本一とは言っています。ところが、自分たちのごみを自分たちで処理しようというような提案もあったようにお伺いしますが、自分たちではなぜ提案をしたらいけないんですか。

○町長（東 靖弘君） 自分たちのごみを自分たちで処理しようということがなぜいけないのかと。一般のごみということになりますので、例えば野菜くずといったもの

をゴミとして捉えるのであれば、堆肥化も進めておりますけれども、コンポスト化でそれぞれがやることができるというのがありますので、自分たちで処理することがいけないのかという。今資料をいただいたんですが、2条の4で、国民は廃棄物の排出を抑制し、再生品の使用等により廃棄物の再生利用を図り、廃棄物を分別して排出し、その生じた廃棄物をなるべく自ら処分すること等により廃棄物の減量その他その適正な処理に関し、国及び地方公共団体の施策に協力しなければならない規定になっております。廃棄物をなるべく自ら処分すること等によりという規定がありますので、これが一般ゴミ、あるいは資源化できるものについては資源化するのは当然じゃないのかなと思っておりますが、ここの条文の解釈はちょっとすぐさまでできないところであります。

○8番（中山美幸君） 家庭から出ているゴミについては自分で処理をしてもいいですよということをちゃんとうたっているじゃないですか。そして、集落で収集して、集落で例えば販売をして、そしてそこで益金を得ているということ。これはいいことじゃないですか。そういったことを止められた経緯が住民環境課にはありませんか。

○町長（東 靖弘君） 私自身はそういったことは聞いておりません。実際、堆肥化することは、当然あるほうが望ましいことでもありますので、それをするとかそういったことをやるということは、多分していないんじゃないのかなと理解していますが、実際報告も受けておりませんので、十分やっていないとかそういったところまではお答えできません。

○議長（神崎文男君） 暫時休憩します。

-----○-----  
休憩 午後2時06分  
再開 午後2時07分  
-----○-----

○議長（神崎文男君） 再開いたします。

○町長（東 靖弘君） 解釈が非常に間違っておりました。失礼いたしました。

資源ゴミを分別する中で別なところに出していったんじゃないかと、それを止めたんじゃないかということなのかなと、今、理解したところであります。そこについては定かではありません。恐らくそういったことはないというふうに理解したいですけど、それがはっきりと、こうでしたと回答はできないと思います。

○8番（中山美幸君） 時間も押してきましたので、単刀直入にお答えください。

じゃあ、なぜ、自分たちで処理することがいけないんですか。例えば、集落で集めて集落の益金とするためにほかの業者に販売する、こういったことがなぜいけな

いのか。その要因、原因を教えてください。

○町長（東 靖弘君） 実際、新聞等においては別なところでもやっておられるので、そこまで強制的に引き留めることはできないのかなと思います。ただ、大崎町の中でこうやった取組をしている中で、できるだけこういったことに対しては協力していただきたいと考えているところであります。

○8番（中山美幸君） それは、町長、リサイクル日本一に関わってくるからじゃないんですか。そこまで言っている。これを見てください。リサイクル率の計算表です。この中で赤で書いている部分、直接資源化量、集団回収量、ごみ排出量でこれは割ります。そうしたときに、行政が収集する部分、直接資源化量、集団回収量が少なくなりますと分子が少なくなりますね。そうすると資源化率が落ちてくるんですよ。そういったことを考えて発言しているんじゃないんですか。研修に行かれた上勝町なんかは焼却を他の自治体をお願いされているので、分別は三十数種類あるがリサイクル率は上がっていないのはこの公式を使っているからですよ。そうじゃないですか。町長、わからなければ環境課に聞いてください。

○町長（東 靖弘君） ごみの資源化率83.1%、これが最近のデータであると思っております。ただ、それを達成していくために絶えず、ただいまおっしゃいましたようなことを気かけながら住民を制限しているとか、そういう考え方は私自身は持っておりません。

今の地球規模といいたまいますか、社会の中で、またあるいは国策の中で分別ということが非常にいわれております、資源循環ということもいわれておりますので、そういったことをしていただくということはありがたく思っておりますし、御協力をいただきたいと思いますが、それをねつ造するといったことに対しての意識はないです。

○8番（中山美幸君） 時間がなくなりましたが、もう少しですね、さっきから言います、軸足を置いていんなものは当たってください。

最後に聞きます。JICA事業、ODAです、平成27年7月から平成29年3月までの成果についてお答えください。

○町長（東 靖弘君） 成果についてということでありまして。これまで埋め立て処分場の課題について、インドネシアからの要請を受け、2011年から廃棄物処理技術の支援を行ってまいりました。

実施に当たり、一般財団法人自治体国際化協会の支援と独立行政法人国際協力機構の助成を受け、令和4年度から国際協力事業については国際協力事業推進に関する協定書に基づき、そおりサイクルセンターが実施主体として進めているところであります。

目的は、本町と同じ、埋め立て処分場の延命化であり、分別リサイクルする大崎リサイクルシステムの考え方を技術移転するものであります。実績といたしまして、これまで支援してまいりました地域はデポック市バリ州であり、現在はバリ州で住民説明会の手法、生ごみ堆肥化技術、収集運搬計画の策定支援などに取り組んでいるところであります。

また、バリ州とは環境・農業・教育の分野で国際交流に取り組む声明書を取り交わし、行政同士の信頼関係のもと、交流を深めているところであります。

成果としては、廃棄物の政策能力が高まるとともに、インドネシア政府環境林業省も大崎町に来町するなど、国を挙げての協力体制も確立されつつあります。

今後、非焼却型一般廃棄物処理システムの普及モデルが国内外に広がることで町内企業のビジネス展開計画や特産品輸出と地域経済へ波及効果を見込んでいきたいと考えております。

以上であります。

○8番（中山美幸君） 私が申し上げたのは、平成27年、2015年7月から2017年3月までのやつですね。現在取り組んだやつについては聞いておりません。

このお金が4,180万でしょうか組んであります。そして、これは本町の職員が助成金以外三百数万円を使って行っていますよね。そうしたときに住民のお金を持って行っているんですよ。住民にどれだけ迷惑をかけているかということを考えてください。目的のアウトプットに3項目ありますね。その目的、それから活動状況も3項目あります。この点について、どの程度達成されたかお答えください。

○町長（東 靖弘君） デポック市においては住民参加型といいたししょうか、そういった分別を3年間行ってまいりましたので、そこについてはそういった成果を上げてきている。そしてまた、その後、バリ州を指導しておりますけれども、バリ州においても草の根協力事業で分別収集の取組、あるいは生ごみ堆肥のつくり方をずっと指導してきておりますので、大崎システムとしての成果は上がってきていると思いますが、その成果がどのように上がってきたかという御質問でありますけど、指導として、相手方が非常にごみに対する認識が高くなってきている。そしてまた、資源循環として堆肥化をすることに対しても非常に積極的に取り組んでいるという段階であると思います。

○8番（中山美幸君） 時間がなくなりましたので、また、町民の方々が次の選挙で選んでいただいたら、これは持続して一般質問並びに質問いたします。

これで、私の質問を終わります。

○議長（神崎文男君） ここで、暫時休憩いたします。14時25分から再開いたします。

-----○-----

休憩 午後 2 時 1 4 分

再開 午後 2 時 2 2 分

-----○-----

○議長（神崎文男君） 再開いたします。

次に、1 番、平田慎一君の質問を許可いたします。

○1 番（平田慎一君） 今期最後の一般質問に臨みますが、初めての一般質問の折に申した議会議員の職責とは、具体的な行政側の施策の決議と議決と主権者である住民に変わって執行機関を監視、評価し、また、行財政運営の批判と監視をすることが議会議員の職責であると認識していると申し上げ、この 1 期 4 年、その姿勢で臨んでまいりました。

執行機関の長が独任性であるのに対し、議会は複数の代表で構成される合議制の機関です。議会は町長から提案される予算、決算、条例制定や改廃、町が締結する契約等を審議しますが、審議の場に多様な町民の意見を反映させ、審議の過程で様々な意見を出し合い、その可否について決定する権限を有します。そして、住民に対する行政サービス提供の最終決定者であると同時に、議会と町は本町発展と住民福祉の向上のため、お互いに知恵を出し合い、協調していく必要があります。さらに、町長から提出された議案に対し、その可否についての判断をするだけでなく、議員にも条例制定や改廃等についての提案権があります。議会の政策形成機能の充実が重要で、議案の提案、修正などによる議会意思の表明など、政策決定における大きな権限を有しています。議会は住民の代表であり、住民に一番身近な存在である議員が、地域の状況と町の施策を確認、調査し、議会で議論するとともに、町長に提言することにより、より一層、行政サービスの向上を図ることができます。そのための手段として、今行っている一般質問や議案に対する質疑、委員会での審査、所管事務調査等を行うわけです。

議会は、広く住民の意見や要望を把握し、お互いに議論することにより行政の課題を明確にする必要があります。その議論を、私は今回、1 2 月議会で時間切れだった部分を含めて、さきに通告してあるとおり、3 項目議論させていただきます。

まず、初めに、教育行政についてですが、不登校、いじめ、通学路の外灯、ヤングケアラー等の問題も議論したいんですが、時間もございません。内容を絞って、教育者の子どもへの虐待、暴行、この問題化に対しまして質問してまいります。

昨今のメディアでも連日報道されておりましたが、公教育、いわゆる幼児教育の虐待の問題、少し前は通園バスの置き去りの問題がありました。そのちょっと前には小学校、中学校の生徒への教師の暴力や人権侵害等の問題と、常にメディアで出

てきます。

本町の幼児教育を含め、小中学校の教師や幼児教育での教育者による子どもへの暴行、虐待の現況及び認識と対応、対策について、まずお聞きいたします。

○町長（東 靖弘君） 教育者の子どもへの虐待が問題化しているが、本町での認識を示せとの御質問でございます。

本町には児童福祉施設が7園ございます。県と町、それぞれ毎年、特定教育・保育に関する調査を実施しておりますが、町としましては、特定教育・保育施設確認監査・自主点検を現地にて行っているところでございます。

ただ、ここ3年は、新型コロナウイルス感染症の感染対策の観点から、書面での報告という形をとっておりますが、虐待等はないと報告を受けていることと、保護者等からの通報もない状況であることから、児童福祉施設における教育者の子どもへの虐待はないと認識しております。

また、昨年末からの不適切保育・虐待の事件の報道を受け、各施設へは注意喚起を行ったところでございます。その後、厚生労働省から示された通知に従って調査等も改めて行ったところでございます。

なお、年1回であります。7園からの代表者及び保護者の代表等からなる子ども・子育て会議を開催し、意見交換や情報共有も行っております。

最後に、現在まで園での虐待報告はありませんが、今後、保護者等から報告があった場合は、断固たる決意を持って迅速に対応したいと考えております。

以上でございます。

○教育長（穂園正幸君） 学校関係についてお答えいたします。

報道されているような保育園、こども園等での保育士等による虐待をはじめ、学校での体罰は、子どもの人権を無視する行動であり、子どもの心を傷つけ、どのような理由があろうともあってはならないことと認識しております。

町内小中学校におきましては、教員による虐待あるいは体罰等、現在のところ、学校からの報告や保護者、地域からの情報提供はございません。

現在、主な未然防止の対策といたしましては、学校では事実確認等の聞き取り段階におきまして、教師が感情的になり、暴言とか、あるいは暴力に至りやすいケースがあることから、令和3年4月に、生徒指導における聞き取りマニュアルを策定いたしまして、複数で対応することや事実確認後に指導を行うことなどを、各学校に指導しているところでございます。

また、各学校では、管理職による服務指導の一環として、適時体罰の禁止等について指導しているところでございます。学校によっては校内研修でアンガーマネジメントの研修を行うなど、感情をコントロールし、適切な指導を行うための努力を

しているところでございます。

以上でございます。

○1番（平田慎一君） コロナ禍によってですね今、町長のほうが書面のみの確認をしているということだったんですが、対応として、もし、あった場合、断固たる対応で迅速に 대응するということですが、この断固たる対応はどのような対応をとる考えなのか。そして、どのような迅速な措置をとる考えなのかを、まず、1点お聞きをするのと、今、このような虐待への歯止めというか、情報が出てくる要因は監視カメラ、録画、録音、こういう機器、あと生徒の動画、SNS等への動画投稿などで発覚しているのが現況だと思いますが、本町もですねカメラ等の常設設置を行うことがお互いの安全の確保につながる、これは教師側も生徒側ですが、つながるのではないかと思います、そういうお考えはないのか。併せてお示してください。

○町長（東 靖弘君） コロナ禍において文書等で確認しているという状況でありました。こういった子どもへの虐待は連日新聞やテレビ等でも報道されて、それが非常に全国的に大きな問題になっていることは承知しておるところでありますので、情報提供、情報共有は常に要求していくということは非常に必要性が高いと思っておりますので、やはり何らかの異変が起きたときは迅速に報告していただきながら対策を進めていくということは心がけていきたいと考えています。

防犯カメラについての御質問でございましたので、担当課長のほうから答弁させていただきます。

○保健福祉課長（谷迫利弘君） 防犯カメラ等の設置を行うことが、お互いの安全の確保につながるのではないかとございませけれども、確かに議員おっしゃるとおり、設置することで抑止効果も出てきますし、不審者への対応もできるかと思えます。

全国で起きている事案のことは受けまして、いろいろ聞き取りをしたところなんですけれども、町内の児童福祉施設、保育園、認定こども園においては、それぞれの園で防犯カメラ、入り口とか保育室、いろいろなところに全園で設置しているということを確認しておるところでございます。

○1番（平田慎一君） 小中学校、教育長のほうはどうですか。

○教育長（穂園正幸君） 防犯カメラにつきましては、小学校6校、中学校1校なんですけど、そのうち、大崎中のみで3箇所カメラを設置しているところがございます。

○1番（平田慎一君） 小学校もですね併せてつけていくような形を取っていくのがいんじゃないかなというふうに思います。

あと、保育園の通報とかないということだったんです、幼児教育のですね。でも、新聞等を見ると内部通報が放置されているということが結構ある件が新聞等によく

出ますよね、メディア等でも、要はそういうのが放置されている。表に出ないように隠されているという部分がある。あと、幼児教育で特に気をつけないといけないのが、1歳児、2歳児、3歳児、声を出せない子どもたちですよね。この子たちの虐待というか、ロッカーに入れて園児を撮影とか、頭をバインダーでたたくとか、足をつかんで宙づりにするとかいろいろありますよね。メディアにはよく出ていますから、皆さんよく御存じだと思うんですけど。この辺のことをよくよく注意されないと、その辺はよくよく注意されて監視できる部分は確認できるようにしていただきたいというふうに思います。

学校教育のほうの文科省の学校教育法第11条では、校長及び教員は教育上必要があると認めるときは、監督庁の定めるところにより学生、生徒及び児童に懲戒を加えることができるとされております。ただし、体罰を加えることはできないと定めており、体罰は禁止されておりますが、一方で、今言った条文にある生徒及び児童に懲戒を加えることができるとして、教師の懲戒権が法律により認められておりますが、この体罰と懲戒の違いを、教育長、お示してください。

○教育長（穂園正幸君） 体罰と懲戒の違いについてでございますが、学校における懲戒とは児童・生徒の教育上必要があると認められたときに、例えば席を離れている子どもに、叱って席に着かせるとか、あるいは宿題を忘れた子どもに放課後に居残りして宿題が出されたプリントをやっていくとか、そういうような児童・生徒を叱責したり、あるいは処罰したりすることが懲戒ということになります。

また、懲戒は学校における教育目的を達成するために教育的な配慮のもとに行わなければならないということになっております。

一方、懲戒が行き過ぎてしましまして、児童・生徒に正常な倫理観を養うことができずに、むしろ力による解決への執行を助長するような行為、いわゆる、例えば身体に対する侵害とか肉体的苦痛を与えると判断される場合は体罰というふうになります。例えば反抗的な態度を取った児童・生徒がいるとすると、その子に対して殴るとか蹴るとかそういうような行為は体罰に当たりますし、また、授業態度が悪く、例えば正座をして授業を受けなさいというようにして児童・生徒が正座をしてきついのに苦痛を訴えていると、それでも構わずずっと授業を続けるとか、そういうような肉体的な苦痛を与えるような場合には体罰というふうになります。

ただ、懲戒行為が体罰に当たるかどうかは、様々な状況とか総合的にどんな状況の中でそれが起こったのか、そういうのを客観的に聞きまして、個々の事案ごとに判断する必要があると。例えば教師に暴力的に向かってきたたこうとしたときに、正当防衛の中で止めたりとかそういう場合は体罰に当たらないとか個々に判断するという状況もあります。

以上でございます。

○1番（平田慎一君） ありがとうございます。

懲戒の場合の主な意味合いというのは、学級崩壊等を含めた授業中に暴れ出したりとかですね、スマホで何かいろんなことをしたりとかという、ほかの生徒たちの授業の邪魔になる、そういう状況を止めるための一種の手段としての懲戒というふうに認識しました。

体罰というのは身体的、あと肉体的暴力と、そういうふうになった場合はそういう形になるということですよね。もし、相手側の暴力があった場合は、それは正当防衛として認められるというふうに認識させていただきました。

次に移りますけど、今、一般的にパワハラ、モラハラ、セクハラといわれる、いわゆるハラスメントの問題が大きく注目されております。職場の暴力といいましょいか、あつてはならない大人の嫌がらせ、いじめ、ハラスメントといわれております部分の本町の状況、認識及び対策を、教育現場、教育長と行政現場、町長にお聞きしてまいります。一般にハラスメントといってもいろいろあります。セクハラ、パワハラ、モラハラ、マタハラ、パタハラ、マリハラ、エイハラ、アルハラ、スモハラ等々ですね、本人の意図に関係なく相手を不愉快に、尊厳を傷つけ、不利益を与える言動であり、近年では職場での多様なハラスメントが問題とされ、放置すれば職場の士気の低下やイメージが損なわれるなど、ハラスメント対策が急務となっており、これは国際労働機関、ILOはですね職場での暴言や暴行などハラスメントに関し調査結果を公表し、5人に1人に相当する22.8%が何らかのハラスメントを受けた経験があったことが発表されたというわかりました。特に先進国のほうが高いというデータが出ているということでした。

企業にはですねパワハラ指針、セクハラ指針、マタハラ指針の対応が義務づけられておりますが、本町の状況はどうなっているのか。実害や対応、対策も含め、併せて教育長、町長にお示しいただきたいと思ひます。

○町長（東 靖弘君） 職場のハラスメント対策に関する御質問でございます。

まず、対策の現況でございますが、ハラスメントの防止については関係法律や指針に基づき、このような管理上の措置を講じなければならないこととされていることから、本町でも職員のハラスメント防止等に関する要綱を定めております。要綱の中で、相談窓口を総務課に設置し、職員からの相談体制を整えております。

また、相談によっては、必要に応じてハラスメント対策委員会を設置するとしており、ハラスメントの認定等に関する審議を行うこととしております。

次に、認識の部分でございます。ハラスメントとは、相手の嫌がることをして不快感を覚えさせる行為全般と捉えており、他の者を不快にし、尊厳を傷つけ、不利

益や脅威を与えることと認識しております。

まずは、これらの行為を引き起こさないことが重要であると思っておりますので、毎年、職員が受講している人権啓発研修を引き続き実施し、意識づけしていくことが重要であると考えております。仮に相談の申出があった場合には、その事案に係る調査を速やかに行いたいと思っております。

さらに、ハラスメントにより職員がメンタル不調に陥るような場合には、早期に専門機関のカウンセリングを活用するなどの対応を取りたいと認識しております。

以上でございます。

○**教育長（穂園正幸君）** 教育委員会関係でございますが、まず、パワハラ、セクハラ、妊娠及び出産、育児、または介護などに関する職場でのハラスメントにつきましては、職員の名誉、プライバシーなどの個人の尊厳を害したり、職場においては人間関係を悪化させたりするなど影響は大きく、あってはならないことと考えており、サービス監督権者としての役割は重大と認識しております。

学校でのハラスメント対策の現況につきましては、先ほど町長のほうからもありましたが、大崎町職員同様、職員のハラスメントの防止等に関する要項に準じて対応しているところでございます。

また、各学校の管理職によるサービス指導をはじめ、各学校内も相談窓口を設定するよう指導しておりまして、各小中学校、男性、女性各1名が窓口の担当となっております。さらに、校内職員に相談しづらいこともあることを想定し、町の教育委員会においても男性、女性各1名を担当として配置しております。これは3年前から配置しておりますが、これまで相談が寄せられたことはございません。

さらに、毎年年度初めに、ストレスチェックを全職員に行っており、8月の校長研修会で結果について説明しているところでございます。

以上でございます。

○**1番（平田慎一君）** 教育委員会はわかったんですけども、行政側の窓口は総務課だけということで、教育委員会は何箇所あるということなんですが。行政側の実際のハラスメントがあったとかそういう話というのはあったのかどうか。教育委員会のほうはなかったと、今聞いたんですが。いかがですか。

○**町長（東 靖弘君）** ただいまの御質問につきましては、担当課長の答弁とさせていただきます。

○**総務課長（上橋孝幸君）** お答えいたします。

職員のハラスメントの防止に関する要綱が令和3年10月から施行されております。現在まで約1年半経過しているわけでございます。その間、職員からの総務課に来た相談件数は2件でございます。

以上です。

○1番（平田慎一君） 1年間に2件あったということなんですが、町長、その対応はどうされたんですか。

○総務課長（上橋孝幸君） 2件に関しては、1年半の間に2件ということでございますけど、1件は職員と外部の方とのトラブルの関係でしたので、その件については既に警察のほうに御相談しているという状況で、それ以降は、特に総務課のほうには相談は来ておりませんので、特段悪化している状況ではないのかなというふうには思っているところです。

もう1件は、職員同士のハラスメント行為ということで、総務窓口になっておりますのでそれぞれの職員の調査をして、お互いに指導・助言したというところで、現在まで、それから相談を受けてから関係が悪化しているというような状況でもございませんので、現在のところは継続して見守っているというような状況でございます。

○1番（平田慎一君） 現状認識をですね、やっぱり責任者は町長と教育長にあるわけですから、その辺はですねハラスメントの状況確認と、あと、その1箇所だけではなくてですね、先般、議員研修で泉佐野市に議会研修で行きました。その折、議会の議事堂のトイレの鏡の横に掲載されておりました。ハラスメントの防止に関する基本方針というのが記載されておまして、「良好な職場環境を確保するために」と題して6項目の基本方針と7つの部局への相談窓口が記載されておりましたが、7箇所ですよ。だからどこでも相談できますよ、7つの部署の連絡先が記載されておりました。

だから、本町もやっぱりそういう形で、総務課だけではなくて、話しやすい何箇所か窓口をつくるべきであるんじゃないかなというふうには思います。

また、これは鹿児島県で、最近の南日本新聞に載っておりましたけど、部下が上司を評価する、監督力改善へ、新年度から施行されるようですが、部下が課長級以上の管理職を評価し、結果を本人に還元する新たな評価制度、360度評価といわれる手法で、業務効果や効率化や働き方改革の推進など、管理職の監督能力の自発的改善を狙う趣旨のようで、県庁の若手9人が塩田知事に提案書を提出したのがきっかけのようですが、本町もですねこのようなボトムアップの手法を取り入れてはどうかと思いますが、町長、教育長の見解をお聞きいたします。

○町長（東 靖弘君） 泉佐野市の事例をお話いただきましたが、これについては、また参考とさせていただきたいと思います。

総務課のほうに相談窓口を設けておまして、職員の人たちも折に触れ、様々な相談に訪れているという実態は確認しておりますので、増やすべきだということ

については、また総務課長等とも協議をさせていただきたいと考えているところがあります。

あと、部下が上司を評価するとありますけれども、この評価制度については、もう既に取り入れて、役場全体の課長が職員をとというような形でそういった評価制度は取り入れてやっておりますが、課長以外の下の位置にある人が上司を評価するというところまではやっておりませんので、それらについてはまた検討をさせていただきたいと思います。

○教育長（穂園正幸君） まず、相談窓口につきましては、先ほど申し上げましたが、県の県費教職員に限りましては、県教委の中で教職員よろず相談といういろんなものも、言えないこと、職場では言えなかったり、町教委に言えなかったりとある場合には、電話でよろずのいろんな相談を受けるシステムができています。それは、全教職員もそういうような相談があるということは承知しているところがございます。

町長部局と同じようなボトムアップでの部下のほうから上司の評価という制度については、また県教委のほうでの評価項目にはないところですので、町の様子、あるいはそのような県全体の要綱等も注視しながら、また検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

○1番（平田慎一君） 塩田知事は今年度から取り入れるということなので、是非、そういう手法も取り入れていっていただきたいなというふうに思います。

ちょっと話がずれますけれども、泉佐野市の議会研修の折には、ふるさと納税の絡みでですかね、市長をはじめ、議長、担当課の方々、本当に歓待を受けました。大崎町に対しては、本当、足を向けて寝れませんという、その部分は感謝しておりますと、我々もですねありがたいぐらいでした。そこは申し伝えておきます。ちょっと話がずれましたけど。

では、本題に戻りますけれども。続きまして、就任時の課題や2つの方向性、これは教育長に対してですが、及び3つの取組の進捗状況についてお聞きしてまいります。これは最初の教育長の所信のほうで、本町の教育行政、学校教育、社会教育を推進するに当たり、子どもも大人も身につけてほしい2つの柱、方向性として、1つは自立力、2つ目は社会力、そして取組内容、3つの「つなぐ」のキーワードとして、1つ目はICT活用で学びと情報をつなぐ、2つ目が幼保小中の一貫した連携、3つ目が学校と家庭、地域をつなぐという、前の回答だったと思いますが、この進捗状況についてお示してください。

○教育長（穂園正幸君） 間もなく就任1年になろうという、今現段階での進捗状況を

御説明したいと思います。

まず、就任時の課題の進捗状況でございますが、主な課題である確かな学力の向上、不登校の改善、体力・運動能力の向上の現状についてお答えいたします。まず、確かな学力の向上につきましては、今年1月17日、18日に、小学校5年生、中学校1・2年生を対象に実施された鹿児島学習定着度調査結果を見ますと、小学校5年生では、4教科中、国語、社会、理科で県平均を上回っております。算数が若干下回っております。中学校1年生は、5教科中、社会、理科、英語は県平均を上回っておりますが、国語、数学は若干下回っております。中学2年生は5教科中、社会、数学、理科は県平均を上回っておりますが、国語、英語は若干下回っております。いずれにいたしましても、学校主教科で若干の差違はございますが、ここ数年は県平均の前後を推移している状況でございます。

2番目の、不登校の進捗状況ですが、1月末現在、令和4年度中に30日以上欠席している児童・生徒数は、小学校で8名、中学校で14名になっております。小学校で登校渋りによる欠席等が増えている状況です。中学校は、例年と変わらない横ばいの傾向が続いている状況でございます。

体力・運動能力の進捗状況ですが、調査結果を見ますと、小学校では8種目すべてにおいて男女とも全国及び県平均以上で、昨年度の調査結果より伸びております。中学校は9種目中、男女とも7種目が全国・県平均以上で、小学校同様、昨年度より伸びております。ただ、昨年度に引き続き、50メートル走が低い結果になっているところでございます。

次に、自立力及び社会力の方向性についての現在の状況ですが、令和5年度大崎の教育ランドデザインに明確に位置づけたところでございます。自立力を個性や能力を伸ばし、主体的に人生を切り開いていく力、社会力を他者とともに支え合い、高め合いながら持続可能な社会をつくり出す力として、教育委員会定例会や校長・教頭研修会等で説明をし、各学校の教育課程等に生かしていただくようお願いしたところでございます。

最後に、3つの取組の状況でございますが、1点目のICT活用での学舎情報をつなぐでは、1人1台の端末の有効活用を図っております。成果といたしまして、昨年10月13日、持留小学校におきまして、大隅地区研究協力校としての研究公開を行ったところでございます。研究主題を「互いに学び合う力を育てる学習指導の工夫」、サブ主題を「ICT活用による数学的な見方・考え方を働かせた学習を通して」とし、ICTを活用した授業の公開や研究内容の発表を行ったところでございます。

2点目の幼稚園・保育園・小学校・中学校をつなぐでは、幼保小中連携推進会の

開催、小中連携研究会及び授業力向上委員会等を開催いたしまして、幼児・児童・生徒の学習面あるいは生活面等の連携を図っているところでございます。

3点目の学校と家庭・地域をつなぐでは、各小中学校に学校運営協議会を設置しておりまして、コミュニティスクールを導入しております。また、コミュニティスクールと地域・学校共同活動の一体化を図るために、地域学校協同本部推進委員会を開催いたしました。社会教育課にある地域学校協同本部と学校の連携強化を図るため、各小中学校に連携教職員を置き、連携教職員と協同本部の推進委員と連携を密にする体制を構築したところでございます。

以上でございます。

○1番（平田慎一君） 学校と家庭・地域をつなぐ部分で、地域とのつながるとい部分に対してはもうちょっと具体的にどのような形でされているのか、再度お聞きいたします。

○教育長（穂園正幸君） 地域学校協同本部協同活動でありますとか、コミュニティスクールの学校運営協議会の委員の方々は、地域の方々が来られて、学校の方針であるとかいろんな授業の中にその方々が、例えば大崎中学校は土曜授業ということで、十幾つのブースの中に、自分たちが行きたい、例えば課外のコンピューターをするところ、あるいは久徳建設が本棚をつくったり、あるいはいろんなブースがあるんですが、そこのほうに子どもたちが選んで授業を受けに行って、そういうようなシステムができておりまして、地域の方々がそのゲストティーチャーという形でいろいろと支援してくださっている体制ができています。

以上でございます。

○1番（平田慎一君） ゲストティーチャーということですね。よく言われる学力が高い地域、東北のほうがよくいわれるんですけど、福島とかあっちのほうですかね。よくいわれるのが、地域の方々が学校をよく見に来られると、親御さん方だけではなくて、おじいちゃん、おばあちゃんたちも含めてですね。やはりそういう環境というのをつなぐという部分でつくっていかれることが、ひとつは必要なのかなというふうに思っております。その辺はですね教育長も考えていらっしゃると思うのでですね。

もう1つ、教育長にちょっとお尋ねしたいのが、今の公立高校の入学の状況、もう全部切っていますよね、すべて。この状況をどう思われますか。

○教育長（穂園正幸君） 県立高校につきましては所管外ですので言えませんけれども、自分の意見といたしましては、やはり学校数のこと、あるいは学科によりましてはどうしても倍率が低くてもないといけない学科等もある中で、県教委のほうでも総合的に下げたり、あるいは私立の高校ともいろんな協議をされる中で、生徒の募集

人数をされるんじゃないかなと思いますので、その辺は動向を見ながらしていきたいというふうに思いますけれども。

競争率とかモチベーションとか、倍率が高い中でどういうふうに学習をやっていくとか、そういう部分の中では競争意識が低下するというような部分も一般的にはあるかと思いますが、いずれにしましても、県立高校の中でそのようないろんな議論をされていらっしゃるんじゃないかと思いますので、定数や募集の倍率とかその辺は勘案されながら、1倍を切っている状況はここ数年続いておりますので、また対策が取られるんじゃないかなと思っております。

○1番（平田慎一君） 我々の町は高校はないわけですし、周辺もどんどんなくなっていくような状況、姿を見るとですね、志布志高校もだいぶ生徒数が減っていますよね。なくなっていくんじゃないかなという、やっぱりその危惧する部分もございます。その辺はやっぱり声を上げていく部分もあるのかなというふうな部分は思っております。

次に、教育長が言われていた、残りの人生100年時代の生涯学習、生涯スポーツ、読書活動の充実、これは同両議員が言われていましたが、町史編纂等については、これまでの推進の在り方、さらに工夫を加え、改善できるところは改善しながら取り組んでいくというお話でしたが、この進捗状況も併せてお示してください。

○教育長（穂園正幸君） 生涯学習、スポーツ、読書活動、あるいは町史編纂等についての推進、あるいは今の取組状況ですが、生涯学習につきましては一般住民の方を対象に講座等を開催しておりますが、受講者のほうが高齢者の方が多いため、今後、令和5年度は若年層も取り入れ、リーダー育成につながるような講座の開催を考えているところでございます。

生涯スポーツにつきましては、これまで一堂に集まったイベントの開催がなかなか困難であったことから、各分館での軽スポーツやレクリエーションの開催等、地域住民の方々により身近なイベントとして感じていただけるよう準備を進めているところでございます。

読書活動の充実につきましては、これまでの活動に加えて古くなった本の再活用や、学校への一般図書の設定準備を、今計画中でございます。

最後に質問がありました大崎町史の編纂につきましては、令和7年度中に発刊できるように、令和4年度までに大崎町史編纂の基本的な章立て、項目等を今作成したところでございます。令和5年度から編纂委員会を開催いたしまして、順次計画的に進めていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○1番（平田慎一君） わかりました。生涯学習、生涯スポーツをですね特に高齢者の

事業等を含めた文化活動を含めた部分ですね、町長も力を入れておりますので、この前、ウォーキングをされていましたが、事業等も含めていろんな文化活動もですね子どもたちも一緒に、高齢者と一緒にできるような事業も考えていただきたいなと思っております。

続きまして、防災減災について入っていきたいんですが。昨年の9月18日の台風14号の避難状況を踏まえ、今後の課題や対策を、まずお示してください。

○町長（東 靖弘君） 台風14号の影響により、鹿児島県には暴風波浪高潮特別警報が発表され、本町においても甚大な被害が懸念されましたが、幸いにも浸水被害や人的被害は報告されておられません。

まず、避難状況でございますが、9月17日土曜日ですが、午後5時に町内全域へ避難指示を発令し、6箇所の避難所を開設いたしました。避難所は合計で137世帯、216名でございます。

今回は、コロナ禍による大規模な災害も予想され、避難所の混雑を避けるために総合体育館やジャパンアスリートトレーニングセンターも開設いたしました。また、菱田改善センターにつきましては、ペット同行者専用の避難所として開設したところであります。

そのほか、飲料水や非常食、災害備品なども各避難所へ備えて、住民の方々が安心して避難できるよう取り組んだところでございます。

しかしながら、避難所開設に伴い、幾つか課題等も出てきたところでございます。総合体育館においては、停電の影響によりトイレが利用できなくなる事態が発生し、避難をされた方々に御迷惑をおかけいたしました。今後は体育館改修予定もございますので、今回の課題を踏まえ、適切に対応してまいりたいと考えております。

また、要配慮者や外国人に対する支援など、地域や関係機関と一体となった避難態勢の構築に改めて取り組んでいかなければならないと感じたところでございます。

以上でございます。

○1番（平田慎一君） そのとおりで、先に避難された高齢者、今回、停電が二日か三日続いたわけですけど、避難された方も結構高齢者が多かったの、そんな話を聞いたときに、まず、町長に一言、これだけ言ってくれと言われたんですが、若い職員の対応がものすごくよかったと、親切丁寧でありがたかったと、それだけは伝えてくれというふうに言われておりました。本当、その部分はですね感謝されておりました。

高齢者がやっぱり一番困った部分は、先ほど町長も言いましたとおり、停電がございまして。お孫さんの娘さんから連絡が来る携帯の電源の充電もできない、トイレにも行けない事態ですね。そういう状況が見受けられた、どうすればいいのか、状

況があった。だから簡易の発電機等を含めた最低限の準備というのは、そういう部分は必要なのかなというふうな対応は考えていくべきなのかなと思いました。あと、外国人と要保護者というか、その対応は今、町長が考えていらっしゃるということだったので、今後の対応を注視していきたいと思いますが、その対応はですねきちんとやっていただきたいなというふうに思います。総務省が最低限の電源確保はすべきだという通達も多分出していると思いますのでですね、その部分も加味して、今言ったんですけれども。

次に、これも昨年ですね11月に行われた津波対策の取組状況と課題、これについてお示してください。

○町長（東 靖弘君） 津波避難訓練につきましては、防災関係機関の相互連携、地域住民の防災意識の高揚を図ることを目的に実施いたしました。

参加状況については、湾岸全域の18集落をはじめ、小学校、保育園、消防団、合計で464名が参加いたしました。

また、今年度は鹿児島県総合防災訓練と同時開催により、鹿児島県、大崎町、志布志市、東串良町と合同で実施いたしました。今回の訓練では、県や近隣市町との情報伝達や災害対策本部の設置、運営、被害状況の確認など、相互に連携を図ったところがございますが、災害時に備えて迅速かつ的確な行動がとれるよう、改めて認識を深めることができたのではないかと考えております。

今後の課題といたしましては、訓練への参加者が減少傾向にあること、避難訓練のマンネリ化、参加者の固定化、若い年齢層の参加促進、要配慮者への対応などが上げられます。いつ発生するかわからない地震に備え、夜間の避難訓練や避難所開設、運営訓練など、地域の自主防災組織や小中学校とさらに連携した新しい訓練メニューも検討していかなければならないと考えております。

以上です。

○1番（平田慎一君） 今回は広域連携を行ってですね結構な人数の方が参加されたと、私も参加しましたけども、思われました。

内閣府防災担当によればですね災害発生から行政の支援が届くまで大体三日ほどかかるという、津波被害の想定の場合、かかるというふうにいわれております。最初の三日間、72時間は自助、自ら自力で助けることを可能にするために飲料水や食料、日用品の備蓄を推奨しているんですが、このあたりの情報提供というのは、なかなか皆さんできていない状況であると思います。そんな中で、これも先ほどちょっと町長が述べましたけども、備蓄品ですよ、本町の備蓄品関係の、緊急時の、その辺はどうなっているのかお聞きいたします。

○町長（東 靖弘君） そのことにつきましては、担当課長の答弁とさせていただきます

す。

○総務課長（上橋孝幸君） 備蓄品についての御質問でございます。私のほうで答弁させていただきます。

本町では食料品、飲料水、それから生活用品、それぞれ備蓄をしてございます。一概に何日分、三日分OKですというわけでもないんですけれども、例えば通常の災害と言いますか、避難者が100人、200人程度であれば三日分は可能なのかなと思いますけれども、東日本大震災みたいな大規模な災害があったときに、多くの避難者が避難所に訪れることになろうと思います。そういったときには不足する備蓄品もあるのかなというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○1番（平田慎一君） そういう備蓄品の部分はですね賞味期限切れの部分はリユースするような形をつくったりしてある程度回していくような方向でですね、十分備蓄というのは必要なのかなというふうな部分は思います。

先ほどちょっと言い忘れたんですけど、高齢者の避難をしたときに防寒対策がなかった部分が、寝ることができなかったという部分があったので、そこはちょっと付け加えて指摘しておきます。

防災関係でですねやっぱり一番問題になるのは何なのかと、私もいろいろ調べてみたら、議員が役所にこれをしてくれ、あれをしてくれという電話が一番邪魔だというのが出ておりました。だから、私もあえて役所には電話をしないようにして、意見だけ聞いて今回言っているわけですけど。もし、役所側もそういうのがある場合はですね、駄目なことは駄目という形です、議会に対してもやっぱり言うべきことは言っていたきたいなど、付け加えておきます。

次に、施政方針について質問してまいります。施政方針の農業振興の中の畜産振興について説明してまいります。今年度の町長施政方針の要旨については、1次産業、農林水産業の施策がものすごく薄く感じたのは私だけでしょうか。農業の町、畜産の町、そして産出額も大きいわけでありましたが、昨今の経済状況は言うに及ばず、特に畜産業にとっては飼料高騰が相当なダメージとなって経営に響いております。2022年度の黒毛和種の市場取引価格、子牛ですが、曾於中央家畜市場、前年度8位から20位に落ちています。そのほか、県内家畜市場も軒並み順位が二桁台に落ちております、二桁落ちていますね。

あと酪農家ですね、これもよくテレビ等出ます。牛乳を廃棄している、こういう苦境も考えていかなければならないと思いますが、町長の御見解、御認識をお示してください。

○町長（東 靖弘君） 本町の農業は、温暖な気候、広大な田畑の立地条件を生かした

ブロイラー、肉用牛、養豚、酪農、露地野菜、果樹などを基幹作物としており、多彩な作物の振興が図られております。

また、食品関連産業と連携した基幹産業として、本町の経済を支えています。中でも肉用牛生産は、本町農業の基幹部分として着実に進展し、本町農業の発展に寄与してまいりました。

肉用牛生産が田畑を有効活用した土地利用型の農作物拡大の要因として大きな役割を果たしていると認識しております。今後も、これらの役割に加え、地域の活性化、農地利用の保持増進を図る上で重要な役割を果たすことができると期待しております。

御質問にあります畜産振興の現況認識と対策については、配合飼料価格や輸入粗飼料に加え、全体的な物価上昇と反比例し、畜産物の価格は下落しているため経営を圧迫している状況です。特に飼料価格等の価格がいつまで上がり続けるのか不透明な状態が続いている様子で、今後の見通しがわかりづらい状況にあります。

そこで、考えられる対策としましては、自給飼料生産や耕種農家との連携による資源循環を行うこと、また、国産飼料の生産、飼料の適切な調達を推進することなどの飼養管理の改善を行うこと。ほかに考えられる振興方策ですが、飼養衛生管理基準の遵守や水際での防疫措置を徹底することなどが上げられるのではと考えているところであります。

以上でございます。

○1番（平田慎一君） その中でですね大崎町農業振興基金条例にある農業振興資金の増額が必要でないかというふうに思うんですが。現況の金額のですね倍ほどにすることで、緊急時でするので基金に余剰があれば使うべきであるんじゃないかなと。これは同僚議員がその期間の延長が必要じゃないかなと、先般、前ですね一般質問でもされておりましたが。

先般、和牛農家数十人の方とちょっとお会いする機会がございまして、その折、子牛の値段も下がっている、だが、えさを減らすわけにはいかないわけですよ。そんな中、金融機関の支払いの猶予等もあるんですが、民間の場合は金利が取られるわけですから、あとクラスター事業やコロナ資金の償還期間も始まる中でやっぱり厳しい状況であると。特に畜産は、法人化が偏り、個人の農家さんが断然多いわけですよ、分母としてですね。そして、地域に密着していることをかんがみれば、早急な手立てが必要だと思いますが、農業振興資金貸し付けの増額を考えるとできないかどうか、町長にお尋ねいたします。

○町長（東 靖弘君） 基幹農家の方々とお話をされて、現在の中で農業振興資金の増額を要望されていらっしゃるということでの御質問であると理解をいたします。

本町の農業畜産の中で10頭規模であったり20頭未満であったりといった方々もたくさんいらっしゃるわけでありますので、こういった方々が畜産の経営も順調に進められていくことが当然、農業振興資金の支援につながるというふうに理解をしているところであります。

これまで育成牛導入で70万円、成牛導入で80万円と、いろいろ種畜によって違いがあるわけでありますが、償還金が5年ということでありますので、5年としていた最大の理由としては一括償還でありますから、そのときに返済できる金額ということが一番考えるべきことではなかっただろうかと思っ、この時点でも農家の皆さん方ともそういう協議をしながら、5年間ということは設定されていると思っております。この金額を上げていくとしたときに、償還の問題が発生してまいりますので、支援することはやぶさかではありませんが、実際、そういった中堅農家の皆さん方の思いや、それで対応できるかということも十分畜産農家の方々ともお話をしてお話を講じてまいりたいと思っております。

○1番（平田慎一君） 是非ですね、そういう声が出ておりますので、町長はお話をされて、できるところはやっていっていただきたいなというふうに思います。

それと同時にですね、そこより厳しい養豚農家や、もうつぶれているところは結構多いです、鹿屋の一番大きいところも閉めました。私の知っている大崎も辞めました。今、もう一人知っている方がいらっしゃるんですけど、お孫さんが継ぎたいということで、もう辞めたいんだけど何とかこらえてせんといかんかなみたいなですね、そういう状況であります。そういう部分を踏まえまして、支援策の取組の考えはないか、町長にお伺いいたします。

○町長（東 靖弘君） 養豚農家に対する支援策は、畜産振興協議会の中において牛、豚、そういったことは協議会の予算の中で対応している部分があります。ただ、養豚に対しての支援策が十分であるのかと考えると、そこまで深く検討したわけでもなくて、また、これで検討してくださいといったことがあったわけでもない。ただ、意見が余り出てきていなかったということがあることと、非常に生産農家が限られて、減ってきているということがありますので、そういったことを捉えていくと経営上の問題や、現在の飼料高騰といったことも出てきて離農されたり、あるいは後継者問題があったりということで離農されていくということであるのかなと思ます。

畜産振興については本町の基幹産業でありますので、非常に大切な要素を占めるわけでありますが、どういった支援が必要なのかというところは十分考えていくべきかなと思ます。今回も大きな肥育豚が進出してまいりますけれども、それでなくして、やはり個人といった方々の生産をどう支えていくかということが一番大切

なことだと思しますので、情報の収集はちゃんとつないでまいりたいと思います。

○1番（平田慎一君） 是非ですねお願いいたしたいと思います。

養豚業者はですね豚マルキン事業、牛はマルキンの融資の事業とかありますけども、豚マルキンの使い勝手が若干畜産と違って悪いみたいでですね廃業される方が多いような状況もございますので、その辺の御認識をしながら話をちょっとお聞きされながら、施策を打てる部分は打っていただきたいなというふうにお伝えしておきます。

あと、牛、豚と来ましたので、次、本町で一番大きい売上高になる鳥なんですけども、鳥インフルエンザがとうとう大隅半島まで入ってきました。現況、被害状況は広がりませんでした、串良で止まりましたけども、本町は一大産地でもあり、本県、日本の中でもこの地域の養鶏の生産量をかんがみれば、その危機意識は持つてしかるべきものがあると思いますが、本町の認識と対応、対策についてお聞きいたします。

○町長（東 靖弘君） 高病原性鳥インフルエンザの対策ということでございます。高病原性鳥インフルエンザ、あるいは豚熱などがアジア地域で世界各地で発生が確認されておりますが、県内におきまして高病原性鳥インフルエンザが猛威を振るい、鹿屋市で今年の2月3日に発生があったばかりで、最大の警戒が必要であると認識しております。

対策につきましては、県や町で実施しております消毒用の消石灰を今後も配布を続け、防疫対策に徹していただくよう指導してまいりたいと思います。また、町では家畜伝染病予防対策事業を活用し、車両消毒装置や消毒機材の導入、防鳥ネットの張り替え等も継続して行っているところでございます。

今回発生したことを受けまして、本町はジャパンファームという大きなブロイラー経営企業がありますので、それに出荷されている生産者がたくさんいらっしゃるわけでありまして。これが串良町で発生した折に、3キロ圏内は移動ができない。あるいは10キロ圏内はその範囲内だけという制限がかかってまいりましたので、会社としても大分自制を強いられたと理解しております。

一大産地であることから、これが発生すると本当に経営上の問題が出てきたりすることで非常に痛手も被ります。2月3日に発生した時点でジャパンファームの社長さんと連絡を取らせていただいて、体制は構築いたしますということでいたしました。本町におきましても、農業機械センターで消毒の場所を2箇所提供して、県のほうでやっていたことと、今回発生した中でブロイラーの殺処分ということが出てまいりますので、広域的に対応することがありますから本町の職員もちゃんとした防護服を着て殺処分に参加したという状況で、ここは連携が必要になってまいり

ます。常々こういった訓練もやっておりますので、やはり発生しないような対策を十分我々も心がけてやりますし、庭先飼いの方々も含めて意識の啓発が一番必要だと思いますから、そういった面は十分気をつけて対応してまいりたいと思います。

○1番（平田慎一君） ありがとうございます。

本当に連携しながら、やっぱり一番大きい産地でもございますのでやっていていただきたいなというふうに思います。農業関係でまだ言いたい部分がたくさんあるんですが、この後、大先輩が残りと言ってくれるということで、次の環境リサイクルの取組と課題のほうに入ってまいります。

本来ですねごみ処理、廃棄物処理は市区町村の責任となっております。これは廃棄物の処理及び清掃に関する法律に記載されておりますが、行政のごみ収集処理の法的根拠とその役割ですよね、これをまずお示してください。

○町長（東 靖弘君） 行政のごみ収集処理の根拠と役割を示してとの御質問であります。

行政のごみ収集・処理の根拠と役割については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律で明確に示されているところであります。国及び地方公共団体の責務として第4条で、市町村はその区域内における一般廃棄物の減量に関し、住民の自主的な活動の促進を図り、及び一般廃棄物の適正な処理に必要な措置を講じるよう努めるとともに、一般廃棄物の処理に関する事業の実施に当たっては職員の資質の向上、施設の整備及び作業方法の改善を図るなど、その効率的な運営に努めなければならないと規定をされております。

市町村の種類等として第6条の2で、市町村は一般廃棄物処理計画に従って、その区域内における一般廃棄物を生活環境保全上、支障が生じないうちに収集し、これを運搬し、及び処分する、あるいは再生することを含みますが、処分しなければならないと規定されているところでございます。

以上です。

○1番（平田慎一君） 要約すると、第6条に記載されておりますけども、一般廃棄物の収集は市町村が行うことと義務づけられているということなんですよ。市町村が行うということなんですよ、これが大前提であるということですよ。

次に、廃棄物減量等推進審議会及び廃棄物減量等推進委員は、本町は設置及び委嘱されているのか。なお、一般廃棄物処理計画の策定はなされているのかを、まずお聞きいたします。

○町長（東 靖弘君） ただいまの御質問につきましては、担当課長のほうで答弁をさせていただきます。

○住民環境課長（松元昭二君） ただいま御質問がありました廃棄物減量等推進審議会

と廃棄物減量等推進委員のほうは、本町においては設置をしていないところがございます。

あと、一般廃棄物処理計画は一般廃棄物処理基本計画として定めているところがございます。

○1番（平田慎一君） 今言った減量推進会議第5条及び第5条の8なんですけど、設置することができる、委嘱することができるとなっているので、してないのかもしれないんですけども、こういう部分はですねやっぱり置いたり設置して委嘱したりする必要はあるんじゃないかなという部分は思います。

一般廃棄物処理計画の中の2項の、5条までありますが、そこをちょっと内容を説明してもらってよろしいですか。

○住民環境課長（松元昭二君） 一般廃棄物処理の条項の2項の説明ということでよろしいでしょうか。

一般廃棄物処理計画には環境省令で定めるところにより当該市町村の区域内の一般廃棄物処理に関し、次に掲げる事項を定めるものとする。1号、一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み。2、一般廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項。3、分別指定、収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分。4、一般廃棄物の適正な処理及び、これに資するものに関する基本的な事項。5、一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項。

以上でございます。

○1番（平田慎一君） 以上の事項は制定されておりますか。

○議長（神崎文男君） 暫時休憩します。

-----○-----

休憩 午後3時37分

再開 午後3時38分

-----○-----

○議長（神崎文男君） 再開いたします。

○住民環境課長（松元昭二君） この項目に基づいて計画が策定されております。

○1番（平田慎一君） これは定めなければならないと法で定められていると思うんですけども、後で資料を提出してください。

同3条、市町村はほかの市町村と調和を保つよう努めなければならないという部分があるんですけど、この調和を保つ市町村というのは志布志市と認識してよろしいんですか、この条項に対しては。

○住民環境課長（松元昭二君） 3項の内容でいくと、志布志市とはまさにそういう区域にあらうかというふうに考えております。

○1番（平田慎一君） すみません、あろうかじゃなくて、志布志市でよろしいんですね。

○住民環境課長（松元昭二君） はい。大丈夫です。

○1番（平田慎一君） 次、常設ごみステーションの設置を求めたい部分なんですけど、志布志市はですね下平市長が常設のごみステーションの設置を決めました。環境センターの設置ということで、月曜日から土曜日までの運営の設置を決めておりますが、そのことを町長、御存じですか。

○町長（東 靖弘君） 理解しております。

○1番（平田慎一君） 今般のですね予算委員会の折に、同僚議員からも多数質問がありました。相互信用金庫のマル大崎の2階での研修施設ですが、そこにですねSDGs協議会と衛生自治会が共同で三千何百万円でしたよね、予算をかけて回収や備品購入、車の購入も入っていましたが、施設整備をするよりも、マル大崎の前の空き地、スタンド跡とかあそこを購入して常設ごみステーションを設置したらいいのではないかと思います。大崎の中心地でもありますし、わざわざあんな2階を3,000万もかけてと思います。

また、マル大崎に対しては同僚議員が委員会で提言していましたが、SDGs推進協議会の事務局を、今、あそこにありますよね、わざわざあそこで家賃を払うよりは、マル大崎に持ってくればいいんじゃないかという提言もありました。そのほかにもですね役場駐車場の入り口、飲食店の横とかですねあの辺とか、役場反対側の農業委員会が使う施設とか、あの辺が余り使っていない施設、あの辺りを使って常設ごみステーションの場所として使ってもいいんじゃないかなというふうに思うんですよ。

運営のやり方とか手法はですね、それこそ衛生自治会に任せて、むろん町民の意見は集約した形ですが、すればいいんじゃないかなということを感じるんですが、町長、その辺どう思われますか。

○町長（東 靖弘君） 今まで1回の回収をやっていたところを月に2回収するという方向で舵を切っております。これからどれぐらいの集落が対応をされるのかということはこれからになってくるわけでありますが、1つは、その状況で大分収集体制については、過去からすると大分整備されていくのではないかというところをまず見たいというところが1点あります。

それから、今までも常設収集所の開設ということで再三質問もいただいておりますが、今までは衛生自治会と協議いたしますという答弁をしておりましたけれども、今回、2回先行させていくということを前提として、働く社会ということになっておりますのでごみを出していくという方々も時間的なことも出てきたりするわけで

あります。そういったことを対応したときに、ごみの常設や、あるいは出し忘れと  
かありますので、一番最初はマル大崎を使って、ここに持ってきていただいて、こ  
れはこういった役割を果たしていますという説明をしながら、親子で参加してい  
ただくような場所をつくっていきたい、それをマル大崎の拠点にしたいという私の思  
いでありました。ただいまSDGs推進協議会の事務局としたらどうか、衛生自治  
会が常設に関するところをやったらどうかという御提言もいただいております。い  
ずれか、また考えていかなければならないことだと思っておりますので、どうい  
う在り方が望ましいのか、例えば収集所を設けたときに、衛生自治会の方々が例  
えば日曜日であれば2時間そこに出ていって対応していくといったことの課題を  
解決していく必要がありますから、ここは自分のほうでちゃんと分析しながら話  
し合ってみたいと思います。

○1番（平田慎一君） 是非ですね、志布志市は決定して、多分補正で組むだろ  
うという話で伺っておりますので、やっぱり住みやすくなっていくんだらうな  
というふうに若い方々も言い出しております。本町もですね一刻も早く、い  
ろんな意見がやっぱり出ておりますので、我々も出しましたので、早くで  
すね決断して考えていっていただきたいというふうに思います。

また、前回質問したリサイクル品の売価の買取先をですね、これは行政の方も  
含めて聞かれましたけども、これは近隣の産廃業者に聞けばすぐわかるはず  
です。前回、私が示した金額はあくまで民間の価格であり、いわゆる分別され  
ていないもの、産廃業者がさらに人件費をかけ、本来はですよ、分別、洗  
浄、仕分けとしているわけですよ、民間の場合はですよ。大崎町でいうと、  
町民が今分別している作業を業者が行って、経費を上乗せしている価格  
です。ということは、大崎町や志布志市で分別されているごみは、前回  
私が提示した民間価格よりもさらに高値で売却できるということなんです  
よ。勘違いしないでください。あれはまだ安い単価なんですよ、実は。あ  
の数字は少なく見積もっていることをまず認識してもらわなければなら  
ない。それだけの負担というか作業を町民が行っている。分別にかかる時  
間、手間ですよ。あとペットボトルを洗ったり、ビニールを洗ったりする  
わけですよ。水道料、前、私は水道料を聞きました、大崎町は高いですよ。  
その意味はここなんです。水道料金も、民間の場合は単価に上乗せされ  
て支払われているという。だからこそ、競争入札の話や適切な売却、町  
民への適切な還元を求めたわけです。それに、もう1つ、前回いったリ  
サイクルセンターの売却時の手数料は幾らなのか、前回お聞きしましたが、  
答えが出ておりませんが、教えてもらっていいですか。

○住民環境課長（松元昭二君） 売却時の手数料はないという理解でござ  
います。集まった資源ごみは町の財産であって、それを売却するところまで  
依頼はしてあるとい

う認識でございます。

○1番（平田慎一君） ということは、大きな金額の差額はどここ取っているんですか。

○議長（神崎文男君） 暫時休憩します。

-----○-----

休憩 午後3時40分

再開 午後3時41分

-----○-----

○議長（神崎文男君） 休憩前に引き続き、再開いたします。

○町長（東 靖弘君） 平田議員、すみません、売却の差額という意見でありましたけど、そののところでもう一回御説明をお願いします。

○1番（平田慎一君） またちゃんと調べておいてください。

毎日に単純にごみ出し作業に主婦の方が10分かかったとしますよ。その場合、年間で60時間ですよ。時給換算で最低賃金、今鹿児島県は幾らですか、853円、ということは年間5万1,890円、これは10分てありえないですからね、10万、20万、人件費でかかっているということですよ。プラス水道料幾らですか。水道課長に聞けばわかりますよね。この前、曾於郡と旧地名で言ってしまったんですけど、曾於地域で一番高いわけです。大隅半島内でも一番高いはずですよ。東串良はちょっと特別なんですけどもね。だから、そうやって積み上げて計算をしていくと数字が出てきますので、それだけの負担を、地域の住民とは違い、本町と志布志市の住民はそれを負担しているわけですよ。そこは考えていっていただきたい。だからこそ、常設のごみステーションの設置を最低限していただきたい。だから、分別はいやだと言っているわけじゃないんですよ。いつでも出せるような、やっぱりそういうのを考えていっていただきたいと我々は必死に伝えているわけですから、そこは町長もやるということと言われておりましたので、是非やっていただきたいというふうに思っております。私の12月議会の一般質問、先ほど中山議員が言ったんですけど、集落内で集めたりサイクル品を自ら自分たちで売却し、集落で公益的な費用として使いたいと住民環境課に聞いたら、それはできないと言われたそうですが、これは同じ質問ですが、それはなぜですか。

○住民環境課長（松元昭二君） 今、町全体で資源ごみの回収を住民の皆さんの協力をいただいて実施しております。町回収という形で回収をして、出されたものが有価物であれば売却益金になって町の雑入として歳入のほうに入ってくるという仕組みになっております。

当時のやりとりというのがちょっとはつきりとあれなんですけど、そういった意味での町回収に御協力をくださいという意味での流れだったのではないかなと想像は

しているところでございます。

- 1番（平田慎一君） 最初に法律を聞いたのはですね多分、そこに記載されていると思うんですけども、駄目ですということはできません、資産ですから、個人の。法律違反です、それは。そのためにわざわざ聞いたんですけど。そこはよく御理解をください。

次に、もう時間がないので国際協力基金のインドネシア、バリの派遣についてですが、1回につき何名の方々にインドネシアバリに行かれているのか。出席者の内訳も含め、併せてお聞きいたします。

- 住民環境課長（松元昭二君） 大体1回の渡航に8名から9名ぐらいで、町の職員とリサイクルセンターの職員、その他、若干関係者がいらっしゃる形になります。延べで112人の回数人数、延べで112人になります。

- 1番（平田慎一君） 延べで112名ということで、その名簿の提出を求めます。議長、よろしく願いいたします。

これで私の質問を終わります。

- 議長（神崎文男君） 今、提出物の要求がありましたが、皆さん、よろしいでしょうか。賛成の方、挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

- 議長（神崎文男君） 賛成多数ですので、書類の提出をお願いします。

以上で、平田君の質問を終了いたします。ここで、暫時休憩します。3時55分から再開いたします。

-----○-----

休憩 午後3時44分

再開 午後3時51分

-----○-----

- 議長（神崎文男君） 休憩前に引き続き、再開いたします。

次に、9番、上原正一君の質問を許可いたします。

- 9番（上原正一君） さきに通告しました5つの件に質問をいたします。

激しく動いた20年前、合併問題で大きな選択をして、今日まで単独の道を選んでおります。これでよかったのだと私は思っていますが、議員とは10年先、20年先の大崎町が住みやすい町になるために限られたお金で最大限の効果が出るような施策をしなければならないことを知りました。この中で農業を職業としている自分にとって大崎町は農業の町と言われ、その本道を歩いておるつもりでございます。

その間、町長は数々の農業政策を打ち出されましたが、その中で水田基盤整備と今回の農業公社問題が私は一番重要な問題と考えております。菱田地区、持留地区、

そして井俣地区と終わり、今後も益丸、有村下、谷迫地区と、そのほかでも基盤整備の話が進んでおります。県内有数の水田を持つ大崎町が県内最下位に近い整備率を考えたときに、町長が基盤整備に取り組まれたことは高く評価できるものと考えております。

さて、今回の質問でございますが、農業公社についてですが、私も準備委員会には入っておりますが、恐らく、これから大きな予算を伴ってきますので、同僚議員の皆さんにも町長の決意をわかっていただき、絶対に失敗させることはならないと考えております。町長の強い決意をお尋ねして、1回目の質問といたします。

○町長（東 靖弘君） 農業公社設立に向けた私の決意ということで、これまでも議会答弁を通じ、農業公社の必要性や設立を決断した経緯についてなどについて御説明させていただいたところでありますが、今回の御質問で、改めて決意を示せということですので、公約として掲げた時点の決意に加え、公社設立に向けた基本計画策定を通じて感じたことも併せ、改めて私の公社設立に向けた決意を述べさせていただきます。

議員も御承知のとおり、昨今の少子高齢化の進展に伴う集落機能の低下や農業従事者の高齢化やリタイヤによる耕作放棄地の増加など、本町の基幹産業である農業を取り巻く環境は非常に厳しい状況にあると捉えております。私は、このような状況を改善し、本町の基幹産業である農業を担う農業者のさらなる経済的かつ社会的地位の向上と活力ある地域社会の維持発展を後押しするためには、地域の農業を支える新規就農者、事業後継者の育成、確保を進める専門的組織が必要であり、加えて、慢性的な労働力不足を解決するための農作業受委託組織が必要であると判断し、6期目の公約として掲げさせていただきました。

この公約を達成するために、令和4年度から本格的に設立に向けた準備を進め、農業関係機関、農業者団体等との代表者によって構成された農業公社設立準備委員会での協議を重ね、昨年末には農業公社設立の概要を示した基本計画を策定し、公表したところでございます。

新たに農業公社という組織を設立することから、設立経費のみならず、今後は運営経費の負担も生じる場所ではございますが、全国17位、342億円の産出額を誇る農業を持続可能な産業として成長させていくことは、農業という業種だけではなく、関連する産業の持続的な成長を支え、ひいては本町の持続可能な成長につながると捉えておりますことから、農業公社の設立に向け、様々な方々から御助言を賜りながら必要な投資はもとより、人材の確保などに努め、地域農業を支える組織の設立に邁進したいと思っております。

以上でございます。

○9番（上原正一君） 思ったとおりの決意をお聞きいたしております。今まで準備委員会も4回行われて、これからあと4回、計8回で大体の形をつくるというような決まりごとでございます。

決意は聞いたわけですが、これから相当なお金が必要になってくると考えますが、議員の皆さんにもそのことをわかっていただきたくて、準備委員会が入っている人間が何で質問するんだと思われる方もいらっしゃるかもしれませんが、そういうことで、その予算というものが今後5年間でどれぐらい使われて予算組みをしなければならぬか、試算をお願いしたいと思います。

○町長（東 靖弘君） 農業公社に関する予算につきましては、本議会において令和5年度一般会計当初予算に、拠出金を含む465万6,000円を関連経費として計上しており、さらに令和5年度中におきましては、今後農業機械センターの改修費用及び農業機械の更新に関する予算を計上させていただく予定としております。

御質問にございました、今後5年間に要する予算ですが、農業研修センターの改修費用につきましては今年度末に納品される設計書により整備費用を算出することとなり、農業機械については今後の作業部会において更新すべき農業機械の台数と仕様を決定いたしますことから、それらに要する予算について明確な金額を述べることはできませんが、設立後の運営費用については新規就農事業をいつ開始できるかによりますが、現在の農作業受委託事業のみで運営した場合は、採用する職員の数によるものの、年間の運営費用については3,000万円から4,000万円の間にしようかと考えており、運営費用については農作業受委託による収入に加え、本町とそお鹿児島農業協同組合が負担割合に応じて負担する運営負担金で賄うこととしております。

現在の想定では、農作業受委託事業収入を年間約1,000万円と試算しておりますことから、費用と収入の差額の約2,000万円から3,000万円を運営負担金で賄うこととなります。これを、志布志市、曾於市の農業公社と同様の負担割合で試算しますと、本町の負担額はおおむね年間1,600万円から2,400万円にしようかと考えております。この場合、運営経費として5年間で8,000万円から1億2,000万円が必要な予算になってくると考えております。この金額は、あくまで運営経費ですので、事業拡大等においた追加投資は含まれていないところでございます。

以上です。

○9番（上原正一君） 僕が想定した金額より相当甘い数字が出ているんじゃないかなと思うんですが。こういう考え方は、僕は現在機械センターで作業場をはって割ったような収入を得ているんですが、それ以上に支出のほうも相当大きくて、一般財

源からの繰り入れをしながらやっているようなところもあって、そして、機械もそんなに新しくないし、買い換えが相当出てくるんだよなと考えておったので、大きな数字を、当初申し上げましたとおりに考えておりました。そこは見込みが甘いような気がしますけど。

それでは、十七、八年前にIターンを大崎で受け入れた経緯がありますけれども、そのことを覚えていらっしゃるか。また、そのときにどれくらい予算を使ったのか、わかる範囲でよろしいので教えてください。

○町長（東 靖弘君） 新規就農対策事業や確か親元就農事業で対応していると思いますが、二十数年前の事業は平成14年度から平成16年度の新規就農対策事業かと思われませんが、平成14年度については195万円、平成15年度が420万円、平成16年度は275万円の合計980万円となります。

以上でございます。

○9番（上原正一君） 当時ですね、自分もナスをつくっておまして、ナスの研修という形で2人ほど受け入れをしました。

しかし、2人とも結局、1人の方は半年でしたか1年でしたか、もう1人の方は10年ぐらいいらっしゃったのかな、8年ぐらいでしたか、それで定着をされなかった、結果的に。定着をしなかった理由というのも記憶にあるか、あるいは記録として残っているか、できますか、答え。

○町長（東 靖弘君） 定着しなかったと言うことで、その状況はということではありますが、県外から来られて、本町でナス農家として就農された方は2人だと思います。それこそ親元就農で既にやっていたらしくるところで研修をお願いしながら、そして自立を目指していくという形で、その当時そういう対策を講じております。

しかしながら、1人の方は足腰を痛めたということが要因かなと思いますが、いわゆるそれだけの覚悟が足りていなかった、夏場のハウスのことでの体力の問題とかそういったことが非常に苦になっていたというふうに理解をしております。

もう1人の方は長く常駐されておまして、西迫の町営住宅に入っておられました。実際ナスで就農されたんですけども、最後のほうは多分、別な作物を自分で栽培されたんじゃないかなと思いますが、子どもたちもいる家庭でありましたので、長く頑張っておられましたけれども、京都から来ておられましたから、そちらに帰られたのではないかなと思います。

実際、平成14年度から16年度の間研修した中では、11名いらっしゃって、そのうち6名が継続して、3名が離農されて、1名が研修中に離脱、1名が死亡という形であると思います。

○9番（上原正一君） 定着しなかった本当の理由。お一方は腰を痛めてとおっしゃい

ましたが、そっちのほう、わかりますか。記録としては残っていますか、それとも記憶ですか。

○町長（東 靖弘君） 私の記憶です。

○9番（上原正一君） 名前は伏せますが、最後まで残っていらっしゃった方、IT企業に勤めていらっしゃって、お金を1,500万円ぐらい持ってきていたというような話も聞きました。それだけのお金を持ってきて、相当な意欲で来られたわけだけども、結局は帰っていかれた。そして、その方も腰を痛めて帰っていかれたというふうに聞いております。

僕が言いたいのは、それはそれで仕方がない、また、そのときの取組の状況が、行政側を含め、あるいは部会のほうの対応の仕方というものも問題があったのかなというような、自分自身も反省をしております。だから、この895万円、確かにもったいないですけども、今度の農業公社への勉強をしたんだと。だから、失敗はしたらいけないという強い気持ちになっているところでございます。

その中でですね、準備委員会のほうで申し上げればいいんでしょうけれども、町長はとにかく推奨されているという、幸いにしてこの準備委員会が行われている今年、昨年の暮れからですけども、今年にかけてもテンサイもすごいい単価で推移しているような状況です。だから、勧めるには一番いい時期かなというような気もしておりますけれども。

ピーマン部会の会員さんを準備委員会のメンバーに入れて、そして物事を話し合っていくときに、かゆいところ、痛いところをつくっている人が一番わかると思いますが、会長さんでもメンバーの中に入れて話し合っていたらいいんじゃないかと思いますが、どうお考えですか。

○町長（東 靖弘君） 農業公社設立準備委員会へは、私をはじめ農業関係機関、農業団体等の代表者等の計13名で構成をしております。生産者団体としましてはそお鹿児島農業協同組合、和牛部会、町果樹部会の代表者に参加いただいております。これまで1年間にわたり、作業部会において新規就農研修作物について協議を進め、2月に開催した農業公社設立準備委員会において作業部会としては新規就農研修作物にピーマンを推薦することでおおむね決定した旨を御報告をさせていただいたところ です。

議員から御提案のピーマン部会長の準備委員会への参加につきましては、手続きとしましては正式にピーマンが新規就農研修作物として決定を準備委員会に諮り、承認を得た後に参加をお願いするということになりますが、町内にはピーマン部会がないことから、どなたに参加をお願いするかなども含め、今後、事務局にて検討をさせていただければと思います。

○9番（上原正一君） 自分としては部会のない品目を推奨していくということにはすごく抵抗を感じてはいるんですが。ただ、経営というのを考えると、ピーマンは割と安定をしてきているというふうに捉えております。

ただ、大崎で補助金を出してピーマン農家を育てて、そのピーマンが出荷をしていく。このピーマンは大崎でつくったピーマンだよということにならないです。このピーマンはそお太ピーマンで出されていくピーマンになりますので、ただ、大崎のお金を使うのに大崎の名前は何で売れないのかなと、そのことがすごく引っかかっているわけでございます。準備委員会のほうでそういうふうにピーマンが必要だと、ピーマンを推奨していくんだと決まれば、それはそれで皆さんの話し合いがあります。あえて反対はしないつもりでもございます。

そういうことで、農業公社、必ず成功をするように、自分もできる範囲で協力をしますし、頑張っていたきたいと思います。中途半端な予算組みはまず失敗のもとになると自分は思っております。よろしく検討をお願いいたします。

さて、次の項目に入りますが、町有建物は何棟あるか。自分も議員になって20年を迎えようとしておりますが、この20年間にこんなにもものをつくらないのかなというぐらい感じております。ここに何棟あるかというふうに質問をしましたが、その資料を取り寄せたらですね457棟、町財産があると、建物があるということで一覧表をいただきました。特に古いのはですね、この表によりますと明治33年に永吉家畜検査場の軽量棟、管理棟があるということで残っておりますが。ほかのものも、研修センター、それから改善センター、小学校もそうです、いろんなところの建物が、この本庁舎も、一昨年ですか、その前ですか、1億円かけて耐震をされました。

特に僕が最初から思っていたのは、学校の改修工事ですね。今のあの校舎の大きさは団塊の世代の方々が、団塊よりその後かな、5倍ぐらい生徒数がおった、児童数がおった頃の建物の面積を全部を改装をされた。何で人数が減っているのに、半分崩して、半分を改装すれば、また何年かしたときに取り壊すときには残った半分だけで済むのに、改装も半分で済むのにという、そのことがすごくわからなくて、こういう今日の質問になってしまいました。

使用していない建物があとほかにどれぐらいあるか、教えていただけますか。

○町長（東 靖弘君） 使用していない建物はとの御質問でございます。統廃合や老朽化等により使用されていない建物は、旧大崎第一中学校校舎、旧大丸保育所、大丸コミュニティセンター、ひばりヶ丘公営住宅敷地にあります旧県教職員住宅、旧大崎第一中学校教職員住宅1棟、旧立小野小学校教職員住宅1棟が使用されていない状況であります。なお、研修センターにつきましては、令和4年12月に解体工事

が完了をしております。

以上です。

○9番（上原正一君） 450棟のうちには、天子ヶ丘の住宅とか旭ヶ丘の住宅という住宅まで、先ほど同僚議員が言いましたけれども、そういう建物まで含めての457棟ということでございますので、ただいま町長が答弁されました、これは僕の意思とはちょっと違いましたけれども、それでいいです。

ここで、先ほど申しましたように大丸小学校が昭和41年と59年、野方小学校が昭和43年と44年、それから中沖小学校が昭和41年と56年というふうはこの表から拾い出しますと、つくったということで、これを全部改装をされたんですね。そして、これから20年なのか、何年になるのか使っていく予定。ただ、子どもはこのときに約100人、大崎町内の子どもたちが全部で100人ぐらいでした。今回の予算に計上されている出産予定者を70人という数字を見ていらっしゃる。僕が100人とみていたのが、近々50人になる。そうすると改装を計画されたときの5分の1じゃなくて10分の1の子ども数になる。それが見込まれていたのに、全部の改装をされた。全然片付けない。理由があるかもしれません。中沖小学校のところは2棟別々にあったのに、その2つも改装をされた。人間はいないのにな、複式学級が近づいているのにな、と思ったんですが。3番目にあります、何か目的があって、子どもたちが少なくなって、近々統合とかそういうような予定とかのことを考えてのこの施策ですか、いかがですか。

○町長（東 靖弘君） 小学校の改築についての御質問でございます。学校施設につきましては昭和40年代から50年代にかけて建築されたものが多く、築年数も57年から47年を経過しております。

これまでも安全性の確保を図るための大規模改造工事等を実施し、学校施設整備に取り組んできたところです。しかしながら、学校施設の長寿命化を図ると同時に、施設の老朽化による安全性の低い施設等は建て替えも視野に入れた検討が必要と考えます。同時に、児童・生徒数の変化や将来予測、地域の状況、教室活用状況等を把握し、検討をする必要があると考えます。

また、普通教室や特別教室以外の教室活用状況につきましては、児童・生徒数は減少しているものの、発達障害を含む障害のある特別支援教育を支援するため、本町においても知的障害、自閉症、情緒障害の学級が増加傾向にあり、学校の教室活用も多様化している状況であります。

今後、改修及び建て替え等に多額の費用を要するものと考えられることから、学校の教育環境の向上とコストの最適化を図るため、関係機関と連携しながら検討しなければならないと考えております。

以上です。

○9番（上原正一君） 子どもたちが、特に学校の建物で、全体の建物の町有物をいっておりますけれども、小学校の改築をされるときにそういう予算組みをされるんだったら、増えていく可能性があるんだたらそういう考え方もいいんでしょうけれども、これからずっと減っていくのに、一番多かった時期の、5倍ぐらいおったときの教室を全部改装する。どうせ長くしないうちに半分は崩していてもよかったのになど、おかしいですか、私の考え。

○町長（東 靖弘君） 別に何もおかしくはありません。私もそういう考えを持った時期がありました。改築するときに、何で子どもたちが少なくなっているのに、これを全部やらなければならないのかということ担当課長にもそんな話をしたことがあります。

それから、この説明を聞きながらなるほどと思ったんですが、先ほども御説明いたしましたけれども、各教室で現在、知的障害や自閉、情緒障害の支援を要する子どもたちが非常に多くなってきていて、それらの教室を確保することは当然やらなければならないことで、学校の校長先生方に聞いても、空き教室はありませんと、すべて活用しておりますという、それがあったと思います。現状もそうであります。そして、特別教室、理科室いろいろありますけど、そういったところも、人数の大小にかかわらず教室を準備する必要があると、それはどの校長先生方もそうであったし、今でも学校施設を見る機会があったときに、支援学級がちゃんとそれぞれのクラスがありますので、従来、私たちが考えていた頃からすると、その対応の在り方は相当変わってきているというふうに理解をすることができました。

○9番（上原正一君） 町長もわかっていらっしゃると思いますか、頭の隅にはあるんだなというような気がしました。

だけど、先ほど使っていない建物が幾つか町長が答弁されましたけれども、私はこれをこのまま置いておっても、これは負の遺産であって、次の町長か誰かが片付けないといけない。であるとするならば、ここにある数多くの建物の中で使わなくなった建物は、やはり、今自分たちが生きている間に片付けて更地にして、先ほどから同僚議員も要望しておりました分譲地のそういうようなことに活用してですね有効利用を図っていかないと、いつまで残したら、いつか消えてなくなって更地になるんだたら、それでいいですけど、人間が手をかけて更地に直さないときれいにはなってくれませんので、そういうところも、今後、考えて取り組んでいただきたいなというふうに思います。

それから、続きまして、中学校の部活について。すごく気になったのはですね陸上競技の聖地実現のプロジェクトを推進しますというような話、それから地域移行

に向けてというような動き、このことについて、1番目のことについて教育長と町長に御質問申し上げます。

○教育長（穂園正幸君） 中学校の部活動の地域移行に向けて、どのような形を考えているのかとの質問でございます。

今年度、中学校と教育委員会で3回の打ち合わせを行いまして、また、先行している、地域移行を進めている南大隅町の現状視察等を行うなど、来年度設置予定の部活動地域移行に向けた検討委員会や、その取組等について協議を進めているところでございます。

部活動の地域移行につきましては、地域における指導者の確保や受け皿となる団体の整備、それから財源の確保など、地域の実情における様々な課題を解決する必要があります。来年度立ち上げる検討委員会において、その課題を1つ1つ整備し、解決していきながら、大崎町ならではの部活動の地域移行を段階的に進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○町長（東 靖弘君） 町長の答弁をということでありました。このことにつきましては、教育長とも十分協議をしているところでありますが、考え方とかそういったところは思いは一緒でありますので、十分理解しながら、そういった進め方については必要性を感じております。

○9番（上原正一君） 先般、ジャパンアスリートトレーニングセンター大隅にですね桐生選手を呼ばれたと思うんですが。このときの予算はどれぐらいかかりましたか。

○町長（東 靖弘君） 桐生選手を呼んだ事業についてはJTBでそういった事業展開しておられますので、こちらのほうとしては一切予算は使っておりません。

○9番（上原正一君） 町から予算が出ていなければすごくいい事業だったなど、桐生選手を見たさに相当多くの方々も来られたというふうに聞いております。

ということで、部活の移行ということで自分は質問をしたいわけですが、大崎中学校の陸上部の成績がレベルがどの辺にあるか、教育長御存じですか。

○教育長（穂園正幸君） 昨年就任いたしましたして、中学校の1年生が県の1,500メートルで上位の成績になったというのは伺っております。そのほか、過去の成績については把握しておりません。

○9番（上原正一君） 町長も、陸上競技の聖地という表現をされており、興味があられると思うんですが、その成績のほうを御存じじゃないですか。

○町長（東 靖弘君） 教育長の説明を聞いていたところであります。陸上競技の聖地、大崎というのは、皆さん御存じのように、中学生、高校生の方々もスポーツ合宿、訓練の場として利用されていくということで、大崎町を陸上競技の聖地としたいと

いう思いで、そういったネーミングを付けているところでもありますので、それに向けては積極的にやっていくということが必要であると思います。

○9番（上原正一君） 責めるつもりはないんですけど、ちなみにですね県大会で大崎中学校の成績が1年度、2年度は県大会にも出てません。3位までが、曾於郡から3チームが出ているわけですが、3年度が11チームの10位、男子が。4年度が12チームの3位。だから4年度は男子も行けました。女子のほうは3年度が10チーム中2位、その前は7位か何位かでした。昨年、4年度は10チーム中1位ということで、曾於郡の1位で昨年県大会のほうに出たんですが。お尋ねしても多分順位はわからないと思いますが。曾於郡から3チーム行ったチーム、男子が、昨年ですね財部が30位、末吉が35位、大崎が36位。女子のほうは曾於郡で1位で通過をした、予選を、鹿児島指宿でありました県大会に行くと39チーム中35位、財部が36位、有明が37位というような、曾於郡の陸上の子どもたちのレベルです。これでですね県大会の場所に行って、そこで「私たちは陸上の聖地大崎から来ました」というのを人の前で言えるかなと、その気持ちがすごくあります。ただ、喜ばしいことに、先月行われました新人駅伝が桜島で行われました。このときに男子が51チーム中6位、女子が45チーム中14位。14位ぐらいあれば真ん中より少し上だなという感じでいいのかなと思っています。

このときについて行かれた現在顧問の先生がおられるんですよね。この手当が出ているんですか。

○教育長（穂園正幸君） 学校の部活動における教職員の手当についての御質問ですが、鹿児島県学校職員の特殊勤務手当に関する条例がございます。その中に定められておまして、部活動が3時間を超える場合や対外部活動競技等において生徒を引率しての指導業務、休日等に行う指導業務等については、教員特殊業務手当として手当が支給されております。

以上でございます。

○9番（上原正一君） 月額ですか、年額ですか。

○教育長（穂園正幸君） 3時間を超える場合の1回当たりが2,700円でございます。それから、泊を伴った引率になる場合は、1日5,100円というような回数で支給される。これは本人が申請して、校長の決裁をいただいてということになります。そして、翌月の給料日に反映されるということでございます。

以上でございます。

○9番（上原正一君） 現在ですね大崎中学校の陸上部、校内では練習が野球などがやっていて、アストレのほうで夜に練習をしているようです。

そこでですね、使用料が平日2時間80円、それから土曜日は200円、プラス、

チームで1時間1,000円、ナイター料がかかります。いろいろなそういうことで、今は週3回練習しているようでございますけれども、部活の延長なんですよ。クラブであって、部活であって、クラブであって、先ほど教育長がおっしゃった九州大会に行かれたときも、顧問の先生が出張扱いについて行かれたと思うんですが、正解ですか。

○教育長（穂園正幸君） 九州大会の引率の件について、今はちょっと把握しておりませんので、また調査いたしたいと思います。

○9番（上原正一君） 陸上の聖地のその子どもたちが練習も学校でできない、今、タイミング的に地域移行をして進めていくという、いいタイミングなのかなというように思いがして、そして、なおかつ、今、成績が少しずつ上がってきて、ゆくゆくは桐生選手を呼んでというんじゃないくて、自分の地元でオリンピック選手がとか、国体のすばらしい選手がと、陸上より、大崎の場合、昔、野球選手が大崎だよと、福留も大崎だよ、というような、何人もプロ野球の有名な選手がおって、陸上の選手より野球の聖地じゃなかったのかなというぐらい思っております。ただ、現在は陸上の聖地というあれで進めて推奨されておりますので、であるとするならば、やはり、地元の子どもたちを強くしていきたい、強くなってほしい、ゆくゆくはここから、アストレがあったからオリンピックにも成長したんだというような子どもが出ることを期待をしているんですが、使用料とかいうのをやはりみることはできませんか。

○教育長（穂園正幸君） 議員がおっしゃいますように、大崎中学校の陸上部においては、町内の外部指導者の方々によって専門的な指導や技術向上、目指すために、先ほどもありましたがアストレのほうで火、木、土、あるいはナイターも使ってされているというのをお聞きしているところでございます。

地域移行に当たって、来年度から検討委員会をいたしますので、陸上の実態等も把握して、今後、クラブ等も4月から陸上クラブに移行される部分のことも含めて、陸上の聖地というものも含めながら検討委員会で協議して、県の施設でありますので金額等も検討してまいりたいと思っております。

○9番（上原正一君） それともう1点ですね、4時半にスクールバスが学校を出て、それからアストレの前で止まる。あれを、無理かなと思いつつも、とりあえず尋ねてみたいんですが、学校からアストレまで子どもたちを連れて行くというのは無理ですか。

○教育長（穂園正幸君） 今、初めてアストレまでの輸送の件でありましたが、現段階ではバスのコース、登下校で使う人たちの部分を検討しているところでございますので、次年度につきまして、そういう部分があるとする、また検討して、予算の

ほうに計上していきたいと思っております。

○9番（上原正一君） バスのコース上にアストレの降り場があるという話を聞いておりましたので、わざわざアストレのほうにコースを変えるという意味ではなくて、コース上にあるから、学校からアストレまでできないかという思いでございました。

その辺のところも含めて検討をしていただければなというふうに思います。そして、4時半のバスに乗ってアストレに行って、アストレにもコーチメンバーが、本校の職員の中にもコーチメンバーがおりますし、そういうことで6時半からの練習前に、そこで宿題を済ませておくというような考え方もあるそうですので、前向きに御検討をお願いします。

それから、もう1つ出てきた問題がですね、町長のほうにお尋ねしますが、クロカンコースの1キロコースと2キロコースができておりますけれども、すごくいいコースであると、神村学園の有川監督もそうおっしゃっておられました。ただ1つですね、2キロコースにトイレがないということが、あとちょっとなのにな、このコースすごくいいんだとおっしゃっておりましたので、その辺もどうお考えか、検討はできませんか。

○町長（東 靖弘君） 今、初めてお伺いいたしました。これまでトイレがほしいということ、トイレは準備しておりますので、そこまで考えておりませんでした。初めてお伺いしたところでもありますので、そこについては実際どうなのか、できるのか、できないのかも含めながら、希望される方々の意見も賜っていきたいと思います。本当に今初めて聞いたことですので、即答はできないという状況です。

○9番（上原正一君） すみません、通告の中に書いておりませんでしたので、ただ、アスリートの皆さんが、あのクロカンはいい練習ができるという評価をいただいておりますので、あと少し手を入れれば、もっといいコースになるんだというようなことで御理解をいただいて、今後検討していただければなというふうに思います。

それから、次の質問に入りますけれども、子ほめ条例についてを制定できないか、このまんまで。教育長は怒られて伸びるタイプですか、褒められて伸びるタイプですか。

○教育長（穂園正幸君） 誰もだと思うんですけれども、褒められたほうがいいんじゃないかなと、そんなふうに思います。

○9番（上原正一君） そこで、本題です。制定できますか。

○教育長（穂園正幸君） 今もありましたが、子どもを褒めて育てる、そして、子どもの個性や能力を褒めて伸ばすことは大変大切なことだと思っております。

そのため、子どもの良さを発見し、町全体で褒めながら育てていく、地域と学校との連携、地域の教育力の向上にもつながると考えられ、また、子どもを褒められ

ることで自己肯定感の高まりや豊かな人間性につながるのではと考えております。

国内では7市町村が子ほめ条例等を制定しており、目的につきましては、児童・生徒の個性や能力を発見し、ボランティア賞、親切賞、挨拶賞、友情賞などといった日頃の児童・生徒の活動に対して表彰することにより、心身ともに健全な児童・生徒を地域ぐるみで育てることにあります。

一方で、多様化する子どもたちの個性や良さをどのように発見・評価するか。現在行われている様々な表彰等との整合性、即時性等の課題もありますことから、子ほめ条例制定につきましては、県内では志布志市と長島町において施行されているようでございますので、まずはそういった先進地の状況、成果や課題等を研究させていただきたいと考えております。

以上でございます。

○9番（上原正一君） 教育長は子ほめ条例はすごくいいと、教育長も褒めていただければ伸びるんだ、自分自身がそういうようなことをおっしゃいましたので、是非です。前向きに検討して子どもたちを伸ばしていただきたいと思っております。

最後の公営霊園について、町長のほうにお伺いいたします。またかよというように、中身についてはですね、もう時間のほうもないですので、とにかく樹木葬でやっていただきたい。そして、とにかく時代の流れがこういう時代になっているんだという認識を町長が持っていらっしゃらないというのが残念なんです。言っちゃ何ですけども、前、政治生命をかけてこの問題に取り組んでいるというようなこととお話をしたときがありますが、町長が駄目をおっしゃれば、今回で議員を辞職いたします、立候補しないつもりでおります。答弁をお願いします。

○町長（東 靖弘君） 公営霊園の検討委員会の立ち上げはできないかとの御質問でございますが、公営霊園に関連する質問は5回目だと認識しております。

議員が公営霊園の整備に対する思いは並々ならぬものがあることはよく理解しているところであります。しかしながら、公営霊園につきましては、これまで議員の質問の都度、樹木葬も含め町営での整備は難しいとお答えさせていただいております。議員のこの件に関する意識の高さは十分に理解をしておりますが、もう少し、墓地、霊園を取り巻く情勢を見極め、近隣自治体の動きを注視しながら検討委員会の設置は考えていきたいと思っております。

以上です。

○9番（上原正一君） 5回目ではありますけれども、4年ぶりですね、ということで「何や、こや」と思っている方もいらっしゃるかもしれませんが、とにかく形あるものでお墓をつくるんじゃなくて、昨年でしたか、民営の墓地を管理されている会社が倒産されて骨の引き取りをお願いしたけれども引き取りがなくて困っ

ているというような記事が載っておりましたけども。やはり民間がすると、そういうような何が起こるかわからないというような心配があつて、自分は公営を進めているわけです。そして、形あるものじゃなくて、見送った人たちの心に残っておればいいんだと。通常のお葬式は志布志の火葬場までは同じで、あそこから持って帰るときに、これだけの灰をティッシュなりハンカチなりに持って帰って、あとは公園内の大きな木の、自分が生きている間に自分は木蓮の木の下にねとか、桜の木の下にねといえ、その人の灰を置いてそこに眠る。死んだら自然に帰るという生き方を今後の葬式の在り方といいますか、自分の在り方。そして、子どもたちが地元にはいない、何年に一回しか帰ってこないとか、シルバー人材センターなんかに墓参りを年に2回頼んでいるとか、いろんな方法はあるんです。お金は持っていらっしゃる方はそういういろんな方法が選べるんです。だけど、結婚をされていない方とか、兄弟仲が悪くて兄弟も受けてくれないかもとか、いろんな悩みの方がいらっしゃいます。死んだらどうするの、どげんかならんとかい、町がどんげかしつくるってどどという話を聞いたときに、どげんかせんないかんということでこの問題にたどり着いてですね、それから、自分も女の子だけですので、子どもたちが、お父さんはみるよ、その子どもの代まではみるんです。だけど、その次の代になったときにまた迷惑をかける、選択の心配をするということになりますので、選択を今、自分のところである程度覚悟を決めて取り組んでいきたいというふうに思って、これに取り組んでまいりましたけれども、町長、また、いつか絶対こういう問題は起きてきますので、前向きに検討をお願いいたします。

終わります。

○議長（神崎文男君） 以上で、通告による一般質問は終了いたしました。これをもって一般質問は終結いたします。

本日の会議は、議事日程の都合により、あらかじめ延長いたします。

—————○—————

### 日程第3 議案第1号 令和4年度大崎町一般会計補正予算（第8号）

○議長（神崎文男君） 日程第3、議案第1号「令和4年度大崎町一般会計補正予算（第8号）」を議題といたします。

本案について、総務厚生常任委員長の報告を求めます。

○総務厚生常任委員長（吉原信雄君） ただいま議題となりました議案第1号、令和4年度大崎町一般会計補正予算（第8号）について、総務厚生常任委員会における審査の経過と結果の報告をいたします。

本議案は、3月1日の本会議において、当委員会に付託されたもので、3月2日に、全委員出席のもと委員会を開催し、担当課長並びに関係職員の出席を求め、補

足説明を受け審査いたしました。

この補正予算は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ12億1,136万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ121億7,136万5,000円とするものであります。

補正予算の内容については本会議において説明がなされておりますので、委員会での主なについて報告いたします。

まず、歳出の款2項1目1一般管理費、節18負担金、補助及び交付金の大崎町がんばる地域応援交付金34万7,000円の減について、減額になった要因をどのように認識しているかとの問いに対し、町の人口も年々減少している状況で、それに伴い集落加入者も減少していることがであると答弁でありました。

次に、款2項1目10企画費、節18負担金、補助及び交付金の若者チャレンジ補助金20万円の減、結婚新生活支援事業補助金97万9,000円の減について、事業実績は何件かとの問いに対し、若者チャレンジ補助金の実績はなく、結婚新生活支援事業補助金は1件であるの答弁でありました。

次に、款2項2目2賦課徴収費、節12委託料のL-TAXサービス地方税共通納税システム改修業務委託料40万円の減について、今年度の件数と今後の方向性はとの問いに対し、共通納税の実績は令和4年度の件数で676件、事業者数で87件、金額は3,585万200円である。また、来年度から、軽自動車税と固定資産税の税目が追加となり、共通納税の件数等増加が見込まれるとの答弁でありました。

次に、款2項3目1戸籍住民基本台帳費、節7報償費、マイナンバーカード商品券631万7,000円について、最終的な取得者をどの程度見込んでいるか、また、今後の推進方法はとの問いに対し、最終的な取得者を9,531名で試算している。現在の申請率は83.1%であり、今後は個別巡回も視野に入れながら推進を図り、一人一人にマイナンバーカードが行き渡るよう取組を行うとの答弁でありました。

次に、款4項1目2予防費、節12委託料の予防業務委託料700万円の減について、委託内容の内訳と減額の要因はとの問いに対し、減額の主なものは子宮頸がワクチン業務で、令和4年度から積極的に勧奨を行ったが、1月末までの接種回数が50回となり、見込みよりも接種が少なかったため減額となっているとの答弁でありました。

次に、款5項1目1農業委員会費、節1報償費、農地利用最適化推進委員報酬68万4,000円の減について、農地利用最適化推進委員の現在の人数と、欠員の場合の補充の方法はとの問いに対し、農地利用最適化推進委員は、定数11名中、3月1日現在で9名であり、欠員の補充についても現在、募集を行っているとの答

弁でありました。

次に、款5項1目10農地費、節18負担金、補助及び交付金の農地中間管理機構関連農地整備事業負担金170万円の減について、農地中間管理機構関連農地整備事業の減額の要因は何かとの問いに対し、当初計画していた益丸地区農地中間管理機構関連農地整備事業の工事、換地等の進捗が遅れたためであるとの答弁でありました。

次に、款5項1目14営農推進費、節18負担金、補助及び交付金、中心経営体等施設整備事業補助金93万5,000円について、この事業で導入予定の農機具の種類はどのようなものかとの問いに対し、中心経営体等施設整備事業で導入予定の農機具は、水田の防除対策に係るドローンであるとの答弁でありました。

さらに、委員から、農業者育成確保対策補助金等で実績のない事業が見受けられるため、新規就農者育成のため、ふるさと応援の活用を検討できないか要望しました。

次に、歳入の款18項1目2教育費寄附金、節1教育総務費寄附金、リサイクル未来創生奨学寄附金の1,000円の減について、委員から、提携金融機関及び申込者の実績はとの問いに対し、現在、提携金融機関は鹿児島相互信用金庫で、リサイクル未来創生奨学金を利用している方は総数で55名、うち今年度は7名であるとの答弁でありました。

さらに、委員から、リサイクル未来創生奨学金の提携金融機関について、鹿児島相互信用金庫以外の金融機関に提携できないか検討するよう要望しました。

以上、質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第1号、令和4年度大崎町一般会計補正予算(第8号)は、原案のとおり可決すべきものと出席委員全員の意見の一致をみた次第であります。

以上、付託案件に対する総務厚生常任委員会の報告を終わります。

○議長(神崎文男君) これより質疑に入ります。

議案第1号「令和4年度大崎町一般会計補正予算(第8号)」の委員長の報告に対して、何か質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(神崎文男君) 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(神崎文男君) 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。

議案第1号「令和4年度大崎町一般会計補正予算（第8号）」について、委員長の報告は原案可決であります。

委員長の報告のとおり、原案可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神崎文男君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第1号「令和4年度大崎町一般会計補正予算（第8号）」は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

#### 日程第4 議案第2号 令和4年度大崎町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第2号)

○議長（神崎文男君） 日程第4、議案第2号「令和4年度大崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

本案について、総務厚生常任委員長の報告を求めます。

○総務厚生常任委員長（吉原信雄君） ただいま議題となりました議案第2号、令和4年度大崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について、総務厚生常任委員会における審査の経過と結果の報告をいたします。

本議案は、3月1日の本会議において当委員会に付託されたもので、3月2日に、全委員出席のもと委員会を開催し、保健福祉課長並びに関係職員の出席を求め、審査いたしました。

この補正予算は、歳入歳出予算の総額から2億640万円3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ18億193万2,000円とするものであります。

補正予算の内容については、本会議での説明のとおり、一般被保険者に係る保険費の補正減、及び県補助金の見込みに伴う補正歳入であります。

特筆すべき質疑はなく、その後、討論に入りましたが、討論もなく、採決の結果、議案第2号、令和4年度大崎町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)は、原案のとおり可決すべきものと出席委員全員の意見の一致をみた次第であります。

以上、付託案件に対する総務厚生常任委員会の報告を終わります。

○議長（神崎文男君） これより質疑に入ります。

議案第2号「令和4年度大崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）」の委員長の報告に対して、何か質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神崎文男君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神崎文男君） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。

議案第2号「令和4年度大崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）」  
について、委員長の報告は原案可決であります。

委員長の報告のとおり、原案可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神崎文男君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第2号「令和4年度大崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）」は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

#### 日程第5 議案第3号 令和4年度大崎町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第1号)

○議長（神崎文男君） 日程第5、議案第3号「令和4年度大崎町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

本案について、総務厚生常任委員長の報告を求めます。

○総務厚生常任委員長（吉原信雄君） ただいま議題となりました、議案第3号、令和4年度大崎町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、総務厚生常任委員会における審査の経過と結果の報告をいたします。本議案は、3月1日の本会議において当委員会に付託されたもので、3月2日に、全委員出席のもと委員会を開催し、保健福祉課長並びに関係職員の出席を求め、審査いたしました。

この補正予算は、歳入歳出予算の総額に、それぞれ1,727万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ2億933万2,000円とするものであります。

内容については、本会議において説明がなされておりますので、委員会での主な質疑について報告いたします。

まず、歳入の款1項1後期高齢者医療保険料について後期高齢者医療保険料の普通徴収の徴収率及び過年度分の滞納者への取組はとの問いに対し、後期高齢者医療保険料の普通徴収の徴収率は2月末時点で85.25%であり、過年度分の滞納者

には分納の誓約を行い、毎月定期的に分納していただくようお願いしているとの答弁でありました。

特筆すべき質疑もなく、その後、討論に入りましたが、討論もなく、採決の結果、議案第3号、令和4年度大崎町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)は、原案のとおり可決すべきものと出席委員全員の意見の一致をみた次第であります。

以上、付託案件に対する総務厚生常任委員会の報告を終わります。

○議長(神崎文男君) これより質疑に入ります。

議案第3号「令和4年度大崎町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)」の委員長の報告に対して、何か質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(神崎文男君) 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(神崎文男君) 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。

議案第3号「令和4年度大崎町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)」について、委員長の報告は原案可決であります。

委員長の報告のとおり、原案可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(神崎文男君) 御異議なしと認めます。

よって、議案第3号「令和4年度大崎町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)」は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第6 議案第4号 令和4年度大崎町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)

○議長(神崎文男君) 日程第6、議案第4号「令和4年度大崎町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)」を議題といたします。

本案について、総務厚生常任委員長の報告を求めます。

○総務厚生常任委員長(吉原信雄君) ただいま議題となりました議案第4号、令和4年度大崎町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)について、総務厚生常任委員会における審査の経過と結果の報告をいたします。

本議案は、3月1日の本会議において当委員会に付託されたもので、3月2日に、

全委員出席のもと委員会を開催し、保健福祉課長並びに関係職員の出席を求め、審査いたしました。

この補正予算は、歳入歳出予算の総額からそれぞれ247万円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ19億945万円とするものであります。

補正予算の内容については、本会議での説明のとおり、地域支援事業費の実績見込みに伴う補正が主なものであります。

特記すべき質疑はなく、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第4号、令和4年度大崎町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)は、原案のとおり可決すべきものと出席委員全員の意見の一致をみた次第であります。

以上、付託案件に対する総務厚生常任委員会の報告を終わります。

○議長(神崎文男君) これより質疑に入ります。

議案第4号「令和4年度大崎町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)」の委員長の報告に対して、何か質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(神崎文男君) 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(神崎文男君) 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。

議案第4号「令和4年度大崎町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)」について、委員長の報告は原案可決であります。

委員長の報告のとおり、原案可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(神崎文男君) 御異議なしと認めます。

よって、議案第4号「令和4年度大崎町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)」は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第7 議案第5号 令和4年度大崎町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)

○議長(神崎文男君) 日程第7、議案第5号「令和4年度大崎町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)」を議題といたします。

本案について、文教経済常任委員長の報告を求めます。

○文教経済常任委員長（稲留光晴君） ただいま議題となりました、議案第5号、令和4年度大崎町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について、文教経済常任委員会における審査の経過と、結果の報告をいたします。

本議案は、3月1日の本会議において当委員会に付託されたもので、3月2日に、全委員出席のもと委員会を開催し、水道課長並びに関係職員の出席を求め、審査いたしました。

この補正予算は、歳入歳出予算の総額から425万円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ2億49万2,000円とするものであります。補正予算の内容については、本会議での説明のとおり、大崎クリーンセンター及びマンホールポンプ場の光熱水費及び修繕料の実績見込みによる減とマンホールポンプ取り換え工事に係る工事請負費の実績による減が主なものであります。

特筆すべき質疑はなく、その後、討論に入りましたが、討論もなく、採決の結果、議案第5号、令和4年度大崎町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決すべきものと出席委員全員の意見の一致をみた次第であります。

以上、付託案件に対する文教経済常任委員会の報告を終わります。

○議長（神崎文男君） これより質疑に入ります。

議案第5号「令和4年度大崎町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）」の委員長の報告に対して、何か質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神崎文男君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神崎文男君） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。

議案第5号「令和4年度大崎町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）」について、委員長の報告は原案可決であります。

委員長の報告のとおり、原案可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神崎文男君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第5号「令和4年度大崎町公共下水道事業特別会計補正予算（第3

号)」は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

○議長（神崎文男君） 以上を持って、本日の日程の全部を終了いたしましたので、本日はこれをもって散会いたします。

-----○-----

散会 午後5時10分

第 3 号

3月16日(木)

# 令和5年第1回大崎町議会定例会会議録（第3号）

令和5年3月16日  
午前10時00分開議  
於 会 議 議 場

## 1. 議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名（2番，3番）
- 日程第 2 議案第 6号 令和5年度大崎町一般会計予算  
（令和5年度大崎町一般会計予算審査特別委員長報告）
- 日程第 3 議案第 7号 令和5年度大崎町国民健康保険事業特別会計予算  
（総務厚生常任委員長報告）
- 日程第 4 議案第 8号 令和5年度大崎町後期高齢者医療特別会計予算  
（総務厚生常任委員長報告）
- 日程第 5 議案第 9号 令和5年度大崎町介護保険事業特別会計予算  
（総務厚生常任委員長報告）
- 日程第 6 議案第10号 令和5年度大崎町水道事業会計予算  
（文教経済常任委員長報告）
- 日程第 7 議案第11号 令和5年度大崎町公共下水道事業特別会計予算  
（文教経済常任委員長報告）
- 日程第 8 議案第15号 大崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の  
制定について  
（大崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例  
審査特別委員長報告）
- 日程第 9 議案第21号 令和5年度大崎町一般会計補正予算（第1号）
- 日程第10 同意第 1号 教育委員会委員の任命について
- 日程第11 発委第 1号 大崎町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定  
について
- 日程第12 発委第 2号 大崎町議会の個人情報の保護に関する条例の制定に  
ついて
- 日程第13 発議第 1号 大崎町個別外部監査契約に基づく監査に関する条例  
の制定について
- 日程第14 議員派遣の件
- 日程第15 閉会中継続審査・調査申出書

2. 出席議員は次のとおりである。(12名)

1番 平 田 慎 一	7番 吉 原 信 雄
2番 富 重 幸 博	8番 中 山 美 幸
3番 稻 留 光 晴	9番 上 原 正 一
4番 諸 木 悦 朗	10番 小 野 光 夫
5番 宮 本 昭 一	11番 児 玉 孝 徳
6番 中 倉 広 文	12番 神 崎 文 男

3. 欠席議員は次のとおりである。(0名)

4. 地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町 長 東 靖 弘	農林振興課長 上 野 明 仁
副 町 長 千 歳 史 郎	耕 地 課 長 竹 本 忠 行
教 育 長 穂 園 正 幸	建 設 課 長 時 見 和 久
会 計 管 理 者 西 高 和 義	農 委 事 務 局 長 相 星 永 悟
総 務 課 長 上 橋 孝 幸	水 道 課 長 本 松 健 一 郎
企 画 調 整 課 長 中 野 伸 一	教 委 管 理 課 長 岡 留 和 幸
住 民 環 境 課 長 松 元 昭 二	社 会 教 育 課 長 鎌 田 洋 一
保 健 福 祉 課 長 谷 迫 利 弘	税 務 課 長 川 越 龍 一

5. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

事 務 局 長 宮 本 修 一
議 事 係 長 上 床 就 路
庶 務 係 主 幹 西 ゆかり

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（神崎文男君） これより、本日の会議を開きます。

-----○-----

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（神崎文男君） 日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、2番、富重幸博君、及び3番、稲留光晴君を指名いたします。

-----○-----

#### 日程第2 議案第6号 令和5年度大崎町一般会計予算

○議長（神崎文男君） 日程第2、議案第6号「令和5年度大崎町一般会計予算」を議題といたします。

本案について、令和5年度大崎町一般会計予算審査特別委員長の報告を求めます。

○予算審査特別委員長（児玉孝徳君） ただいま議題となりました、議案第6号、令和5年度大崎町一般会計予算について、審査の経過と結果の報告をいたします。本議案については、3月1日の本会議において本特別委員会に付託されたもので、3月3日、3月6日、3月8日、3月10日の4日間、全委員出席のもと委員会を開催し、担当課長並びに関係職員の出席を求め、補足説明を受け、審査いたしました。

この予算は、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ119億1,901万2,000円と定めるものであります。

内容については、3月1日の本会議において説明がありましたので、審査の結果を報告いたします。

各課の質疑終了後、討論に入りましたが、討論もなく、採決の結果、議案第6号、令和5年度大崎町一般会計予算については原案のとおり可決すべきものと出席委員の意見の一致をみた次第であります。

なお、可決するに当たり、中山美幸委員より附帯決議の動議があり、附帯決議案を採決の結果、全会一致で採択いたしました。

それでは、議案第6号、令和5年度大崎町一般会計予算における附帯決議を、次のとおり報告いたします。

1、令和4年12月議会定例会における令和4年度大崎町一般会計補正予算に対する修正動議により「大崎町衛生自治会補助金」の慎重な取組を求めてきたところではありますが、当時、一体的に進められようとしていた「相互信用金庫跡改修に伴うSDGs推進協議会からの助成金」も含め、事業計画の経緯と今後の対応策等、衛生自治会の決算処理など、町民各位に透明な虚偽のない報告がなされることを求

める。

2、大崎町衛生自治会会費徴収に至っては強制的ではないことを明確に示し、会員・非会員の差別なく大崎町住民の生活ごみ（生活ごみ・資源ごみ）を指定収集場に搬出できるよう措置することとし、住民は法に基づき分別に協力すること。収集場においては、会員・非会員へ分別方法について圧力をかけず懇切丁寧に支援すること。

3、令和5年度大崎町一般会計予算として、企業版ふるさと納税1億円による一般社団法人SDGs推進協議会負担金8,000万円、合作株式会社に対する委託料2,000万円に関する事業の実施状況をつぶさに議会・町民各位に報告説明することを求め、一般社団法人SDGs推進協議会における定款第32条における役員等の責任軽減条項を安易に適用しないことを求める。

新たに設置される予定の環境政策課、大崎町衛生自治会、一般社団法人SDGs推進協議会、有限会社そおりサイクルセンター、合作株式会社などの事業実施について、活動範囲、責任所在、相互関係を明確にされ、透明性を規範とし、町民各位が納得できる事業運営に努めることを求める。

さらに、大崎町のSDGs推進・ゴミ分別排出については、町民各位の要望、意見を広く聴取し、懇切丁寧な対応をすることを求める。

以上で、令和5年度大崎町一般会計予算審査特別委員会における審査の経過と結果について報告を終わります。

○議長（神崎文男君） これより質疑に入ります。

議案第6号「令和5年度大崎町一般会計予算」の委員長の報告に対して、何か質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神崎文男君） なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神崎文男君） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。この採決は起立によってお諮りいたします。

議案第6号「令和5年度大崎町一般会計予算」について、委員長の報告は原案可決であります。委員長の報告のとおり、原案可決することに賛成の諸君の起立を求めます。小野議員は挙手による採決です。

[賛成者起立]

○議長（神崎文男君） 起立多数です。

よって、議案第6号「令和5年度大崎町一般会計予算」は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

### 日程第3 議案第7号 令和5年度大崎町国民健康保険事業特別会計予算

○議長（神崎文男君） 日程第3、議案第7号「令和5年度大崎町国民健康保険事業特別会計予算」を議題といたします。

本案について、総務厚生常任委員長の報告を求めます。

○総務厚生常任委員長（吉原信雄君） ただいま議題となりました議案第7号、令和5年度大崎町国民健康保険事業特別会計予算について、総務厚生常任委員会における審査の経過と結果の報告をいたします。本議案は、3月1日の本会議において当委員会に付託されたもので、3月7日に、全委員出席のもと委員会を開催し、保健福祉課長並びに関係職員の出席を求め、審査いたしました。

この予算は、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ19億642万2,000円とするものであります。

内容については、3月1日の本会議において説明がなされておりますので、委員会での主な質疑について報告いたします。

まず、歳出の款2、項1、目1、節18負担金、補助及び交付金の一般被保険者診療報酬12億13万3,000円について、一般保険者診療報酬については団塊世代が後期高齢者へ移行したことで減額になったとの説明があったが、今後の推移についてどのような見立てをしているかとの問いに対し、団塊世代の方が移行することによって医療費全体が落ちてくるが、今はやはり1人当たりの医療費の動向を注視している。医療の高度化により1人当たりの医療費が上昇傾向にあり、その抑制が重要だと考えている。そのために保健事業を推進し、健診の受診率を高め、早期発見・早期治療につながる努力を保険者として求めていく必要があるとの答弁。

さらに、委員から、説明資料に、特定健診の受診率の推移があるが、受診率によって交付金に影響はあるかとの問いに対し、保険者努力支援制度の中で受診率に応じて項目ごとに点数化されて交付金が交付されるため、受診率によって影響が出てくるとの答弁でありました。

次に、歳出款2、項4、目1、節18負担金、補助及び交付金、出産育児一時金500万円について、何人分の予算を見込んでいるか、また、1人当たりの金額と、過去3年の実績は何人かとの問いに対し、10人分を見込んでおり、1人当たり50万円である。なお、実績については、令和3年度で9人、令和2年度は2人、令和元年度は8人であるとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論もなく、採決の結果、議案第7号、令和5年度大崎町国民健康保険事業特別会計予算は、原案のとおり可決すべきものと出席委員全員の意見の一致をみた次第であります。

以上、付託案件に対する総務厚生常任委員会の報告を終わります。

○議長（神崎文男君） これより質疑に入ります。

議案第7号「令和5年度大崎町国民健康保険事業特別会計予算」の委員長の報告に対して、何か質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神崎文男君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神崎文男君） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより議案第7号「令和5年度大崎町国民健康保険事業特別会計予算」を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

委員長の報告のとおり、原案可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（神崎文男君） 起立多数です。

したがって、議案第7号「令和5年度大崎町国民健康保険事業特別会計予算」は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

#### 日程第4 議案第8号 令和5年度大崎町後期高齢者医療特別会計予算

○議長（神崎文男君） 日程第4、議案第8号「令和5年度大崎町後期高齢者医療特別会計予算」を議題といたします。

本案について、総務厚生常任委員長の報告を求めます。

○総務厚生常任委員長（吉原信雄君） ただいま議題となりました議案第8号、令和5年度大崎町後期高齢者医療特別会計予算について、総務厚生常任委員会における審査の経過と結果の報告をいたします。本議案は、3月1日の本会議において当委員会に付託されたもので、3月7日に、全委員出席のもと委員会を開催し、保健福祉課長並びに関係職員の出席を求め、審査いたしました。

この予算は、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ2億347万5,000

円とするものであります。

内容については、3月1日の本会議において説明がなされておりますので、委員会での主な質疑について報告いたします。

説明資料を見ると、後期高齢者医療の令和4年度の被保険者数が伸びているが、この要因は何かとの問いに対し、昭和22年生まれの団塊の世代の方の加入が令和4年度から始まり、他の医療保険から後期高齢者医療へ移行したことが影響しているとの答弁でありました。

次に、歳入の款3、項1、目1、節1の保険安定繰入金8,666万2,000円について、低所得者等に係る保険料軽減に対するものとの説明であったが、人数的には何人を見込んでいるかとの問いに対し、令和5年度の当初予算については、令和4年度実績の数字で計上してあり、人数は2,373人であるとの答弁でありました。

歳出の款1、項1、目1、節18負担金、補助及び交付金の2億311万2,000円について、後期高齢者医療広域連合納付金及び保険安定分担金の内容は何かとの問いに対し、後期高齢者医療広域連合納付金については、町が徴収した保険料を、毎月、広域連合へ支払うものであります。保険安定分担金については、県負担分の4分の3と町負担分の4分の1を合算して支払う分のものでありますとの答弁でありました。

以上で、質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第8号、令和5年度大崎町後期高齢者医療特別会計予算は、原案のとおり可決すべきものと出席委員全員の意見の一致をみた次第であります。

以上、付託案件に対する総務厚生常任委員会の報告を終わります。

○議長（神崎文男君） これより質疑に入ります。

議案第8号「令和5年度大崎町後期高齢者医療特別会計予算」の委員長の報告に対して、何か質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神崎文男君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神崎文男君） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより議案第8号「令和5年度大崎町後期高齢者医療特別会計予算」を採決いたします。この採決は起立によって行います。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

委員長の報告のとおり、原案可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（神崎文男君） 起立多数です。

したがって、議案第8号「令和5年度大崎町後期高齢者医療特別会計予算」は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

#### 日程第5 議案第9号 令和5年度大崎町介護保険事業特別会計予算

○議長（神崎文男君） 日程第5、議案第9号「令和5年度大崎町介護保険事業特別会計予算」を議題といたします。

本案について、総務厚生常任委員長の報告を求めます。

○総務厚生常任委員長（吉原信雄君） ただいま議題となりました、議案第9号、令和5年度大崎町介護保険事業特別会計予算について、総務厚生常任委員会における審査の経過と結果の報告をいたします。本議案は、3月1日の本会議において当委員会に付託されたもので、3月7に、全委員出席のもと委員会を開催し、保健福祉課長並びに関係職員の出席を求め、審査いたしました。

この予算は、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ19億4,475万6,000円とするものであります。

内容については、3月1日の本会議において説明がなされておりますので、委員会での主な質疑について報告いたします。

まず、歳出の款2、項4、目1、節18負担金、補助及び交付金の高額介護サービス費5,400万円について、介護サービスを利用した際の利用者負担額が一定額を上回った場合に給付する保険給付費との説明であったが、一定額とは幾らかとの問いに対し、世帯の利用者負担の階層区分が数段階あり、一般世帯の月額の上限額は4万4,400円である。ほかに住民税非課税世帯や高所得者の階層もあるとの答弁でありました。

次に、款3、項2、目1一般介護予防事業費535万円について、マスターズプロジェクト及びころばん体操、ふれあいサロン活動事業の組織数はとの問いに対し、ころばん体操及びふれあいサロンについては、集落単位での活動で31箇所、マスターズプロジェクトについては校区単位で活動しており、町内4箇所であるとの答弁でありました。

款3、項3、目4、節12委託料の在宅医療・介護連携推進事業業務委託料140万1,000円について、事業内容及び本町からの利用者は何名かとの問いに対

し、医療・介護関係者が研修等を行いながら連携を図り、在宅医療と介護サービスを一体的に提供する体制を構築するため、曾於医師会を中心として2市1町が連携して進める事業である。また、本町から協議会や作業部会に参加者している方は6名程度であるとの答弁でありました。

以上で、質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第9号、令和5年度大崎町介護保険事業特別会計予算は、原案のとおり可決すべきものと出席委員全員の意見の一致をみた次第であります。

以上、付託案件に対する総務厚生常任委員会の報告を終わります。

○議長（神崎文男君） これより質疑に入ります。

議案第9号「令和5年度大崎町介護保険事業特別会計予算」の委員長の報告に対して、何か質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神崎文男君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神崎文男君） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより議案第9号「令和5年度大崎町介護保険事業特別会計予算」を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

委員長の報告のとおり、原案可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（神崎文男君） 起立多数です。

したがって、議案第9号「令和5年度大崎町介護保険事業特別会計予算」は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

#### 日程第6 議案第10号 令和5年度大崎町水道事業会計予算

○議長（神崎文男君） 日程第6、議案第10号「令和5年度大崎町水道事業会計予算」を議題といたします。

本案について、文教経済常任委員長の報告を求めます。

○文教経済常任委員長（稲留光晴君） ただいま議題となりました議案第10号、令和5年度大崎町水道事業会計予算について、審査の経過と結果の報告をいたします。

本議案については、去る3月1日の本会議において当委員会に付託されたもので、3月2日に、全委員出席のもと委員会を開催し、水道課長並びに関係職員の出席を求め、補足説明を受け、審査いたしました。

予算書の1ページ、業務予定量は、給水戸数6,500戸、年間総給水量147万立方メートル、1日平均給水量4,027立方メートルであります。

主な建設改良事業は、町道仮宿下原線下原地区配水管布設替工事であります。

予算第3条の収益的収入及び支出の予定額は、収入が第1款水道事業収益2億1,207万3,000円で、支出は第1款水道事業費用1億9,479万5,000円であります。

予算書の2ページ、予算第4条の資本的収入及び支出の予定額は、第1款資本的収入が305万円で、第1款資本的支出が1億679万9,000円であります。資本的収入額が支出額に対して不足する額1億374万9,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額850万2,000円、当年度分損益勘定留保資金6,788万円、減債積立金305万9,000円、建設改良積立金2,430万8,000円で補てんするものであります。

本予算の提案理由、内容等につきましては、本会議において担当課長より説明がございましたので省略させていただきます。

それでは、委員会での質疑の主なものについて報告いたします。

まず、予算説明書の収益的支出の款1、項1、目2、節14委託料の漏水調査業務委託ほか257万3,000円について、この調査は、町内全域を調査するのか、それとも場所を特定して行うのかとの問いに対し、町内全域において漏水箇所の絞り込みを行うため、まず、工務係の職員2名で夜間に漏水調査を行い、さらに、年2回程度、業務委託での調査を予定しているとの答弁でありました。

また、委員から、給水戸数が減少しているとの説明であったが、今後、高齢化や人口減少の進行によって、ますます給水戸数の減少が懸念され、水道料の高騰にもつながると思うが、将来的な水道事業に対してどのように考えているかとの問いに対し、中継ポンプ場を含む給配水地など全体的に電力が高騰している中、町民の方が集中して使う時間帯を把握してポンプの稼働時間を調整し、電力の節約ができないか、また、使用するポンプを制限できないか分析を行いながら経費を捻出している。また、地下水を使用している法人に対し、水道を使っていただくよう働きかけも行っているとの答弁。

さらに委員から、水道料メーターなどの統計データを活用しながら、将来的な水道料の高騰に対する対策の調査研究を行うよう要望をいたしました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論もなく、採決の結果、議案第1

0号、令和5年度大崎町水道事業会計予算は、原案のとおり可決すべきものと全委員の意見の一致をみた次第であります。

以上で、文教経済常任委員会における審査の経過と結果について報告を終わります。

○議長（神崎文男君） これより質疑に入ります。

議案第10号「令和5年度大崎町水道事業会計予算」の委員長の報告に対して、何か質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神崎文男君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神崎文男君） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより議案第10号「令和5年度大崎町水道事業会計予算」を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

委員長の報告のとおり、原案可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（神崎文男君） 起立多数です。

したがって、議案第10号「令和5年度大崎町水道事業会計予算」は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

#### 日程第7 議案第11号 令和5年度大崎町公共下水道事業特別会計予算

○議長（神崎文男君） 日程第7、議案第11号「令和5年度大崎町公共下水道事業特別会計予算」を議題といたします。

本案について、文教経済常任委員長の報告を求めます。

○文教経済常任委員長（稲留光晴君） ただいま議題となりました、議案第11号、令和5年度大崎町公共下水道事業特別会計予算について、審査の経過と結果の報告をいたします。本議案については、去る3月1日の本会議において当委員会に付託されたもので、3月2日に、全委員出席のもと委員会を開催し、水道課長並びに関係職員の出席を求め、補足説明を受け、審査いたしました。

この予算は、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ2億3,816万7,000

0円とするものであります。

本予算の提案理由、内容等につきましては、本会議において担当課長より説明がございましたので省略させていただきます。

それでは、委員会での質疑の主なものにつきまして報告をいたします。

委員から、公共下水道ストックマネジメント計画について、さらに詳しい説明を求めたところ、ストックマネジメント計画策定業務委託については、将来の負担軽減による安定した財政経営と時代に応じた適正かつ安全な施設等の提供及び効率化、効果的な維持管理を目的とした長寿命化対策に係る基本計画であり、令和6年度までの2か年での策定で、この基本計画が長寿命化計画を作成するに当たっての第一段階の作業となるの答弁でありました。

また、委員から、マンホールへの雨水の流入については、下水道使用料にも影響することが予想されることから、雨水の流入の防止策や、流入している雨水がどの程度あるか把握しているかとの問いに対し、基本的に雨水は下水道につながらないことが基本である。下水道管のマンホールの蓋の内側に雨水が入らないように、内蓋がついている状況である。また、下水道を利用している住民の方々には、広報誌または納付書の発送時に雨水を下水道に流さないよう啓発を行い、さらに、耐水化対策においてマンホールポンプ場制御盤の移設事業を行いながら、雨水対策を行っていくとの答弁でありました。

さらに、委員から、雨水対策は各家庭の使用料の減額にもつながることから、継続した対策を講じるよう要望いたしました。

また、委員から、下水道使用料と水道料金は同額になっていくのかとの問いに対し、下水道使用料と水道料金については、令和5年度において大体同じ水準になってくるとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論もなく、採決の結果、議案第11号、令和5年度大崎町公共下水道事業特別会計予算は、原案のとおり可決すべきものと全委員の意見の一致をみた次第であります。

以上で、文教経済常任委員会における、審査の経過と結果について報告を終わります。

○議長（神崎文男君） これより質疑に入ります。

議案第11号「令和5年度大崎町公共下水道事業特別会計予算」の委員長の報告に対して、何か質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神崎文男君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神崎文男君） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより議案第11号「令和5年度大崎町公共下水道事業特別会計予算」を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

委員長の報告のとおり、原案可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（神崎文男君） 起立多数です。

したがって、議案第11号「令和5年度大崎町公共下水道事業特別会計予算」は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

#### 日程第8 議案第15号 大崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（神崎文男君） 日程第8、議案第15号「大崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案について、大崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例審査特別委員長の報告を求めます。

○審査特別委員長（児玉孝徳君） ただいま議題となりました、議案第15号、大崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、審査特別委員会における審査の経過と結果の報告をいたします。

本議案については、3月1日の本会議において、本特別委員会に付託されたもので、3月10日に委員会を開催し、担当課長並びに関係職員の出席を求め、審査いたしました。

内容については、3月1日の本会議において説明がありましたので、委員会での主な質疑について報告いたします。

まず、国民健康保険税の標準保険税率については、今後、税率に変化はないのかとの問いに対し、大崎町に対し県が定めた標準保険税率は、現在の税率が続くものではなく、将来の税率については、現在、県からは指示はされていないとの答弁。

さらに、委員から、町の基金を活用するなど、個人負担の税額増は段階的にするべきではないかとの問いに対し、国民健康保険税の税率の統一について、現在、令和15年度以降の実施時期等が未定である。今後、県内の税率の統一についての詳

細な内容が示されてから、町の基金の活用等も含め、個人負担の税額が急激に上がらないよう対策を講じるとの答弁でありました。

以上で、議案第15号に関する質疑を終結し、その後、討論に入ったところ、委員から反対の討論があり、国民健康保険事業特別会計への基金繰入金について、繰入額を増額し、被保険者への税額に対する負担軽減を図るべきであるとの反対意見が出されました。賛成の討論はなく、その後、採決に入り、起立採決の結果、議案第15号、大崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定については、起立多数で可決とすることに決定した次第であります。

以上で、大崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例審査特別委員会における審査の経過と結果について報告を終わります。

○議長（神崎文男君） これより質疑に入ります。

議案第15号「大崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」の委員長の報告に対して、何か質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神崎文男君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

○3番（稲留光晴君） 私は、議案第15号、大崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について反対をいたします。

特別委員会においても、令和5年度に基金を繰り入れて緩和策をつくるということでも求めました。

以上であります。

○議長（神崎文男君） ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神崎文男君） 討論なしと認めます。

異議がありますので、この採決は起立によって採決いたします。

議案第15号「大崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」、委員長の報告は原案可決であります。

委員長の報告のとおり、原案可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（神崎文男君） 起立多数です。

したがって、議案第15号「大崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第9 議案第21号 令和5年度大崎町一般会計補正予算（第1号）

○議長（神崎文男君） 日程第9、議案第21号「令和5年度大崎町一般会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（東 靖弘君） 御説明いたします。本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,045万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を119億6,947万1,000円にするものでございます。内容につきましては、新型コロナウイルス感染症に対する特例臨時接種の実施機関が延長されたことに伴う新型コロナウイルスワクチンの接種及び接種体制確保に要する経費でございます。

よろしく御審議賜り、御可決くださいますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては担当課長が説明いたします。

○総務課長（上橋孝幸君） それでは、御説明いたします。

今回の補正予算は、新型コロナウイルス感染症に対する特例臨時接種の実施機関が延長されたことを受けまして、ワクチン接種に向けた準備を速やかに進める必要があることから、関連経費をお願いするものでございます。

まず、歳出から御説明いたしますので、7ページをお願いいたします。款4衛生費、目10新型コロナウイルス感染症対策事業費、節1報酬から節4共済費までは、ワクチン接種の体制確保を図るための職員及び会計年度任用職員に係る人件費が主なものでございます。節7報償費は、個別接種を促進するために接種を実施する医療機関に支払う謝礼金352万円と、集団接種を実施する際のワクチン接種業務を行う医師や看護師などに支払う謝礼金472万3,000円でございます。節10需用費164万4,000円は、ワクチン接種に係る消耗品費と印刷製本費が主なものでございます。節11役務費348万6,000円は、接種券の郵送料や町外の医療機関でワクチン接種した場合に必要な国保連合会への事務手数料が主なものでございます。

次の8ページをお願いいたします。節12委託料2,567万3,000円は、コールセンター業務に係る委託料と個別接種を実施する医療機関へのワクチン接種委託料が主なものでございます。節13使用料及び賃借料は、ワクチン接種の予約システム使用料132万円と集団接種会場で必要な業務用物品の使用料165万2,000円でございます。

以上で歳出の説明を終わりました。次に歳入について御説明いたしますので6ページをお願いいたします。

款15国庫支出金、目2衛生費国庫負担金2,354万2,000円の増は、ワクチン接種の実施に係る新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金でございます。

次の目3衛生費国庫補助金2,691万7,000円の増は、ワクチン接種の体制確保に係る新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金でございます。

以上で説明を終わります。

○議長（神崎文男君） これより質疑に入ります。何か質疑はありませんか。

○1番（平田慎一君） 7ページ、衛生費、目10、節11役務費、今の御説明では通信運搬費、町外の費用に係る予算が入っておりますという御説明でしたが、町外に係る費用というのはどれぐらいかかる費用を見込んでいただけるのか。どのぐらいの病院での件数を見込んでおられるのか御説明ください。

○保健福祉課長（谷迫利弘君） 通信運搬費については、接種券の郵送料、電話料が入っておりますので、町外での接種に係る分については特に。件数については1万2,000件を考えているところです。

○1番（平田慎一君） 今、最初に総務課長がそういう答弁をされておりましたので、今聞いたんですけども。対象世帯では。

○保健福祉課長（谷迫利弘君） 対象人数が1万2,000人でありまして、世帯については、ここでは把握をしていない。

○1番（平田慎一君） 審議ですので、把握できていない場合は審議はできませんので、よろしく申し上げます、議長。

○保健福祉課長（谷迫利弘君） 町外での接種の世帯については、今現在では2,000件程度を考えています。

○1番（平田慎一君） 2,000件程度で、人数的には何人程度をみていますか。

○議長（神崎文男君） 暫時休憩します。

-----○-----

休憩 午前10時50分

再開 午前10時53分

-----○-----

○議長（神崎文男君） 再開します。

○保健福祉課長（谷迫利弘君） 失礼いたしました。

その接種については1件、1件で把握をしておりますので、世帯としての把握は実際していないところです。ですので、町外での接種の件数については2,000件の接種があるものと積算しているところです。

以上でございます。

○1番（平田慎一君） 積算根拠が2,000ということで、積算根拠が積み上がっているはずなので、もう少しちゃんときちっとした根拠を今後は出すようにしていただきたい。この質問をした理由は、町外で接種をするのではなくてなるべく町内の

医療機関で接種するように働きかけることが肝要であると思っておりますので、そこは重々御認識されて接種のこともされるべきだということを最後に申し伝えておきます。

以上でございます。

○議長（神崎文男君） ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神崎文男君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第21号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神崎文男君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神崎文男君） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。議案第21号「令和5度大崎町一般会計補正予算（第1号）」は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神崎文男君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第21号「令和5度大崎町一般会計補正予算（第1号）」は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

#### 日程第10 同意第1号 教育委員会委員の選任について

○議長（神崎文男君） 日程第10、同意第1号「教育委員会委員の選任について」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（東 靖弘君） 御説明いたします。本案は、現在、大崎町教育委員会委員であります小野まゆみ氏の任期が、本年3月31日で満了となるため、その後任を任命する必要がありますが、引き続き同氏を大崎町教育査委員会委員として任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき議会の同意を求めるものであります。

なお、任期は、令和9年3月31日まででございます。

氏の住所は、大崎町仮宿1187番地2、上三文字集落で、昭和43年9月10日生まれの54歳であります。氏は平成元年3月に鹿児島女子短期大学児童教育学科を御卒業後、同年4月から社会福祉法人雪山福祉会青葉保育園に入社され、3年間保育士として御活躍されておりました。また、平成8年10月からは、家業の富士屋製菓有限会社に入社し、平成22年10月からは同社取締役として御活躍されております。令和3年6月から、本町教育委員会委員に任命されて以来、町民からの信頼も厚く、精力的に活躍されており、豊かな発想と識見を持ち、穏健中立な人物として高く評価されており、教育委員会委員として適任であると思われまますので、よろしく御審議賜り、御同意くださいますようお願い申し上げます。

○議長（神崎文男君） これより質疑に入ります。何か質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神崎文男君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております同意第1号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神崎文男君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神崎文男君） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより、同意第1号について採決いたします。

採決は、無記名投票をもって行います。

議場を閉鎖します。

[議場閉鎖]

○議長（神崎文男君） ただいまの議員数は11人であります。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に6番、中倉広文君、7番、吉原信雄君、8番、中山美幸君を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

念のために申し上げます。本案に賛成の諸君は賛成と、反対の諸君は反対と記載願ひます。

[投票用紙配付]

○議長（神崎文男君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神崎文男君） なしと認めます。

投票箱を改めます。

[投票箱点検]

○議長（神崎文男君） 異状なしと認めます。

これより投票に移ります。

職員の点呼に応じて順次投票を願います。

点呼いたします。

○事務局長（宮本修一君） それでは、議席番号、氏名の順で読み上げます。

1 番、平田慎一議員、2 番、富重幸博議員、3 番、稲留光晴議員、4 番、諸木悦朗議員、5 番、宮本昭一議員、6 番、中倉広文議員、7 番、吉原信雄議員、8 番、中山美幸議員、9 番、上原正一議員、10 番、小野光夫議員、11 番、児玉孝徳議員。

[投票]

○議長（神崎文男君） 投票漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神崎文男君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

開票を行います。6 番、中倉広文君、7 番、吉原信雄君、8 番、中山美幸君、立会いをお願いします。

[開票]

○議長（神崎文男君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数 11 票。有効投票 11 票。無効投票 0 票。

有効投票中、賛成、11 票、反対、0 票。

以上のおおり、賛成が多数であります。

よって、同意第 1 号は同意することに決定いたしました。

議場の閉鎖を解きます。

[議場閉鎖]

-----○-----

日程第 11 発委第 1 号 大崎町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（神崎文男君） 日程第 11、発委第 1 号「大崎町議会委員会条例の一部を改正

する条例の制定について」を議題といたします。

本件について、趣旨説明を求めます。

- 5番（宮本昭一君） 発委第1号、大崎町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について。発委第1号、大崎町議会会議規則の一部を改正する規則の提出について。大崎町議会議長、神崎文男殿。提出者、議会運営委員会委員長、宮本昭一。令和5年3月16日提出。

上記の議案を、別紙のとおり、地方自治法第109条第6項及び第7項並びに大崎町議会会議規則第14条第3項の規定により提出をいたします。

提出の理由。令和4年12月、本町が行う施策遂行における課題に対応し、その権限に属する事務を分掌させるため、また、組織の機構改革を行い、町民にわかりやすい行政組織とするため、地方自治法第158条第1項の規定に基づき、大崎町課設置条例の一部を改正する条例が制定されたことから、大崎町議会委員会条例第2条の改正を行うものでございます。

よろしく審議賜り、御可決くださるようお願いを申し上げます。

- 議長（神崎文男君） これより質疑に入ります。何か質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

- 議長（神崎文男君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

ただいま議題となっております発委第1号は、会議規則第39条第2項の規定により、委員会付託を省略します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

- 議長（神崎文男君） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。

発委第1号「大崎町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

- 議長（神崎文男君） 御異議なしと認めます。

よって、発委第1号「大崎町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第12 発委第2号 大崎町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について

○議長（神崎文男君） 日程第12、発委第2号「大崎町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について」を議題といたします。

本件について、趣旨説明を求めます。

○5番（宮本昭一君） ただいま議題となりました発委第2号について御説明いたします。

発委第2号、大崎町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について。大崎町議会議長、神崎文男殿。提出者、議会運営委員会委員長、宮本昭一。令和5年3月16日提出。

上記の議案を、別紙のとおり、地方自治法第109条第6項及び第7項並びに大崎町議会会議規則第14条第3項の規定により提出いたします。

提出の理由。令和3年5月に可決成立したデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律が公布されました。この法は、個人情報保護法、行政機関個人情報保護法及び独立行政法人等個人情報保護法の3本の法律を1本に統合するとともに、地方公共団体の個人情報保護制度についても、統合後の法律において全国的な共通ルールを規定し、その所管が個人情報保護委員会に一元化するところでございます。この法律改正によって、議会は共通ルールの対象から除かれたところではありますが、議会は、個人情報保護に関する条例等の対象とされており、引き続き、条例等により共通ルールに沿った事実的な措置を講じることが望まれることから、大崎町議会の個人情報の保護に関する条例を制定するものであります。

よろしく審議賜り、御可決くださるようよろしくお願いいたします。

○議長（神崎文男君） これより質疑に入ります。何か質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神崎文男君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

ただいま議題となっております発委第2号は、会議規則第39条第2項の規定により、委員会付託を省略します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神崎文男君） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。

発委第2号「大崎町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について」は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神崎文男君） 御異議なしと認めます。

よって、発委第2号「大崎町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第13 発議第1号 大崎町個別外部監査契約に基づく監査に関する条例の制定  
について

○議長（神崎文男君） 日程第13、発議第1号「大崎町個別外部監査契約に基づく監査に関する条例の制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○1番（平田慎一君） ただいま議題となりました発議第1号について御説明いたします。

発議第1号、大崎町個別外部監査契約に基づく監査に関する条例の制定について。大崎町議会議長、神崎文男殿。提出者、大崎町議会議員、平田慎一。賛成者、同上、上原正一。令和5年3月16日に提出。

上記の議案を、別紙のとおり、地方自治法第112条第1項及び大崎町議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

提出の理由につきまして、町政の透明性、専門性、客観性等をより一層強化するため、公認会計士や弁護士など外部の専門的な知識を有する者と契約し、財務等についての監査を受ける外部監査制度の必要性があることから、大崎町個別外部監査契約に基づく監査に関する条例を制定するものであります。

以上、御審議いただき、御可決くださるようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（神崎文男君） これより質疑に入ります。何か質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神崎文男君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

お諮りします。

ただいま議題となっております発議第1号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神崎文男君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神崎文男君） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。

発議第1号「大崎町個別外部監査契約に基づく監査に関する条例の制定について」、可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者 起立]

○議長（神崎文男君） 起立多数です。

原案のとおり可決されました。

ここで、暫時休憩します。

-----○-----  
休憩 午前11時18分  
再開 午前11時19分  
-----○-----

○議長（神崎文男君） 再開します。

ただいま、平田慎一君ほか1名から、令和4年度一般会計補正予算、令和5年度一般会計予算、大崎町SDGs推進協議会、大崎町衛生自治会、有限会社そおりサイクルセンターに関する事務執行の個別外部監査請求に関する決議が提出されました。

令和4年度一般会計補正予算、令和5年度一般会計予算、大崎町SDGs推進協議会、大崎町衛生自治会、有限会社そおりサイクルセンターに関する事務執行の個別外部監査請求に関する決議を日程に追加し、追加日程第1号として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることについて採決します。

この採決は、起立によって行います。

この決議案を日程に追加し、追加日程第1号として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに賛成の方の起立を願います。

[賛成者起立]

○議長（神崎文男君） 起立少数です。

暫時休憩します。

-----○-----  
休憩 午前11時21分  
再開 午前11時24分

-----○-----

○議長（神崎文男君） 再開します。

ただいま、平田慎一君ほか1名から、令和4年度一般会計補正予算、令和5年度一般会計予算、大崎町SDGs推進協議会、大崎町衛生自治会、有限会社そおりサイクルセンターに関する事務執行の監査請求に関する決議が提出されました。

令和4年度一般会計補正予算、令和5年度一般会計予算、大崎町SDGs推進協議会、大崎町衛生自治会、有限会社そおりサイクルセンターに関する事務執行の監査請求に決議を日程に追加し、追加日程第2として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることについて採決します。

この採決は起立によって行います。

この決議案は日程に追加し、追加日程第2として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることの賛成の方の起立を願います。

[賛成者起立]

○議長（神崎文男君） 起立少数です。

したがって、令和4年度一般会計補正予算、令和5年度一般会計予算、大崎町SDGs推進協議会、大崎町衛生自治会、有限会社そおりサイクルセンターに関する事務執行の監査請求に関する決議を日程に追加し、追加日程第2として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることは否決されました。

-----○-----

#### 日程第14 議員派遣の件

○議長（神崎文男君） 日程第14、「議員派遣の件」を議題といたします。

お諮りします。

別紙のとおり、本町議会議員を派遣したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神崎文男君） 御異議なしと認めます。

よって、別紙のとおり、本町議会議員を派遣することに決定いたしました。

-----○-----

#### 日程第15 閉会中継続審査・調査申出書

○議長（神崎文男君） 日程第15「閉会中継続審査・調査申出書」についてを議題といたします。

委員会の決定に基づき、お手元に配付してある写しのとおり、4委員長から申し出があります。

お諮りします。

4 委員長の申し出のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神崎文男君） 御異議なしと認めます。

よって、4 委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査は決定いたしました。

-----○-----

○議長（神崎文男君） 以上をもって、本日の日程の全部を終了しました。会議を閉じます。令和5年第1回大崎町議会定例会を閉会します。

-----○-----

閉会 午前11時28分